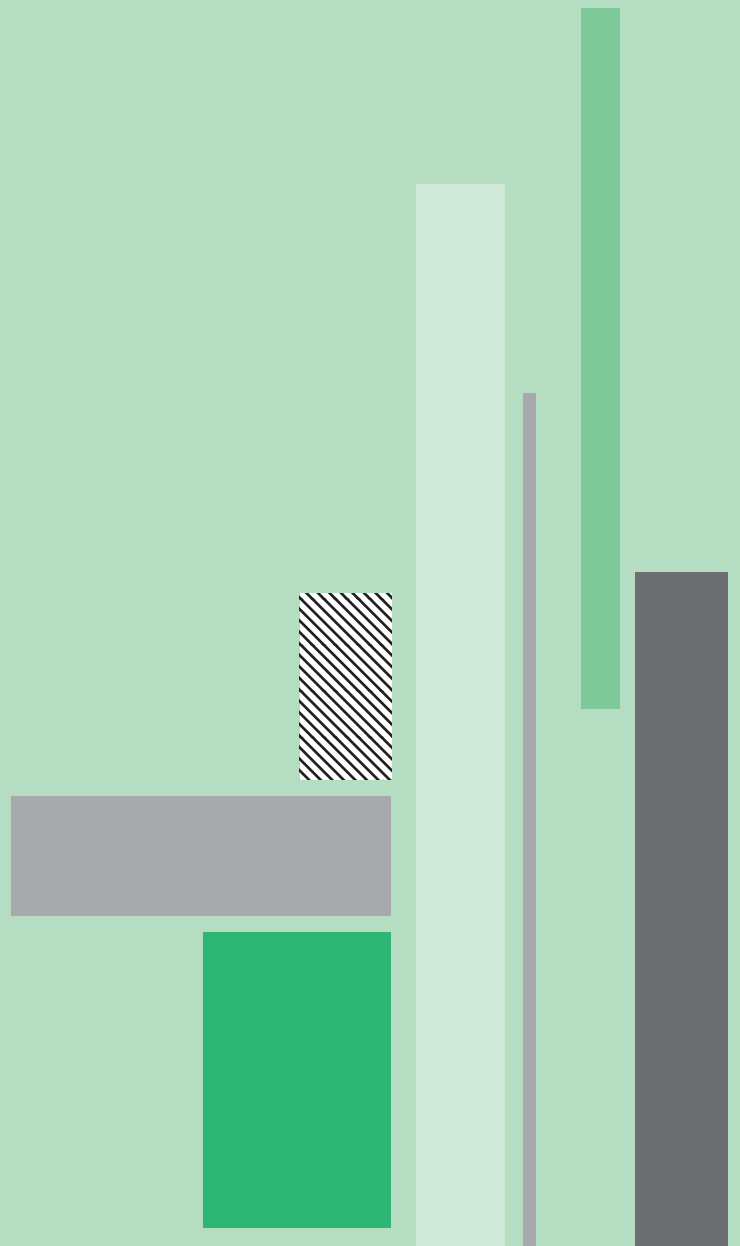


〈県政資料・第 134 号〉

日本共産党埼玉県議会議員団の主張と活動

■ 2017 年 2 月定例会

■ 談話



日本共産党埼玉県議会議員団

目 次

2017 年 2 月定例県議会（2017 年 2 月 20 日～ 3 月 27 日）

1、秋山文和県議の本会議一般質問（2017 年 3 月 1 日）	2
2、予算特別委員会における前原かづえ県議の質疑、討論 （2017 年 3 月 9 日、10 日、13 日、14 日、15 日、16 日、21 日、22 日）	15
3、予算特別委員会における金子正江県議の質疑 （2017 年 3 月 9 日、10 日、13 日、14 日、15 日、16 日、21 日）	35
4、議会運営委員会における村岡正嗣県議の質疑（2017 年 2 月 20 日、3 月 2 日、27 日）	50
5、総務県民生活委員会における村岡正嗣県議の質疑（2017 年 3 月 6 日）	56
6、環境農林委員会における柳下礼子県議の質疑（2017 年 3 月 6 日）	57
7、福祉保健医療委員会における秋山文和県議の質疑（2017 年 3 月 6 日）	63
8、文教委員会における前原かづえ県議の質疑（2017 年 3 月 6 日）	66
9、自然再生・循環社会対策特別委員会における村岡正嗣県議の質疑（2017 年 3 月 8 日）	68
10、公社事業対策特別委員会における金子正江県議の質疑（2017 年 3 月 8 日）	70
11、経済・雇用対策特別委員会における柳下礼子県議の質疑（2017 年 3 月 8 日）	71
12、人材育成・文化・スポーツ振興特別委員会における前原かづえ県議の質疑 （2017 年 3 月 8 日）	73
13、5 か年計画特別委員会（1 月・2 月閉会中）における秋山文和県議の質疑 （2017 年 1 月 10 日、20 日、2 月 10 日）	74
13、5 か年計画特別委員会における秋山文和県議の修正案の説明と質疑 （2017 年 3 月 3 日）	90
15、知事提出議案に対する反対討論（2017 年 3 月 27 日）	96
16、知事提出議案に対する反対討論（2017 年 3 月 27 日）	98
17、議員提出議案に対する反対討論（2017 年 3 月 27 日）	100
18、議員提出議案に対する賛成討論（2017 年 3 月 27 日）	101
19、議案及び請願に対する各会派の態度	103
20、県議会 2 月定例会をふりかえって（談話）（2017 年 3 月 27 日）	107

2017年2月定例県議会

1 本会議一般質問

秋山文和議員

(2017年3月1日)

- | | |
|---|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 アスクル物流倉庫火災の原因究明と消防力の強化について2 国民健康保険の被保険者負担の軽減のために3 障害者の「暮らしの場」の確保のために4 民間マンションの耐震化・老朽対策・バリアフリー化は喫緊の課題 | <ol style="list-style-type: none">5 JR駅の「無人化」は許されない6 犯罪被害者支援の拡充のために、県内全自治体で条例制定を7 小中学校全学年への少人数学級拡充について8 資源循環工場について、地元との協定を守れ |
|---|---|

1 アスクル物流倉庫火災の原因究明と消防力の強化について

Q・秋山文和議員

日本共産党の秋山文和です。党議員団を代表して、一般質問を行います。

初めに、1、アスクル物流倉庫火災の原因究明と消防力の強化についてです。

三芳町の通販会社アスクルの物流倉庫で16日に起きた火災は、床面積4万5千㎡を焼き、鎮火までに6日を要する大規模なものでした。昨日、完全鎮火しました。党県議団の現地調査でも、臭いが充満し、近くにお住まいの方は「毒ガスで死にそうな思いをした」と語りました。三芳町の水道の1か月分相当の水が使われ、飲料水への影響、運動場使用不能など教育への影響も広がりました。総務省によれば、床面積1万㎡以上の建築物の火災は、過去10年間に2件、いずれも1日、2日で消火に至っており、アスクル火災は例を見ない大規模火災との認識

を表明しています。

火災現場の周辺には、佐川急便、文具メーカープラスの巨大物流倉庫が並んでいました。各地で大型物流倉庫が建設され、埼玉県も積極的にこれを誘致しております。日本立地総覧によると、2013年から2014年に首都圏の物流施設は225件が操業、着工が193件となっております。

初めに伺いますが、アスクル火災の原因究明に県としても全力を挙げること。また、早急に県内物流倉庫の現状を把握し、その防火対策について改めて調査すべきです。

以上2点について、知事の見解を求めます。

アスクル火災では、70台以上の消防車が出動しました。長期にわたる消防活動に従事した職員、団員の皆さんに敬意を表します。埼玉県の消防力の現状は、職員の充足率が82.7%、救急車92%と、必要数を満たしておりません。消防現場からは、「救急隊をあと一隊でいいから増やしたい」という切実な声が寄せられ

ています。県は、消防力の強化として研修等を実施していますが、「研修に人を送り出す余裕がない」というのが消防現場の実感です。

また、職員全体の充足率が82%でも、担当部門別に見れば、予防担当職員の充足率は、地域によっては40%台という極めて低い状態が生まれております。予防担当は、火災報知器や防火シャッターなど消防設備の確認を行う部署ですが、現在の人員では、新築建物には対応できても、用途や収容人員などの変更時には十分対応できていません。この職員不足について、まずは国に対して対策を求めるとともに、県としても予防、救急、消防、警防など部署別の充足状況を把握し、充足を促すべきです。危機管理防災部長の答弁を求めます。

県は、職員や装備不足を広域化によって解消すべく、消防の広域化を推進しています。党県議団は、水利情報など地域の実情把握は消防には欠かせないとして、広域化推進に反対してきました。昨年2月、所沢市の31階建て高層マンション火災において、上層階に水を送る連結送水管を地下向け送水口に接続するミスによって、1時間36分にわたり放水が開始されず、マンションの地下設備の一部が水浸しになりました。所沢市を管轄する西部消防局は、都市部の所沢市から山間部まで含む飯能市の広域消防組合となったばかりです。管轄の余りの広さに、各地から懸念の声が上がっていました。報道では、西部消防局は送水ミスの原因として「高層階の消火活動は初めてだった」とコメントをしました。

ここで伺いますが、消防広域化は、その地域の実情に即して決められるべきことであり、県が市町村に強制するものではないと考えますが、危機管理防災部長の見解を求めます。

A．上田清司知事

秋山文和議員の御質問にお答えをいたします。

まず、「アスクル物流倉庫火災の原因究明と消防力の強化について」のお尋ねのうち、アスクル火災の原因究明についてでございます。

県では、火災発生後、直ちに情報連絡室を設置し、職員を現場に派遣して情報収集を行いました。また、三芳町からの要請を受け、高度の資機材と技術を持つ埼玉県特別機動援助隊、通称「埼玉SMART」を出勤させ、消防活動を支援してまいりました。22日の火災鎮圧後も、地元消防によって建物内部の残り火を区画ごとに完全に消火する作業が継続されてきました。昨日17時に鎮火となり、今朝から地元消防や警察、消防庁と国土交通省で構成する調査チームにより、火災現場での原因調査が始まったところでございます。今後も火災の原因究明が早期になされますよう、地元消防と連携して取り組んでまいります。

次に、県内物流倉庫の現状把握と防火対策に係る調査についてでございます。

今回火災が発生した倉庫は、延べ床面積が約7万2千㎡と広大であり、さらに構造上開口部が少なく、外部からの注水が困難でございました。こうした構造の建物では、一旦火災が広がると消火活動が極めて難しくなるため、まずは火災の予防、そして火災発生時の初期消火という基本が一層重要であるという現場からの報告も受けております。

そこで、県は今回の火災を踏まえ、同様の施設における消火器など消防用設備の管理や防火管理体制の徹底について、各消防本部に通知をしたところです。既に一部の消防本部では、類似施設の査察に入っています。国等による調査結果を踏まえ、県としても各消防本部とともに県内の大規模物流倉庫の現状をしっかりと把握し、再発防止の注意喚起を含めた防火対策に取り組んでまいります。

A．危機管理防災部長

御質問1、「アスクル物流倉庫火災の原因究明と消防力の強化について」、お答えを申し上げます。

まず、消防の職員不足について国に対策を求めるとともに、県として消防本部の部署別の充足状況を把握し、充足を促すべきとお尋ねについてでございます。

平成27年4月1日現在で、本県の消防職員の充足率は82.7%ですが、これは全国第3位という高い率でございます。一方、秋山議員の御指摘のとおり、予防部門に携わる職員の充足率は低く、その強化が求められているところです。

そこで、県では、消防法令違反の是正方をテーマに研修を開催するなど、予防業務に関する専門知識の習得のための支援を継続的に実施してまいりました。消防職員の採用や配置については、それぞれの消防本部で検討すべき課題ですが、予防部門の強化は全国的な課題でもありますので、都道府県部局長会などを通じて議論の上、必要な支援を国に要望してまいります。

また、各消防本部の部署別の充足状況につきましては、既に県において把握しておりますので、特に充足率の低い消防本部に対して、重点的に働き掛けを行ってまいります。

次に、消防の広域化は、その地域の実情に即して決められるべきであり、県が市町村に強制すべきではないというお尋ねについてでございます。

消防の広域化は、消防本部の統合によるスケールメリットを最大限に生かして消防力を強化し、これを住民サービスの向上につなげるものです。広域化を実現した埼玉西部消防局では、4つあった消防本部の本部機能の統合で職員58人を現場に再配置することが可能となり、消防隊や救急隊の増強が図られました。もとより、消防の広域化は県が強制するものではありません。消防の広域化につきましては、市町村

の意向や地域の実情をしっかりと踏まえて取り組んでまいります。

2 国民健康保険の被保険者負担の軽減のために

Q．秋山文和議員

次は、2、国民健康保険の被保険者負担の軽減のために、です。

昨年、県内自営業の方が、単価の切下げによる減収のために国保税等の滞納を抱えて自殺するという痛ましい事件が起こりました。月々5万円ずつ返済していたにもかかわらず、回収機構からの厳しい一括返済を迫られ、商売を続けていく気力もなくなった結果です。こうした事例が後を絶ちません。

そもそも、国民健康保険税の負担が重過ぎます。根本に、国保が医療費の多くかかる高齢者や低所得者で構成されているという構造的な問題があります。私の地元春日部市では、4人家族で年収550万円の場合、保険税は54万円であり、もう限度を超えています。

来年4月から国保の県運営が始まります。昨年12月、第1回目の県国保運営協議会が開かれました。この運営協議会で、県内全ての自治体で国保税が値上げになる、しかも最高は1.7倍という試算が発表され、県内に驚きの声が上がっています。各市町村の国保運営協議会会長からなる埼玉県国保協議会からは、市町村一般会計繰入れに対する県の財政支援措置を求める要望が上がりました。国保法の第1条には、国民健康保険制度は「社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする」とあります。市町村の要望に応え、国保に対して県は市町村への独自の財政支援を行うべきと考えますが、保健医療部長の答弁を求めます。

次に、県国保運営協議会についてです。

さきに挙げた埼玉県国保協議会の要望では、「広域化に向けては、市町村の意見を反映した慎重な議論を」と求めています。市町村の意見を反映する方策について、保健医療部長の答弁を求めます。

県の「附属機関等への県民参加の促進に関する指針」は、附属機関等における委員公募制等により、県民の意見を県政へより広く反映させることを目的としています。なぜ県国保運営協議会については公募を実現しなかったのか、今後公募を検討すべきと考えますが、保健医療部長の答弁を求めます。

A. 上田清司知事

御質問2、「国民健康保険の被保険者負担の軽減のために」についてお答えを申し上げます。

まず、県独自の財政支援についてでございます。

国民健康保険は、被保険者に高齢者や低所得者が多く、保険税だけでは運営が困難です。このため、国保財源の4分の3は現役世代からの支援金や公費で賄っております。県は、市町村に対して財政調整交付金などで平成28年度は総額約590億円の負担をしております。このうち低所得者対策として、国保世帯の約4割に対する保険税軽減のため約110億円の支援をしております。

平成30年度からの都道府県単位の運営は、慢性的な赤字が続いている市町村国保について、スケールメリットにより財政安定化を図ろうとするものです。昨年12月に標準保険税の第1回目のシミュレーションを実施しました。その際、法定外繰入金を入れないことを前提として計算しましたので、現在の保険税より高く算定されました。新制度でも、保険税は最終的には市町村が地域の実情に応じて決定することとなります。その際、被保険者にとって急激な変動にならないよう配慮する必要があります。

現在、国では激変緩和のためにその内容、規模を検討しています。本県では、法定外繰入金の規模は63市町村で様々であり、繰り入れた理由も異なり、繰入れを行っていない団体もあります。法定外繰入金に対する一律の支援は考えておりませんが、激変緩和の観点から、県の独自支援として現在の財政調整交付金の仕組みが活用できないか検討しております。

次に、市町村の意見を反映する方策についてです。

県は、新制度の国保運営方針や納付金の徴収などの重要事項を審議するため、埼玉県国民健康保険運営協議会を設置しました。審議いただく内容については、全市町村で構成する広域化等推進会議やワーキンググループにおいてあらかじめ意見を聴いて、取りまとめております。また、協議会には被保険者の代表として、地域の実情に精通した方4名を市町村から推薦いただき、意見をいただいております。加えて、運営方針については、法律に基づく市町村からの意見を踏まえ審議することとされております。このように新制度の検討において、随所で市町村の意見が反映される仕組みとなっています。

最後に、運営協議会委員の公募についてです。

協議会の委員は、医療を受ける被保険者代表、医療提供者代表、公益代表及び健保組合などの被用者保険代表の4つの分野から選出することとされております。今回の協議会は、新制度を構築し、早期に財政健全化を図るための運営方針を審議することが主要な課題です。

このため被保険者代表委員には、各地域の実情や市町村の規模なども考慮した上で、東西南北の各地域から制度に精通した方を市町村から推薦いただき、委嘱したところです。当面は財政健全化が急務であり、国保運営に係る専門的な見識を有する委員により審議いただく必要があると考えております。制度安定後は公募も検討し、その時々課題に応じて委員を選任してまいります。

3 障害者の「暮らしの場」の確保のために

Q・秋山文和議員

続いて、3、障害者の「暮らしの場」の確保のために、についてです。

ある障害者団体のニュースには、「Mさんは、施設に入所してから、母に依拠した生活から大切な仲間を作ってきました。Mさんは、家族以外の関係の中で新たな価値観を築いてきています」とあります。障害者基本法は、「全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され」と明記しています。この点から、入所施設、グループホームなど住まいの確保は、県としての責務だと考えます。障害者の入所施設について、国は、地域移行と称して入所施設の定員削減を押し付けながらグループホーム建設を促しております。

しかし、2016年度、障害者関連施設整備補助について県から協議書を上げた17事業所のうち、9事業所を国は不採択としました。採択のほとんどが通所施設であり、グループホームの採択は1か所に過ぎません。2015年、2016年の2年間で増設したグループホームは79か所で、そのうち補助を受けたのは7か所に過ぎません。埼玉県としては、国に協議書を上げる予定の施設数分の予算を当初予算に組みます。しかし、国が大方を不採択とするので、年度末に高額な減額補正を行うという繰り返しです。

ここで伺いますが、国に対して、施設整備の採択数増を強く申し入れるべきです。また、国が採択しないなら、県単独事業としてでも施設整備を応援すべきです。福祉部長の答弁を求めます。

県は、障害者支援計画の中で、2017年度までに4050人分のグループホーム定員を目標としていますが、おおむね達成の見込みだといえます。しかし現実には、グループホームが1

つできると、6人の定員のところに18人が申し込む。私が訪ねた法人でも、現在も14人の待機者がいる、このような状態だといえます。私は、市町村と協力し合って、グループホームの待機者も県としてつかむべきだと考えますが、福祉部長の答弁を求めます。

A・福祉部長

御質問3、「障害者の『暮らしの場』の確保のために」についてお答えを申し上げます。

まず、国に対し施設整備の採択数増を強く申し入れるべきについてでございます。

障害のある方が安心して暮らすためには、グループホームなどの住まいの確保が必要であると考えております。このため、これまで施設整備の補助について、より多く採択していただけるよう国に強く働き掛けてまいりました。グループホームと入所施設の補助については、平成26年度までは協議した案件の全てが採択されております。平成27年度以降は、国の予算の削減などにより、協議した案件のうち一部が不採択となっております。県といたしましては、引き続き国に対し、協議した案件が全て採択され整備できるよう、必要な財源を確保することを強く要望してまいります。

次に、国が採択しないなら県単独事業として施設整備を応援すべきについてでございます。

施設整備については多額の財源が必要ですので、国庫補助制度を最大限活用すべきであると考えております。

最後に、市町村と協力し、グループホームの待機者を把握すべきについてでございます。

都市部においては、土地の価格が高いなどの理由からグループホームの整備が進まず、入居希望者が定員を超えている地域もあると聞いております。県といたしましては、市町村と協力してグループホームの待機者数について調査してまいります。

4 民間マンションの耐震化・老朽対策・バリアフリー化は喫緊の課題

Q・秋山文和議員

次は、4、民間マンションの耐震化・老朽対策・バリアフリー化は喫緊の課題についてです。

1960年から70年代頃に建設された公社・公団住宅や公団仕様の民間共同住宅は5階建て以下のものが多く、エレベーターが設置されていないものがほとんどです。これらの建物は、建築後40年以上を経て耐震性への不安とともに、老朽化への心配があります。また、居住者が高齢化しているため、日常の移動が大変なのはもちろん、車椅子生活となった場合の移動や介護が困難になります。

今、高齢化の中で、特別養護老人ホームなど入所施設建設を進めたとしても、在宅医療、在宅介護の拡充は不可欠です。現在、福祉部を中心に地域包括ケアシステム構築が進められていますが、受け皿となる居宅が在宅医療、在宅介護に適していなければ、これらの構想は困難になります。老朽対策、バリアフリー化など、民間老朽マンションが抱える課題解決は、まちづくりにとどまらず、大事な福祉保健医療の問題と考えますが、知事の見解を求めます。

国は、既存建物をバリアフリー化する場合には、一定の範囲内で建築基準法の適用を緩和して、エレベーター設置などの改修がしやすい施策を行っています。これに基づいて、公営住宅ではエレベーター設置を進め、全国で1000か所以上、埼玉では県営6団地7棟でエレベーター設置が進みました。公共住宅のエレベーター設置が進む一方で、UR分譲などを含む民間共同住宅では、エレベーター設置例は数えるほどしかなく、その差は際立っています。

この原因は、既存の建物にエレベーターを増築するためには、各戸に数百万円の負担が必要となり、住民合意ができないからです。マンシ

ョン管理組合の修繕積立金は、既存建物の維持保全のために積み立てられたもので、エレベーター増築までは想定しておりません。都市整備部長にお尋ねしますが、県内UR賃貸住宅とURが分譲したマンションでエレベーター設置状況に格差がある現状をどう認識していますか、お答えください。

老朽マンションのスラム化を懸念して、県は、この3年間に300を超えるマンションを調査し、管理組合が機能するよう支援していますが、私は、マンション管理組合に対する財政支援なしに、この問題は進まないと感じております。国土交通省に、優良建築物等整備事業として社会資本整備総合交付金の交付対象の中に共同施設整備費があり、この中に民間老朽マンションのバリアフリー化のためのエレベーターも含まれています。交付率が3分の1です。この事業は、地方公共団体が窓口になることが条件です。国は、全国の100万戸と言われる新耐震基準を満たしていない民間マンションの再生に門戸を開いています。県が条例もしくは要綱を作って、民間老朽マンションの長寿命化・再生事業制度に乗り出していきたいと思いますが、知事の答弁を求めます。

A・上田清司知事

次に、「民間マンションの耐震化・老朽対策・バリアフリー化は喫緊の課題」のお尋ねのうち、民間老朽マンションが抱える課題解決は、大事な福祉保健医療の問題ではないかについてでございます。

築年数の古い分譲マンションでは、建物の老朽化と入居者の高齢化が同時に進む、いわゆる「2つの老い」が進行していると言われております。こうしたマンションの老朽対策やバリアフリー化は、地域包括ケアシステム構築の観点からも重要であると認識しております。

次に、県が条例もしくは要綱を作って、民間

老朽マンションの長寿命化・再生事業制度に乗り出すことについてでございます。

分譲マンションは私有財産であり、その管理は、所有者で組織される管理組合が自己の責任と自助努力で行うことが基本だとは考えます。一方、老朽マンションの長寿命化や再生には、専門的知識やノウハウも必要であります。このような課題に対しては、平成26年5月、県と分譲マンションの多い41の市町は、マンション行政連絡会議を設置いたしました。県は先導的な取り組みを行うこととし、平成26年度から3か年で、老朽マンション対策に意欲的な9市と連携し、建築後30年を経過した老朽マンションの管理適正化を支援しているところでございます。この事業では、363団地を対象に実態調査を行い、課題のある24の管理組合に、マンション管理の専門家である「埼玉県分譲マンションアドバイザー」を派遣し、長期修繕計画の作成などの支援をしております。県としては、地域の実情に詳しい市町村とともに、老朽マンションの長寿命化や再生などの支援策について研究をしております。

A．都市整備部長

御質問4、「民間マンションの耐震化・老朽対策・バリアフリー化は喫緊の課題」のうち、県内UR賃貸住宅とURが分譲したマンションでエレベーター設置状況に格差がある現状をどう認識しているかについてお答えを申し上げます。

埼玉県内のUR賃貸住宅におけるエレベーターの後付け設置数は約90基程度と把握しております。また、URが分譲したマンションにおける後付けエレベーターの設置状況につきましては把握できておりません。マンションの改修事例に詳しいマンション再生協議会の調べによりますと、民間分譲マンションでの後付けエレベーターの事例は、平成14年以降全国で5件となっています。URに限らず、分譲マン

ションにおいては後付けエレベーターの設置が進まない状況にあり、費用負担に関する合意形成が困難であることなどがその背景にあるものと認識しております。

県では、マンションの耐震化を促進しており、後付けエレベーターの設置は、耐震化された上で行われることが望ましいと考えております。このため、マンションの耐震化やバリアフリー化に向けて入居者の合意形成が図られるよう支援してまいります。

5 JR駅の「無人化」は許されない

Q．秋山文和議員

次は、5、JR駅の「無人化」は許されないについてです。

JR蕨駅では、1月に視覚障害者が転落死し、2月にも人身事故が発生しました。犠牲者の御冥福を心よりお祈りいたします。

それにしても、駅の人身事故はとどまるところを知りません。国は、2020年度までに乗降客10万人以上の駅についてホームドアの整備方針を示しており、県も補助制度を創設します。しかし、県内最大の大宮駅をはじめとして、2020年度までの整備のめどが立たない駅が残されております。私は、ホームドア技術開発に対して支援等も行い、一刻も早く、まずは10万人以上の駅の整備を達成すべきと考えますが、企画財政部長の見解を求めます。

公共交通機関の駅の安全は、県民1人1人にとって重大な関心事です。今、ホームドア問題は大きく報道されていますが、一方で、JRの駅でひそかに人員削減が進んでいることは、ほとんど県民に知らされておりません。始発から午前6時半まで駅員が対応せず、インターホンで対応する駅が広がっています。もしも転落や落下物などがあった場合、発見した乗客がイン

ターホンで近くの駅に連絡を取り、駅員がいない場合は、そこから人が駆け付けるということになります。

埼玉県は、このインターホン対応の駅を把握していませんでした。私たちは独自に調査をし、JR武蔵野線、JR宇都宮線・高崎線の大宮以北、川越線など、相当数にインターホン対応の駅が広がっていることを確認しました。早朝無人化と言えるインターホン対応は中止し、駅員を配置すべきです。また、JRは更にインターホン対応の駅を広げていく計画ですが、待ったをかけるべきです。企画財政部長の見解を求めます。

交通政策基本法は、「交通に関する施策の推進は、国、地方公共団体、交通関連事業者、交通施設の管理を行う者、住民その他の関係者が連携し、及び協働しつつ、行われなければならない」としております。法に基づき、鉄道を利用する住民が県やJRと協議のできる場を設置すべきです。企画財政部長の答弁を求めます。

A．企画財政部長

御質問5、「JR駅の『無人化』は許されない」についてお答えを申し上げます。

まず、ホームドアについて、10万人以上の駅の整備を達成すべきについてでございます。

国は、ホームドア設置につきまして、1日の利用者数10万人以上の駅を優先して進めていく方針を示しております。また、10万人未満の場合も必要に応じて同様に整備する考えとなっております。利用者数10万人以上の駅については、昨年3月に設置を終えた東武東上線と光市駅を除く15駅が未設置となっております。これまで各鉄道事業者が公表したホームドアの整備方針では、15駅中9駅については平成32年度までに設置される計画となっております。また、今後駅改良工事等が見込まれるJR大宮駅など3駅については、平成33年度以降に設

置する方針です。残り3駅につきましては、現時点では整備方針が示されておられません。ホームドア設置については車両の扉位置などの課題もあり、県としては引き続き早期設置に向けて各鉄道事業者に働き掛けてまいります。

次に、インターホン対応は中止し、駅員を配置すべきについてでございます。

JR東日本では、平成26年から一部の駅に自動券売機や改札機の遠隔操作システムを早朝時間帯に導入いたしました。その間の利用者からの問い合わせは、インターホンで対応しているとのこと。県内では、平成26年3月に武蔵野線の東所沢駅と新座駅で導入されました。現在、宇都宮線、高崎線、川越線など28駅では、始発から6時半前後まで遠隔操作となっております。県では、地元市からの要望を踏まえ、改札係員を再配置するよう、引き続きJR東日本に要望してまいりたいと考えております。

最後に、鉄道を利用する住民が県やJRと協議のできる場を設置すべきについてでございます。

県では毎年、鉄道整備について地元市町村からの各種の要望を取りまとめ、各鉄道事業者に対して要望を行っております。また、市町村と鉄道事業者等との連絡会議を開催し、鉄道の安全性や利便性向上、沿線の活性化などについて情報共有と意見交換を行っております。県としましては、こうした機会を活用し、住民に身近な地元市町村と各鉄道事業者の連携を促してまいります。

6 犯罪被害者支援の拡充のために、県内全自治体で条例制定を

Q．秋山文和議員

続いて、6、犯罪被害者支援の拡充のために、県内全自治体で条例制定を、についてで

す。

犯罪被害者は、直接的な被害だけでなく、精神的ショックや心身の不調、経済的困窮などの二次被害に苦しめられるため、被害直後のみならず、その後のきめ細かな支援が非常に重要ですが、本県においては、まだまだ多くの課題を残す分野です。

公益社団法人の埼玉犯罪被害者援助センターに伺いましたが、センターの活動が県民にほとんど知られていないことや、若い世代の育成が課題となっていることなどが分かりました。県民生活部長に伺いますが、このような施設は、公的施設として県が整備し、この社団法人に運営をお願いするべきだと考えますが、見解をお示しください。

当面、センターの犯罪被害者支援専用サイトを立ち上げるための財政支援、また、相談員や支援員の確保やその専門研修の充実のための支援を拡充すべきと考えますが、以上2点について、県民生活部長の答弁を求めます。

とりわけ「魂の殺人」とも言われる性犯罪被害者の心身の負担は極めて深刻です。犯罪被害者援助センターも、性犯罪被害者専用ダイヤルを設置していますが、被害直後の医療支援の必要性や二次被害の防止のためには、弁護士団体等が要望するように、総合病院内に設置するワンストップ支援センターが必要です。しかし、埼玉県は未設置です。国は、2017年度当初予算でワンストップ支援センターの設置促進のための交付金1億6千万円を初めて盛り込みました。被害者がワンストップで医療支援と相談のコーディネートが受けられる病院拠点型ワンストップ支援センターを早期に設置すべきと考えますが、県民生活部長の答弁を求めます。

私は、被害者支援の先進的な施策を調査するために、兵庫県明石市に伺いました。同市では、上限300万円の立替支援金制度をはじめ転居費用の補助や、家事や介護、保育への支援など、犯罪被害者遺族などの要望に応えたきめ

細かな支援策を実施しています。泉房穂市長は、「市民の誰もが、いつ、なんどき犯罪の被害者になるか分からない。犯罪被害者のための施策ではなく、全ての市民に関わる問題であり、余りにも理不尽な状況に置かれている被害者を誰一人見捨てないとの思いで取り組んでいる」と、熱く語っておりました。

犯罪被害者支援条例を制定している埼玉県内自治体は、蕨市、嵐山町、三芳町の1市2町のみです。県にも犯罪被害者支援に特化した条例はなく、公的な支援制度もありません。

そこで、県民生活部長に伺います。埼玉県でも、全市町村の犯罪被害者支援条例の制定を目指し、まずは県が率先して犯罪被害者支援条例を制定すべきです。また、被害者の要望に沿った立替支援金制度や日常生活支援など、具体的な支援制度を創設すべきと考えますが、2点について答弁を求めます。

A．県民生活部長

御質問6、「犯罪被害者支援の拡充のために、県内全自治体で条例制定を」についてお答えを申し上げます。

まず、犯罪被害者支援について、公的施設として県が整備し、埼玉犯罪被害者援助センターに運営をお願いすべきではないかについてでございます。

埼玉犯罪被害者援助センターは、法律に基づき公安委員会に指定された犯罪被害者等早期援助団体で、犯罪被害者が再び平穏な生活を営むことができるよう支援することを目的として設立された団体です。被害者からの相談に応じたり、病院や裁判所などへの付き添い、犯罪被害者支援に関する広報啓発活動を行っていただいております。県では、被害者の負担を軽減するため、県の施設である武蔵浦和合同庁舎において、援助センター、警察、県の3者で連携して支援に当たっております。既に官民連携による

支援体制ができておりますので、この連携体制を更に強化し、支援の充実を図ってまいります。

次に、犯罪被害者支援専用サイトを立ち上げるための財政支援についてでございます。

県や警察、援助センターでは、犯罪被害者支援に関するホームページを既に開設しており、イベントやキャンペーンで周知するなど広報に努めております。しかし、広く県民の方々に知っていただくには、まだまだ十分とは言えません。県では、平成29年度、性犯罪被害者の支援の広報を強化するため、新たに援助センターへの支援を予算案に計上しております。県内の高校1年生の女子生徒全員などを対象に、携帯しやすいカード型リーフレットの配布も予定しております。今後、犯罪被害者支援専用サイトについても、更にアクセスしやすいものとするなど、発信力の強化に努めてまいります。

次に、相談員等の確保や専門研修の充実のため、支援を拡充すべきについてでございます。

現在、県では、援助センター支援員研修に講師を派遣したり、研修のための情報提供などを行っております。平成29年度には、性犯罪被害者への支援について国の交付金が新設されると伺っております。今後、この交付金の活用も検討し、相談員等の確保や専門研修の充実に努めてまいります。

次に、病院拠点型ワンストップ支援センターの設置についてでございます。

現在、県、警察、埼玉犯罪被害者援助センターと産婦人科医会の4者が協定を締結し、医療や相談、カウンセリングなど、性犯罪被害者に必要な支援を連携協力して行っております。協定締結と併せて、性犯罪被害者が相談できる専用電話「アイリスホットライン」を開設し、ワンストップで被害者からの相談を受け付けております。さらに、県内各地に協力関係のある医療施設が数多くあることにより、潜在化しやすい性犯罪被害者を支援に結び付けることができる体制となっております。当面、病院拠点型

ワンストップ支援センターを設置するのではなく、産婦人科医会、警察、援助センターと一体となった支援体制を引き続き充実させることで対応をしております。

次に、犯罪被害者支援条例の制定についてでございます。

県では、犯罪被害者への支援を盛り込んだ防犯のまちづくり推進条例や、犯罪被害者等基本法に基づき犯罪被害者等への支援に取り組んでおります。県としては、犯罪被害に遭われた方々の苦しみや痛みをしっかりと受け止め、対応していかなければならないと考えております。県が率先して条例を制定することにつきましては、今後、犯罪被害者への支援をより充実させていく中で必要性を検討してまいります。

次に、犯罪被害者への具体的な支援制度の創設についてでございます。

被害者からの支援の要望は、住居や生活資金の確保、福祉や医療、教育関係など様々です。こうした要望に応えるために、県、警察、援助センターの3者で連携し、支援のコーディネートなどを行っております。具体的には、公営住宅の優先入居、生活保護や育英資金、買い物や育児などの家事支援等、途切れのない支援を実現するため関係機関と被害者とをつなぎ、希望する支援に結び付けられるよう努めております。

今後、議員お話しの明石市の立替支援金制度なども研究しながら、犯罪被害者に寄り添った支援にしっかりと取り組んでまいります。

7 小中学校全学年への少人数学級拡充について

Q・秋山柳文和議員

次に、7、小中学校全学年への少人数学級拡充についてです。

1クラスの子どもの人数を減らし、行き届い

た教育を保障する少人数学級の推進を、保護者、教育関係者をはじめ多くの国民が立場を超えて強く求めております。党県議団は、少人数学級の拡充について、たびたび取り上げてきました。一昨年9月議会の答弁で、知事は、「少人数学級には良いところもあれば課題もあるのでないか」として、「少人数学級の前に、各学校における子どもちの学習や生活の状況に応じてきめ細かく教員を配置していく加配が望ましい」と答弁しています。

しかし、他県を見れば、既に20府県が小中学校全学年での少人数学級を実施しています。お隣の栃木県も、ついに全学年の少人数学級を目指して、来年度から小学校3年生に少人数学級を広げます。

私は、少人数学級の効果について、長期にわたって検証を続けている山形県に調査に参りました。そこでは、児童生徒に対する、「学校は楽しいですか」「友達に会うのは楽しいですか」などのアンケートから学級の安定指数を計算し、学級規模との関係を分析していました。その結果、少人数学級と学級安定度には相関関係が認められています。

こうした研究は、海外でも行われています。国立教育政策研究所員が、「米国教育史上最も重要な実験の1つ」として紹介しているテネシー州のスター計画は、「就学前から小学校低学年時の少人数学級が、中学や高校の学力や授業への積極性につながっている」と結論付けました。

近年の学校現場では、様々な形で手厚いケアを必要とする子どもが増えているため、小学校1、2年生の少人数学級を早急に3年生にまで進めてほしいという教員、保護者の声が切実になってきています。知事、他県の状況や理論研究の成果から、少人数学級の効果についての見解を求めます。

また、国に対して、少人数学級促進を要望するとともに、全学年への少人数学級を目指し

て、まず、県独自で小学校3年生に拡充をすべきと考えますが、見解を求めます。

A. 上田知事

次に、「小中学校全学年への少人数学級拡充について」のお尋ねのうち、少人数学級の効果についてでございます。

少人数学級の効果については、様々な意見があるとされています。少人数であれば、授業での子どもの学びの場が増え、教師がきめ細かな指導ができるという利点があるとされます。一方、人数の多い方が子どもたちにとって多様な人間関係の中で成長ができ、あるいは多くのチームで切磋琢磨できる良さがあるとも言われています。

ローソンからサントリーホールディングスの社長になった新浪剛史氏から、「高知県は児童生徒に対する教員の数が最も多いにもかかわらず、不登校の生徒数が全国一多く、学力も低いのはなぜか」と問われたとき、なかなか私も回答できませんでした。私は、少人数学級という一律の方式の前に、複数の教員で授業を行ったり、習熟度によって学級を分けたりするなど、様々な指導方法も含めて検討していったほうが良いのではないかと思います。

次に、国に対して少人数学級促進を要望するとともに、全学年への少人数学級を目指して、まず、県単独で小学校3年生に拡充すべきではないかについてでございます。

私としては、少人数学級を拡充するよりも、市町村が学校や児童生徒の実情に応じて最も効果的な方法を選択することができるようにすることが重要であると考えます。そのために本県としては、学力向上や生徒指導など学校における様々な教育課題に弾力的に対応できるように、教職員全体の増員について、引き続き国に要請をいたします。

8 資源循環工場について、地元との協定を守れ

Q・秋山文和議員

最後に、8、資源循環工場について、地元との協定を守れについてです。

寄居町、小川町にある県のリサイクル施設、彩の国資源循環工場内で産業廃棄物の不法投棄が行われたとの報道がありました。私も視察しましたが、報道どおり、2015年11月、循環工場内の廃棄物事業者、埼玉環境テックが敷地内に混合廃棄物をまき、県担当課が不法投棄に当たるとして事業者に撤去を命じたとのことです。施設内の廃棄物量は決められており、それを超える量を敷地にばらまいたという行為は許されるものではありません。県は、事業者が速やかに撤去に応じたこと、廃棄物に有害物が含まれていなかったことから、処分をせず、事業者の廃業に応じました。

埼玉県の資源循環工場のホームページを見ますと、「県有地に先端民間企業群を誘導する事業であり、埼玉県が、将来にわたる事業の安全性と信頼性を総合的に確保します」とこのように書いてあります。この先端民間企業群という基準に照らせば、この事業者は資源循環工場に不適格だと感じます。環境部長、事業者の行為は不法投棄だという認識はあるのか、また、なぜ取り消し処分をしなかったのか、答弁を求めます。

埼玉県は、このように2015年11月に事業者の不法投棄を把握していながら、地元である寄居町と小川町にこのことを説明していませんでした。今年2月、地元町の議会全員協議会や連合環境協議会で県による説明が初めて行われましたが、県の説明責任を問う厳しい意見が相次ぎました。地元町と埼玉県、環境テックと地元町連合環境協議会の4者で結んだ運営協定書には、第1章第1条に「廃棄物を適正に処理するよう努める」とあります。協定書違反の事

実をなぜ県は地元の説明しなかったのか、環境部長、答弁ください。

なお、この環境テック廃業後、敷地を引き継いで同工場に入った豊田建設も、保管基準を上回る量の産業廃棄物受け入れを昨年6月、県から指摘されていたとのことです。豊田建設は今年2月に倒産し、県は契約を解除しました。現在、この敷地には豊田建設倒産後の産業廃棄物が積み上げられています。環境テックから豊田建設が引き継いだ時点で、埼玉県は地元に対して、「豊田建設は優良企業です」と説明したとのことです。なぜ昨年2月、豊田建設を優良企業だと説明したのか、6月の豊田建設の過剰保管について、なぜ地元へ報告しなかったのか、現在、積み上がっている廃棄物については県が責任を持って撤去を指導する決意、以上3点について、環境部長の答弁を求めます。

御存じのように、資源循環工場は本県唯一の公営最終処分場である環境整備センターと一体の施設です。県外に頼っていたごみ処理を自前で行うために、1973年、環境整備センター計画が始まりました。最終処分場の性格上、地元からは1万2千人もの反対署名が提出されました。地質調査をめぐり、警察も出動するなどの複雑な経過がありました。

知事、不法投棄などを二度と引き起こさないこと。また、地元2町への説明責任を十分果たすこと。環境整備センターと資源循環工場の歴史を適切に引き継ぐこと。この3点について、決意をお示しいただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

A・上田清司知事

最後に、「資源循環工場について、地元との協定を守れ」のお尋ねでございます。

お話にもございました。資源循環工場が立地している埼玉県環境整備センターは、県営の最終処分場として昭和50年に寄居町に用地を選

定いたしました。以来、地元2町の皆さんと長い時間をかけて話し合いを重ね、信頼関係を築く中で、平成元年に処分場の供用を開始いたしました。その後、平成18年には、その最終処分場の敷地内にリサイクル関係の民間施設が集積する「彩の国資源循環工場」をオープンいたしました。今日に至るまで、公共関与による環境循環型のモデル施設として順調に運営してきたところです。

そうした中、平成27年11月に、資源循環工場の事業者がコンクリート廃材を主としたがれきを敷地内に敷き詰めるといった行為が発生いたしました。このような事態の発生は極めて残念であり、資源循環工場の環境保全に御協力をいただいていた地元の皆さんの期待を裏切るものでございます。今後は、資源循環工場の中でこのような行為が二度と行われることのないよう、これまで以上にしっかりと監視をしていかなければならないと思います。また、地元の皆さんが不安に感じることはないよう、資源循環工場内の監視結果などをつぶさに情報提供し、説明責任を果たしてまいります。

これまでの歴史を引き継ぎ、持続可能な発展と循環型社会の形成を目指すモデル施設として、しっかりと運営をさせていただきたいと思っております。

Q.再質問 秋山文和議員

4、民間マンションの耐震化の問題で、知事に再質問をさせていただきたいと思っております。

私への答弁の中で、研究をしていくと最後におっしゃっていただいたのは、大きな前進の一步ではないかというふうに認識しております。

マンションが果たす役割というのは歴然としておりまして、分譲マンション50年の歴史になりますけれども、今住んでいる総戸数が約600万戸に上っています。日本の住宅総数の約1割、持ち家でいえば約2割、そこにお住まい

の方は1450万人以上と。これが、先ほど知事もおっしゃったように「2つの古い」の中で、居住者が年老いて、マンションも経年劣化をしてくると。そして、確かにそこにお住まいの60歳以上の方、50%を超えているんですね、もう。その中で、終の棲家と考えている方が52%以上と。やはりもうずっとそこに住み続けようということになります。

それで、マンションの寿命というのは約100年と今言われるようになりました。これから50年、地域包括ケアシステムの構築、在宅医療、在宅介護、この受け皿としても本当に重要だと。そのために、私は、国が社会資本整備総合交付金の中にこのメニューを入れておりますので、個人財産も、もちろんそういう面はあるんですけども、この仕組みそのものをですね、いつまでにどういう形で研究を命じていくか、その点で知事のお答えをいただきたい。

A.上田知事

秋山文和議員の再質問にお答えします。

今、いみじくも秋山議員が言われましたように、この分譲マンションの老朽化というのは、埼玉県の課題でもありますが、日本全国の課題でもあります。国土交通省においても、この課題についても相当研究が進んでおります。

そうした研究をしっかりと共有しながら、公平性の問題だとか、そしてまた街づくりの問題だとか、さらに地域包括ケアを含む保健医療の観点からも含めて、総合的に判断しなければいけないものが多いと思います。時間の明示というのは御勘弁いただきたいと思っております。

積極的に取り組む課題だということをしかり受け止めているということで、御理解いただきたいと思っております。

2 予算特別委員会における前原かづえ議員の質疑

部局別質疑（企画財政関係）3月9日

Q．前原委員

日本共産党の前原かづえです。

私は、歳出予算の事業概要20ページの県内既設鉄道整備促進費2億3,411万円、とりわけ駅ホームの転落防止対策推進事業費1億7,565万円について伺います。

JR蕨駅の視覚障害者転落事故を受けて、県議団は、障害者の皆さんとともにJR大宮支社と懇談いたしました。障害者の目線で見ると、駅にはたくさんの課題が残されていることが分かりました。今回は、障害者の皆さんがJRに訴えられた内容を県としても取り組んでいただきたく、質問いたします。

先ほど立石委員の答弁をお聞きしまして、県の姿勢、若干理解いたしました。ホームドア設置についての設置条件についての質問です。

埼玉視覚障害者生活と権利を守る会事務局長の平野さんは、乗降客の数だけではなく、県内には視覚障害者が多く利用する駅がある、その駅にも設置を進めてほしいと訴えています。具体的には、JRの川越駅です。同駅には、県立埴保己一学園のバスが発着し、児童生徒が利用しています。県内には視覚障害の乗降客が多い駅が存在すると思いますが、県として把握していますか。把握して、ホームドア設置を優先的に進めていただきたいと思います。お答えください。

A．企画財政部長

ホームドアに関しまして、視覚障害者等の御利用の多い駅の把握状況ということでございます。

私ども、障害者団体の方々とも毎年御要望を頂きながら、県として鉄道事業者に要望する内容に反映させていただいておるところでございます。先ほども立石委員の御質問に対しましてお答えいたしました。平成28年度具体的な駅名といたしまして、私ども御要望いただいたのは、さいたま新都心駅、そして新所沢駅と承知しております。これは、文書でございまして、その他意見交換をさせていただく中で、委員御指摘のJR川越駅につきましても、御指摘を頂いているというふうに承知しておるところでございます。

こうした駅へのホームドア設置につきまして、県といたしましては国の方針も踏まえて、10万人以上の利用客がある駅、これは当然優先していくところでございますが、それに加えまして、それと同時的に10万人未満の乗降客数の駅におきましても、視覚障害者を中心とした方々の御利用の状況、あるいはこうした障害者団体からの要望の状況、こうしたものを踏まえながら、整備促進していくべきだというふうに考えてございます。

そうした観点で、先ほど申しましたようにこうした障害者団体からも御要望のあった駅につきましては、各所管の鉄道事業者に対しましてもお伝えして、早期の要望を求めているところでございます。

Q．前原委員

埴保己一学園の生徒がJR川越駅で転落する事故がかなり目撃されているんです。2012年に卒業生が川越駅で、2011年には目黒駅、そして2010年には鴻巣駅で全治3か月の負傷を負っていると、こういう事故が起きて

おります。駅としてのホームドアの設置、埴保己一学園の関係者をこれ以上犠牲にしてはならないと思いますので、是非とも積極的に取り入れて要望していただきたいと思います。

次に、先ほど障害者施設のかなり要望が出る駅の名前がありましたけれども、私は、一般的な乗降客だけではなくて、視覚障害者の乗降客数もちゃんと調査をして、全部はすぐできないというならば、せめて埴保己一学園にかかわる人の人数を調査して、そのホームドア設置の速度を進めるための調査をきちんとやるべきだと思うんですが、その点についてはどうでしょうか。

A．企画財政部長

私どもも、鉄道事業者のほうに、今、障害者団体のほうから御要望のありました駅等については、具体的に要望を働き掛けをさせていただいておるところであります。それに先立ちましては、当然私どももその利用実態について、ある程度の承知をしておかないと、具体的な働き掛けができませんので、そうした点で、各駅につきまして、鉄道事業者等の実態をよくお伺いし、また場合によっては最寄りの障害者の関連施設のほうにも事情をお伺いして、鉄道事業者のほうに要望をさせていただいているところでございます。

Q．前原委員

まずはJR川越駅のホームドア設置を進めていただきたいと思います。

次に、駅の課題の2つ目なんですけれども、車椅子の方から、車椅子で乗降する場合、前日の23時までには連絡をしなければならないという訴えがありました。これはどういうことなんでしょうか。

A．企画財政部長

恐らく鉄道事業者の中の取り扱いかと思いますが、ちょっと詳細、もし課長のほうが把握しておれば、お答えさせていただきたいと思います。

ただ、一般的に申し上げさせていただきますと、ある程度人員確保が必要なので、ある程度の一定時間の前にお知らせいただきたいというふうな話はあるというふうには承知しておりますが、ただ、その時点で御要望があったときに、すぐに対応というのは難しいかもしれませんが、迅速に対応するように心がけていただいているというふうに聞いております。私どものほうも、そういった迅速な対応、柔軟な対応をよろしく願いますということにつきましては、毎年各鉄道事業者のほうに御要望申し上げております。そうした中で、そういった回答も聞いております。

Q．前原委員

分かりました。車椅子の方の御要望、よく御存じのようですので、是非よろしく願います。

次に、エスカレーターのマナーについてのことなんですが、視覚障害者、肢体不自由児、どちらの団体からも要望が出ています。駅のエスカレーターを歩いて通る人の問題なんです。安全に利用するためということで、エスカレーターでは歩かない、走らない、こういうふうに表示とかアナウンスが常に流れているんですが、エスカレーターの左側に立つ人、右側は歩いて渡る人、そういうようなルールがいつの間にかできているような気がするんです。障害を持つ人にとっては、これは大変な危険なんです。障害者の方が左に障害がある場合、右に立つ、そうすると、後ろに立っている人がちゅっというような声を出すと、そういう方は大変

つらい思いをされているのを聞いておりますので、是非そのつらい思いを鉄道事業者に伝え、そしてまた広報啓発を要請するのはもちろん、県としてもエスカレーターの正しい利用の仕方など、障害者に対するマナーについての広報啓発をしていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

A．企画財政部長

エスカレーターの利用につきまして、私どもも障害者団体のほうから御要望いただいた中で、そういった点についても御意見があったというふうに承知しております。私どもの要望といたしましても、鉄道事業者のほうにはそういった障害者の、特に障害者の方がそういったところで御苦勞をされているということについては、申し伝えさせていただいておるところでございます。

そうした中で、鉄道事業者のほうでは、そういった呼び掛けを耳にすると委員の御指摘もございましたけれども、鉄道事業者のほうでキャンペーンを実施して、啓発に努めていただいております。

県のほうとしましても、私ども関係する福祉部のほうにこうした情報についてもお伝えさせていただいております。そちらで県として広報啓発努めていただいているというふうに承知しております。

部局別質疑(県民生活部及び危機管理防災部)

3月10日

Q．前原委員

日本共産党の前原かづえです。

歳出予算概要の4ページ、消防行政、要求資料3の消防団について伺います。

消防団は、自分たちの地域は自分たちの力で守るという崇高な精神で、地域の防災の要として頑張っております。午前中にも審議がありましたけれども、今、最近の働き方とか社会情勢の変化で、非常に消防団員の確保が難しくなっている、そういう観点から、私も消防団員の確保と処遇改善について質問いたします。

資料10ページに消防団員の報酬1人当たりの表が出ております。これを見ますと、団長から団員まで7つの段階があって、団長の年額報酬を見ますと、高いところでは25万8,000円、一番低いところで10万4,200円と、非常にばらつきがあります。それから、団員のほうもですが、高いところで11万5,000円、低いところで3万1,000円。ここに交付税単価というのが書かれておりますが、この国の交付税単価に合わせて市町村で交付されていると思うんですが、この交付税単価以下のさいたま市の数字を見ますと、これはちょっとひどいのではないかと思います。そのことについて、まず最初に確認したいと思います。

A．危機管理防災部長

確かに国の基準以下のところということで、実は年額3万6,500円の消防団員報酬に満たない市町が、平成26年4月1日現在で10ありました。県では、市町村別の報酬額一覧を作成しまして、市町村担当者会議で提供するとともに、報酬額の低い市町の幹部に直接報酬額の引き上げをお願いするなどしてまいりました。

その結果、市町村の御理解をいただきまして、平成28年4月1日現在では、御指摘のさいたま市を除く全ての市町村でこの額を上回っているという状況でございます。ただ、さいたま市においても、現在、来年度からの報酬引き上げ、3万6,500円への引き上げを検討し、見込まれているという状況でございますので、そうなれば、全ての市町村で基準額を上回るということになると思います。

Q・前原委員

午前中の審議の中で、デジタル携帯無線機などの交付税の引き上げを国に要求するというお話もありました。是非とも国の単価を引き上げるということを国のほうに要望していただきたいと思うのですが、その点についてはいかがでしょうか。

A・危機管理防災部長

確かに、交付税で措置されているものは、小久保委員の御質問にありましたように、デジタル携帯無線といった装備だとか、いろんな各種制度について改善の内容が多々あります。この報酬額については、全国平均が今2万6,000円ぐらいなんです。ということで、この引き上げということは今のところ考えておりません。

Q・前原委員

消防組織法で当該市町村が負担しなければならぬというふうなうたわれているということで、金額についての引き上げはできないということなんですけれども、是非国に求めると同時に、あと第38条に、都道府県知事は必要に応じ消防に関する事項について市町村に対し勧告

し、指導又は助言を与えることができるというのがありますので、是非ともこの立場で県は対応していただきたいと思うんです。

費用弁償のほうにもばらつきがありますので、それについてもちょっとお話ししたいと思えます。

11ページの表を見ますと、訓練手当が出る場所とか出ないところ、それからそのほかの手当とかあります。消防団員は、水路の把握とか、再燃を警戒するために一旦鎮火しても24時間その場所にいなくちゃいけないとか、常備消防隊とともに非常な役割を担っているんですね。先日、地元の消防議員に聞いたんですけども、消防団員、非常勤特別職員とはいいながら、日当は2,000円、火災出動の際は年6回まで、訓練の場合は年10回までは日当が出るけれども、それ以上は出ない。回数、日当はないと。学校とか町会のイベントなどの広報啓発活動には手当が出ないというふうに聞きました。支給回数に上限があるということなのででしょうか。そのことについてお答えください。

A・危機管理防災部長

各種手当は、火災などで出動した場合や訓練に参加した場合、費用弁償としてなど支給されているものがございます。支給回数の上限がある市町村があるというお話ですけれども、恐らく市町村が予算計上するに当たりまして、年間の出動回数などを積算しておりまして、その予算の範囲内で支給することから、その積算回数が上限があるというようなことかと推察されますが、先日、三芳町で大規模倉庫火災がありまして、その際、富士見市とかふじみ野市、三芳町の消防団員の皆さんが長期間にわたって対応いただきました。各消防団とも予算措置上は団員1人当たり年6回分ということでございませ

たが、伺っているところによりますと、今般、補正予算で追加分の支給を行う方向と伺っております。

ただ、報酬額自体を国の基準以上に手厚くすることを優先している市町村、3万6,500円以上に出しているところもあります。消防団員の出勤手当等については、報酬額を含めた処遇全般の中で市町村が地域の実情に応じて定められるべきものと考えております。

Q・前原委員

大分お調べになっているようですので、是非、条件にばらつきがあるというところについては、いいほうに合わせるように、きちんと県として、やっぱりそのことによって消防団員の確保にもつながると思いますので、そういうばらつきをなくすような指導というものを是非やっていただきたいと思います。

消防団員の充足率について伺いますが、これもばらつきがあるんですね。100%と79%のところ、その差はどこから来るのか、お伺いしたいと思います。

A・危機管理防災部長

確かに充足率、市町村によってかなりばらばらというか、なかなかはっきりした傾向が見出せないところでございまして、充足率100%、例えば鶴ヶ島とか桶川市とか日高市とか、9市町あります。一方、充足率が低いほうでは、皆野町の78とか戸田市の81とか、農村部が低いとか都市部が高いとか、そういうわけでもないんですね。いずれの市町村でも、消防団員の加入促進に向けた活動は行ってございまして、県でも県下一斉PRを展開するなど、消防団活動に対する県民の理解、皆様の理解を促しているところでございます。

今後とも、こうしたオール埼玉での普及啓発活動を展開しまして、各消防団の充足率の向上につなげてまいりたいと考えております。

Q・前原委員

県民の命と財産を守る仕事ですので、是非お願いいたします。

県は、昨年11月から、埼玉県消防団応援プロジェクトを始めまして、あと消防団カードの提示で安くなるとか、クーポン券の発行というふうになってはいますが、それは根本的な解決にはならないと思うんですね。これを更にステップアップするために、使命感に燃える消防団員に対して今後どのように関わっていく、改善を進めようとしているのか、その点について一言お願いします。

A・危機管理防災部長

パパママ応援ショップの消防団員版ということで、応援プロジェクトを始めまして、昨年5月に、私のほうで消防協会の会長と県の商工会議所連合会などの経済団体に参りまして、お願いして始まったものでございます。

もともとこのプロジェクトは、日頃から地域で頑張る消防団を地域で応援する仕組み、みんなで消防団を応援しているよという、そういったムーブメントを作りたいなと思って始めたものでございまして、地域を挙げて応援する気持ちが消防団員に伝わって、士気が高まるということを重視しておりまして、団員の処遇改善のみを目的としたものではございませんので、御理解賜りたいと思います。

部局別質疑（福祉部）3月13日

Q．前原委員

日本共産党の前原かづえです。

歳出予算の事業概要34ページ、生活保護受給者チャレンジ支援事業費に関して質問いたします。

初めに、無料低額宿泊所への指導についてです。川口市では、今月もマイクロバスからおりた十数人が担当課で保護費を受け取って、そのままバスに戻っていく光景が見られたと地元の市議から聞いております。このバスは、さいたま市岩槻区や川口市などで無料低額宿泊所を営営する宗教法人善弘寺分院宗永寺のもので、昨年4月、その職員が市役所前で取材していましたテレビ記者のカメラを奪おうと押し倒す事件を起こしました。マスコミでも大きく報道され、党県議団は、県に対して指導強化の申し入れを行ったところですが、この間、県はどのような指導強化を行ったのか、お聞かせください。

A．福祉部長

昨年4月5日に、宗教法人善弘寺分院宗永寺の職員が川口市役所の前で起こしました事件を踏まえまして、これまで4回立ち入り調査を行い、指導しております。特に宗永寺の責任者に対しましては、事件の再発防止の徹底を指導いたしました。

それから、入所者の住環境について、平成27年7月に改正されました県の条例に従いまして、期限を定めて、狭い居室を広くするよう継続して指導を行っているところでございます。

Q．前原委員

立ち入り調査していろいろな対応をしてきた

と。どういう対応をしてきたかが問われるところだと思うんですが、本年の1月には、さいたま市が宗永寺に対しまして、金銭管理契約の解約申出に応じなかったことなどを理由にしまして、さいたま市被保護者等住居・生活・金銭管理サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例に基づきまして、市内での施設新設とか新規入所者の受入れの禁止を命じました。県も見習うべき対応だと考えます。

川口寮では、100人ほどの入所者が金銭管理契約を結ばされて、保護費12万円から入居諸費など9万円が差し引かれて、残りの3万円を毎日1,000円ずつ受け取らされている人が70人近くいる。7割の方がそういう対応をされているんですね。このような実態は、正に貧困ビジネスではないかと思えます。保護受給者の金銭管理契約については財産権侵害のおそれがあり、国の指針も、原則、金銭の管理は受給者本人が行うとしています。金銭管理契約は結ばないよう事業者に指導すべきと思いますが、いかがでしょうか。

A．福祉部長

県では、立ち入り調査におきまして、宗永寺の金銭管理について確認を行っております。入所者のうち、自ら金銭等の管理が行えず、施設で管理することを望む者と金銭管理契約を文書で締結しておりました。また、入所者が解約を申し出た場合には、それに応じております。そういう意味で、現時点では、金銭管理については適切なものであるというふうに判断しております。

Q．前原委員

いろいろな例があるとは思いますが、立ち入り調査だけではなくて、今の貧困ビジネス

スを十分に規制できるようにするためにも、先ほど条例のことがありましたが、県条例で、無料低額宿泊所も許可制にするなどして、きちんと入口のところで指導すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

A．福祉部長

社会福祉法第69条で、無料低額宿泊所につきましては、事後の届出制でよいというふうに定められております。したがって、県の条例により、それを上回る規制である認可制とすることは困難であると考えております。

そういうこともありまして、事後の届出制で、また、事業主体に制限のない無料低額宿泊所の適正な運営を確保するため、法令による規制を強化するよう、県としては国に対し、毎年度要望を行っているところでございます。

Q．前原委員

是非要望をお願いいたします。

続いて伺います。

先日、私どもに、上尾市の無料低額宿泊所に住む方からアパートへの転居の相談がありました。様々な病気を患い働けずに、生活保護を受けているAさんが、2DKのアパートで3人の共同生活、入居費などを支払うと、手元にはたった2万円しか残らない。市のケースワーカーにアパートの転居を相談しましたが、就職が決まらないと引っ越しできないと説明されまして、強い疑問を持っていました。様々な制約があって、Aさんは、ここにしか住めないというのが大変苦痛だと言っています。自活を強く望んでいます。ケースワーカーは、この方の自立の思いをしっかりと受け止めるべきだと思いますが、この場合、制度上は就職していなくても転居は可能なはずですが、確認したいと

思います。

A．福祉部長

無料低額宿泊所の入所者につきまして、就職をしなくても、居宅生活が可能な場合には、当然アパートへの転居はできるというふうに考えております。

Q．前原委員

先ほど、相談者の自立の思いをしっかりと受け止めるべきだというふうにお話ししましたが、対応するケースワーカーの資質の向上が必要だと思います。現実には、ケースワーカーが抱える受給者の数が多過ぎて、研修時間の確保が難しい実態があります。上尾市のケースワーカーは、1人で87人の受給者を担当し、三郷とか川口市などでは100人を超える深刻な実態があります。県として、市のケースワーカーの増員と資質向上のための研修の充実を支援すべきと考えますが、お答えください。

A．福祉部長

社会福祉法では、ケースワーカーの数を、市部にあっては、被保護世帯数80世帯に対し1人の配置を標準数として定めております。標準数に対し大幅に不足している市につきましては、定期的な家庭訪問もできませんし、きめ細やかな援助も支障が生じるということがございますので、ケースワーカーの増員につきまして、監査に行ったときに強く求めております。特にケースワーカーの数が標準数を複数満たしていない市に対しましては、福祉担当の部局だけではなくて、人事担当にも県の職員が直接出向き、適正配置を要請しているところでございます。

次に、資質向上のための研修でございますけれども、県では、新任のケースワーカーを対象

とした基礎的な研修、それから査察指導員の研修などを階層別に行っております。また、いろんなクレーム対応の研修などの専門研修も行っております。今後も、制度改正でありますとかいろんな状況が変わったときに研修を実施して、生活保護関係職員の資質の向上に努めていきたいと思っております。

Q・前原委員

是非改善を進めていただきたいと思うんですが、先ほどの住宅ソーシャルワーカーの件なんですが、県内40市のうち、住宅ソーシャルワーカーを配置している自治体が7市にとどまっているんです。是非、こういう状況の中で増員を図っていただきたいと思えます。

また、町村部では、全県を4つの福祉事務所でカバーするために、大変長距離を移動しなければならぬというのがありますので……

鈴木委員長

これは、質問の意味は分かりませんね。

前原かつえ委員の質疑は終了しました。

改めて申し上げますけれども、あくまでもこの委員会は、提出議案に対する質疑の場でありますので、要望等をする場ではないということで、もう一度御留意をいただきたいと思えます。

以上で、共産党の質疑は終了しました。

部局別質疑（農林関係）3月14日

Q・前原委員

日本共産党の前原かつえです。

歳出予算の事業概要、15ページ、農業後継者育成対策費に関連してお尋ねいたします。

新年度の農業後継者育成対策費75万3,000円マイナスの3億884万4,000円となっています。農林センサスを見ますと、埼玉県の基幹的農業従事者は5万人余り、うち49歳以下の数は9.4%に過ぎず、平成22年からの5年間で約8,000人が減少しています。一方で、県農業支援課の調査によりますと、64歳以下の新規就農者は毎年300人弱、私は県農林部は若い新規就農者獲得に必死になるべきだと考えます。

ところが、少し残念なお話を伺っています。

深谷市でネギ農家を始めて7年目という30代の新規就農者のKさん、西日本で研修を受けて、埼玉で就農してくれました。農業する者にとって、畑とか田んぼ、作業所、そして倉庫と住まいが同じ場所にあるのが理想なんですけれども、Kさんが始めた当初はアパート暮らし、そして畑も作業所も別々のところにあった。今は畑と作業所は同じ敷地で借りているものの、家は別のところ、ですから夜中の急な天候変化のときなど対応するのに、畑と家が離れているので、大変苦勞されているようです。Kさんは率直に、埼玉県は新規就農者に対して冷たいと、これでは新規就農者がほかに流れてしまうのではないかとおっしゃっています。住宅や畑の世話は市町村の仕事です。

高知県などでは、県を挙げて支援しています。私は、高知県の農業担い手育成センターに視察に行ったんですが、1人1人本当に手厚い、卒業生がどこで何を作っていて、どんな苦勞をしているのか、把握していました。新規就農には、このように1人1人の手厚い支援が必要だと思います。本県でも農林振興センターに普及指導員さんがおられますが、このKさんの悩みに親身に相談に乗っていただきたいと思えますが、部長の答弁を求めます。

A．農林部長

一般的に、埼玉県は農外から就農される方に対しましては、先ほど来答弁させていただいていますが、市町村や農協などと連携して、明日の農業担い手育成塾というものを設置しております。就農開始に必要な栽培技術の習得はもちろんです。農地や住居の確保などのサポートもさせていただいているところでございます。

今御質問いただいたKさんという方ですが、既に就農されているというお話も今聞きましたが、名前をお教えいただければ、大里農林振興センターを通じて、市町村や農協と連携して、住宅や農地のあっせんなど、必要な支援を行ってまいりたいと考えてございます。

Q．前原委員

よろしくお願ひします。

普及指導員制度についてなんですけれども、県普及指導員の人数が5年前、151人いたものが138人、それからKさんの住む深谷市を管轄している大里振興センターは23人が18人と減っています。この人たちはもちろん新規農業者だけを相手にしているわけではありませんで、これでは一人一人親身になれといっても、大変な仕事になってしまうと思うんですね。新規就農者の獲得のためにも、普及指導員の増員が欠かせないと考えますが、この増員についてはどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

A．農林部長

新規就農者の支援ということでございますが、これも先ほど来答弁申し上げておりますが、就農に向けた相談、そして技術の習得、農地や住居の確保など、必要な対策を総合的に講じてい

く必要があろうと思っております。農林振興センター11か所に就農相談窓口を設置しております。就農意欲の高い就農希望者に対する相談を行っているところでございます。また、平成22年度から明日の農業担い手塾を設置いたしまして、農地や住居の確保、販路開拓についてもサポートしているところでございます。

マンツーマンで技術の指導もしております。今後もこういう総合的な対応がしっかり新規就農者に対してできるよう、普及指導員の資質の向上に努めるとともに、必要な人材の確保にも努めてまいりたいと考えてございます。

Q．前原委員

私は高知県の農業を視察しまして、後継者の獲得の熱意に大変打たれました。高知県では、第3期産業振興計画において、新規就農者年間320人の確保を宣言しています。

午前中の質疑の中で、埼玉県はこの目標値を年間330人、部長さんはこれが理想であり、足りなくならないように努力したいというような御答弁をされていましたが、人口比でいいますと、高知県は埼玉の10分の1です。その高知県と埼玉県の年間の新規就農目標がほぼ同じというのは、ちょっとどうかなと思うんですね。高知県は、今全国でも県民に対する県職員の比率が高い県です。県職員の熱意は、このような職員体制の厚さが理由だと感じています。

このパンフなんですけれども、「農に就く」というのを見ても分かりますように、農業就農者を獲得するための意欲があふれていると思うんですね。高知県に続け、そう思いませんか。新規就農者の目標数を高めるためにも、先ほど内容の充実というお話で、増員というのがきちんと言われなかったんですが、是非答弁を再度求めます。よろしくお願ひします。

A．農林部長

埼玉農業でございますが、首都圏に近いと、そして消費地の中にあるということ、そして交通の要衝にあるということ、そして食品メーカーなどが集積しているという強みがありまして、これは高知県と状況は異なっているというふうに思っています、本県ではこういった強みを生かしまして、高知県よりも多くの新規就農者を確保しているところでございます。

本県の置かれている強みを生かしまして、他県との競争に打ち勝って、本県農業が持続的に発展していくためには、農業後継者をはじめとする新規就農者を確保して、優秀で高い技術力、経営力を持つ農業者に育成していくことが重要だと考えてございます。

一方で、社会情勢の変化で職員に求められる役割も変わってきておりまして、職員の活動の幅も広がっていかないといけないというふうに考えてございます。

今後とも職員の知識、経験を磨き、職員の質を高めるとともに、農家から役に立つ農林部と言われるよう、必要な人員体制をしっかりと整えてまいりたいと考えております。

Q．前原委員

大変力強い決意ありがとうございました。

埼玉農業の「体力強化」を求める意見書というのが昨年9月議会で、全会一致で可決されています。ここに埼玉農業の振興のために、県は関連する予算の確保及び人員の一層の充実に努めるとともに、生産者の求める農業基盤の整備にも積極的に取り組むことを求めるとあります。今の部長の決意もありましたけれども、農林部としてこの決議をどう捉えているのか、再度お聞かせください。

A．農林部長

先ほど来これも答弁差し上げていますが、いただきました決議を踏まえまして、公共事業、そして試験研究の関係の予算、そして皆さんからなかなかと言われておりますが、必要な人員も確保できてきているというふうに認識してございまして、引き続きこの決議、そしてまた今回条例も出していただいておりますので、そういったものを踏まえまして、しっかり対応していきたいと考えてございます。

Q．前原委員

次に、事業概要の17ページ、米麦産地育成対策費についてお伺いします。

2月に県内の米農家を訪問したんですけれども、米の取引価格が本当に低くて、作っても作っても赤字だという悲痛な訴えでした。ですから、12月の加須市の市議会では、農業者戸別所得補償制度の復活を求める意見書が採択されています。この加須市の意見書で、米の生産費60キログラム当たりが1万5,390円であるのに対して、コシヒカリの米価が1万1,040円ということです。

農林部長、この意見書については御存じでしょうか。また、米農家の生産価格と取引価格の格差を把握していますか。これに应运、県として国に申し入れるということを思いますが、答弁を求めます。

A．農林部長

加須市議会の意見書については、承知してございます。埼玉県における統計上の生産費、27年産がまだ公表されておられませんので、26年産の数字でございますが、10アール当たり12万9,911円ということで、60キロ当たり換算いたしますと1万5,907円となっ

てございまして、平成27年産の農家手取りは、コシヒカリ1俵、60キロ当たり1万1,068円というふうに聞いてございます。規模が大きくなるほど生産費が低くなって、平成27年産は約5ヘクタールの規模で生産費と農家手取りがほぼ同じ状況になってございます。

国の直接支払い交付金を受け取ることで、生産者自ら安定的な販路を切り開いて、経営を発展させる道を閉ざしてしまっているという課題がございまして、国において30年産米から廃止するというふうに承知してございます。県といたしましては、今後とも生産者の所得の向上を図るために、中間管理事業を活用した農地集積、省力、低コスト技術によりコスト低減を図るとともに、食味ランキングの特A取得による高付加価値化等に取り組み、産地間競争に残れるような農家の手取りの向上にしっかり取り組んでまいります。

部局別質疑（県土整備部及び都市整備部）

3月15日

Q・前原委員

日本共産党の前原かづえです。

当初予算案における主要な施策の12ページ、魅力UP！時間が見えるインターアクセス道路整備について伺います。

この中で県は、高速道路ネットワークを最大限に生かすために、アクセス道路の整備をするというふう書いてあります。国を挙げて高速道路ネットワーク整備が進む中、関越道沿いでインターチェンジの事業化が相次ぎまして、上里のサービスエリアのフルインターチェンジ化は平成27年供用開始いたしました。また、現在は、寄居のパーキングエリアのフルインター化と大型車種への拡大が進んでいます。

こうした中で、アクセス道路の整備が追い付かず、県へ歩道整備などを求める声が上がっております。三芳スマートインターチェンジでもフルインター化が進んでおりますが、フル化と併せまして車種拡大が行われるために、事故の危険が増すだけでなく、静かな住宅環境が壊されるということで、地元や近隣市の皆さんから、車種拡大中止をの声が上がっていることは、12月議会でも御紹介いたしました。

インターチェンジ付近での町道、市道をはじめ、大型車が多数通行するには、今、余りにも危険な道路が多数残されております。県は三芳スマートインターチェンジ安全対策協議会に参加していますが、この中で、この危険な道路、特に県道何か所を改良する計画か、お聞かせください。

A・県土整備部副部長

スマートインターの実施に当たりまして、関連の整備を行う実施計画書におきましては、県道においては2か所の交差点整備を進める予定でございます。

Q・前原委員

県道の改良は2か所のみと。しかし、安全対策協議会の中では、ほかにも事故が多発している道路がたくさんあって、分析と対策が検討されていると思うんです。県道56号線、亀久保付近、過去2年間の間に5回も事故が発生しております。また、同じく県道56号線、ふじみ野市大井武蔵野付近でも3回事故が起きております。

協議会ではどんな対策が検討されていますか。大型車への拡大は2018年度中、つまり再来年3月まで行われるのですか、それまでに道路整備は間に合うのですか。よろしくお願ひしま

す。

A．県土整備部副部長

今、お話にありました亀久保交差点付近の安全対策につきましては、安全対策等調整会議におきまして、事故の分析等の対策案の検討を行っているところでございまして、例えば見通しが悪いところにおきましては、その見通し改善ですとか路面表示、それから注意看板の除去ですとか、そういった対策について今、検討しているところでございまして、こちらにつきましてはまだ安全対策協議会の中で協議中という段階でございます。

Q．前原委員

確認します。そうしますと、2018年度中に整備されるのか、されないのか、確認お願いします

A．県土整備部副部長

スマートインターの整備目標につきましては、三芳町では平成30年度中という話を聞いているといったことでございます。

Q．前原委員

先ほどの県道の話でいきますと、今、協議中ということですので、大型車の通行許可に県道整備は間に合わないと思うんです。そのほかに、最も危険と言われている県立ふじみ野高校の前の道路整備も、中長期計画で間に合いません。しかも、買収が必要なので、10年、20年では絶対に道路整備、拡幅はできないと言われているんですね。

このような道路状況では、12メートルとい

う大型トラックが激増すれば、更に事故が増えるのではないかと思います。

この写真をご覧いただきたいんですけども、周辺道路整備状況、非常に悪いんですね。危険な道路だと思いませんか。地元では、このように、国土交通省に車種拡大、これを中止するように、これを首長もちゃんとやってほしい、それから連結許可条件を守れと県も指導してもらいたい、そういうために、地元で今、運動が広がっているところなんです。

この事業は、当該の三芳町が中心で行われておりますけれども、今、言いましたように、ふじみ野市、所沢市にも大きな影響を及ぼす問題であります。広域調整の役割、県はしっかりと果たしていただいて、安全対策協議会で大型車通行は撤回すべき、そのように発言していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

A．県土整備部副部長

県につきましても、実施計画書に示されました安全対策、これを確実に実施しますとともに、町においても同様でございますが、それ以外につきまして、先ほど申し上げましたように、その他の安全対策もしているところでございます。そういったことを進めまして、地域の方々に御理解を頂きながら、事業のほうが進められればというふうに考えております。

Q．前原委員

スマートインターの影響というのは、当該地帯を飛び越えて影響が及びます。是非、県が広域調整の役割を果たしていただきたいと思うんです。スマートインターも、先ほどから言っていますように、関越道沿いでいろいろスマートインターが開設されているんですが、スマートインターの当該市主導で進み過ぎていることと

併せまして、一方で今、国土交通省で2017年中に高速道路と沿線の民間施設を直結するインターチェンジを民間の負担で整備する制度を創設します。これまで、スマートインターの設置を自治体の提案で国が認める制度はあったんですが、今度は民間企業からの提案ができるようになります。当該市主導どころか、民間事業者がスマートインター開設をできる方向を検討しておりますので、周辺の安全や環境に重大な影響を及ぼす事業を民間任せとすることは許されないと考えます。県土整備部長の見解を求めます。

A．県土整備部副部長

民間でのスマートインターの新たな設置ということで、例えばディズニーランドなどの周辺道路に出ると、また周辺道路が混んでしまうところについて、直接施設内に入ることによって、逆に言えば、交通渋滞ですとか交通安全対策に寄与するといった、そういった事業もあるというふうに考えております。

Q．前原委員

民間でやる場合に、関係する自治体が協議会形式を作って、きちんと反映していくという、そういう形態にはなるんですか。

A．県土整備部副部長

具体的な内容については、私どもでは存じ上げていません。

Q．前原委員

このインターチェンジの問題につきましては、まちづくりの問題ですので、今後、こういうふ

うに民間主導になるという部分に対しては、きちんと県民の安全確保を最優先に考えていただきたいと思います。

三芳インターの連結許可条件に、工事開始の時期までに、地域住民の理解を十分に得ることというふうに明記されておりますが、確認ですけれども、安全対策協議会では地権者の協力が得られていない問題、どのように報告されて、協議されているのか。当該の町が暴走して地権者が置き去りになることのないように、県としてしっかりと発言していただきたいと思いますが、御答弁をお願いします。

A．県土整備部副部長

三芳町からは、地域の皆様に御理解を頂くべく努力をしているところというふうに聞いております。

Q．前原委員

是非、交通安全対策のためにも、この連結許可条件をきちんと守る立場で、発言をきちんと協議会の中でしていただきたいと思います。そのことでもう1つお願いします。

A．県土整備部副部長

インターチェンジにつきましては、当然、県管理道路につきましては県が責任を持って、必要なことは進めさせていただきますけれども、スマートインターそのものについては三芳町のほうの発議でございまして、県が直接指導する立場ではないということも御理解いただきたいと思います。

部局別質疑（公安委員会）3月16日

Q．前原委員

日本共産党の前原かづえです。

歳出予算の事業概要、ページ11、交通安全施設整備費に関連して質問いたします。

信号機の設置について、先ほどの議論で新設要望に対する設置率が僅か3.6%で、地元のことには精通しています警察署からの要望であっても31%の設置率にとどまっています。大変低いと思います。先ほどの議論で、全国で比べると設置率は6番目にいいとか、あるいは積み残しはないんだとかということで、信号機の設置がこんなに低い設置率にとどまっていることについての議論があったところなんですけど、地元の方たちから危ないからつけてほしいと言っていることに対して、希望に沿っているという感覚、認識はちょっといかがなものかなと思います。

それで質問なんですけれども、県警の私どもが要求しました資料を見ますと、5年間、信号機の設置がない警察署があります。川口市がそうですが、これは一体どういうことなのか、要望がなかったとは思えないのですが、なぜ1件もつけてこなかったのか、御答弁いただきたいと思います。

A．交通部長

川口市を管轄する川口警察署からの要望、これまで設置がされてきていないという委員の御指摘でございますけれども、確かについていないところでございます。

ちょっとさかのぼって調べてみますと、川口警察署を通じて要望いただいた信号機の設置につきましては、平成27年度は3件、平成28年度分としては3件、都合6件でございました。いずれも、先ほどの答弁の繰り返しでございます。

すけれども、私ども交通部のほうで1件1件のその要望の箇所について調査を実施をいたしました。その結果、いずれも信号機の柱を立てる場所が実はなかったというような結果で設置を見送ったところでございます。

これまで川口のほうにつきましては設置はされていないということは十分承知しておりますけれども、川口の場合には、さいたま市に次いで、比較的人口が非常に多いということで、特に都市部のほうにおいては信号機が非常にある程度多く設置されていることも事実だろうというふうに思っております。

一応警察署別で見ますと、実は川口警察署管内は449基ということで、最も県内ではついている箇所でございます。とはいいつつも、川口のほうで武南警察署管轄のほうになってきますと、やはり同じ川口市でも、やはりまだまだ比較的農村部というんでしょうか、そういったところもありますので、これはまた話は別だと思いますが、いずれにしても、川口のほうについてはある程度つけるべきところについてははなかりかというふうに承知をしているところでございます。

Q．前原委員

それでは、確認させていただきますが、信号機の要望が採択されないのは、信号機を設置できない場所の問題、地下埋設物とか、そういう問題だということですね。逆にいえば、地元が非常に危険だという認識をしていて、十分に設置が可能であれば設置していただけるということですね。

A．交通部長

御指摘のとおり、過去に実は道路環境が整っていないから設置を見送ったという例がたくさ

んございます。例えば信号柱をつける場所がなかった、あるいは信号機をつけることによって歩行者が待っている場所がなかった、したがって、これはできませんと、そういった方、そういった部分については、市町村において改めて道路管理者のほうがそれを確保したということで要望されるような場合については、当然それも検討しているところでございます。

ちなみに平成29年度に設置を予定している中にも、このように以前道路環境が整わなかったけれども、今回整ったというようなことで用地買収等ができた箇所についても、これはつけるという方向で行っているところでございます。

Q・前原委員

まちづくりの関係で人の動線が変わるということもありますので、是非お願いしたいと思えます。信号機は県単独での設置とは限らないわけですね。国の補助事業もありますので、県警の要求資料の3ページを見ますと、平成23年度国庫補助事業対策経費、22億3,000万以上でした。25、26年と多少上下があるんですけども、平成27年度は16億6,000万円と激減しています。この補助事業を増額するように、国に対して要望していただきたいんですが、答弁をお願いします。

A・交通部長

国庫補助金のほうにつきましては、今、議員御指摘のとおり国が10分の5、県が10分の5ということで、それぞれ歳出をいたしまして負担をするというものでございます。ちょっと法律的な話で恐縮でございますが、これは交通安全施設等整備事業の推進に関する法律に基づきまして、10分の5ずつを負担する、こういったものが補助金ということでございますが、た

だ、これはあくまでも県において、半分の額を確保しているという前提がなければ国から来ないということでございます。そういった意味からいたしましても、本県警察といたしましては、今後道路交通環境やあるいは交通事故の実態に即して、この安全施設の整備に向けて、まずは県の予算を確保していく。こういった努力をしていきたいというふうに考えております。

Q・前原委員

それでは、是非予算確保をお願いしたいと思えます。

続きまして、歳出予算事業概要2ページ、警察官1万1,585人に関連して伺います。

女性警察官の増員問題です。一般質問でも申し上げましたけれども、犯罪被害者対策の必要性の認識が高まっています。特に性犯罪被害者、DV被害者、ストーカー被害者など、女性の被害者にきめ細かな支援を行うためにも、女性警察官の増員が必要だと考えております。先ほども答弁ありましたが、増員するということなんですが、女性が増えることで環境整備が必要だと考えています。例えば警察署内の女性の休養室とかトイレなどの設置などは当然なんですが、同時に滋賀県警において宴会でひどいセクハラ強要が明らかになりました。今現在、監察室が調査を行っているということなんですが、こういうことが起こってはならないわけなんです。

そこで、埼玉県警としてどのようにセクハラ防止対策を講じているのか、セクハラ防止マニュアル等はあるのか、セクハラ防止のための対策はどのように実施されているのか、県警本部長にお伺いします。

A．警察本部長

セクシャルハラスメントによる影響につきましては、委員御指摘のとおり、極めて大きいものと認識をしております、組織を上げてその防止に取り組んでいるところであります。

具体的には各種の会議におきまして、私をはじめとする幹部から繰り返し各級幹部に指示を行っているほか、全所属において同レベルの防止対策が推進されるように、取り組むべき基本事項や体制を定めた通達、ハラスメント防止対策要綱を発出をしております。また、ワーク・ライフ・バランスの推進を始めとした働きやすい職場づくりや、職員に対する各種教養等の実施の際に、ハラスメントが発生しないような環境の醸成を図っているところであります。

また、こういった行為を受けた者が、羞恥心等から1人で悩むことがないように、女性用の相談窓口をはじめとして、本部に複数の相談窓口を設置をして、これを周知をしておりますほか、各所属におきまして、セクハラ相談員を配置をいたしまして、これを周知するなど、そういった相談をしやすい環境づくりなどに取り組んでいるところであります、今後も継続して取り組んでまいります。

Q．前原委員

男性職員が多い部署ですので、女性被害者支援の視点からもちろん警察行政における女性の視点というものは大切だと思います。女性の積極的登用を進めていただきたい。また、働きやすい労働条件の整備も是非とも必要だと思うんですが、再度御答弁をお願いします。

A．警察本部長

おっしゃるとおりでございます。累次申し上げているとおり、警察におきましては、女性の

採用、登用の拡大ということに全力を傾けてございます。また併せて、ワーク・ライフ・バランス、働きやすい職場づくりということにも努めているところでございまして、引き続きこれらに強力に取り組んでまいりたいと考えております。

総括質疑（3月21日）

Q．前原委員

日本共産党の前原かづえです。

企画財政部の歳出予算事業概要12ページ、基地対策費24万円について伺います。

この24万円という金額は、主に米軍や自衛隊の基地の存在する都道府県の涉外知事会の分担金と参加のための旅費のみです。ハワイでの墜落に続きまして、昨年12月には沖縄県名護市の民家に近い浅瀬に米海軍垂直離着陸機MV-オスプレイが墜落しました。米軍は、この事件を不時着と強引に説明しておりますが、機体がばらばらになった写真から、どう見ても墜落としか言いようがありません。

この事件、一步間違えば日本人も巻き込んだ重大な事故につながりかねなかったと感じます。改めてオスプレイの欠陥ぶりを明らかにした事故だと思います。米軍は、調査を完了しないにも関わらず、事故の6日後にはオスプレイの訓練を再開いたしました。MV-22オスプレイのクラスA事故率は、沖縄に配備された2012年の1.93件から、3年間で3.69件と急上昇しております。

知事に伺いますが、オスプレイの危険性を現在どのように認識されているのかお答えください。

A．知事

27年5月の横田基地のオスプレイ配備の決定に際してですね、国はオスプレイの安全性は十分に確保されているという見解を示されました。昨年の12月13日の沖縄の事故を受けて、12月16日には県は基地関連14市町で構成する基地対策協議会で、北関東防衛局長に対して国はオスプレイの安全性について十分検証を行うこと、再発防止の徹底を米国政府に求めること、県民や関係自治体に対し、国の責任において事故原因を説明することを要望しました。事故後に米側が普天間基地所属のオスプレイ全ての機体について点検を実施、問題がないことを確認していることを踏まえ、12月19日に国は飛行再開に同意をした経過がございます。

現在、米軍により詳細な事故原因の究明は行われていますが、オスプレイの安全性については国の責任で県民に対してしっかり説明していただくことが必要だというふうに思っております。

Q．前原委員

でも、この間の沖縄の事故ですけれども、埼玉県には無関係というわけにはいかないと思います。米軍はCV-22オスプレイ3機を今年の秋に横田基地に配備し、2021年までに7機の追加配備を計画していましたが、13日に延期が発表され、なぜ延期なのかという、その理由は一切説明がありません。CV-22は、地形追従装置などを用いて地表すれすれに飛行するなどの過酷な訓練を行うため、空軍機の中でも最も高い事故率を記録しています。

先ほど、MV-22での事故率が急上昇していると申し上げましたが、CV-オスプレイ、MVよりも3.5倍も事故が高いんです。このオスプレイがこの埼玉上空を飛行しております。

埼玉県のホームページによりますと、3月2日付で3月6日から17日までの間行われます日米合同訓練に参加するMV-22オスプレイ6機が埼玉上空を飛来する予定だと報じました。これは3月5日の岩国基地からのオスプレイ飛行を公表したものであり、この点については評価いたします。

ここで、お配りした資料を御覧いただきたいんですけれども、これは埼玉県の平和委員会の皆さんがオスプレイをウォッチングして、そして目撃された時間で線を組んでみたものです。この一番下のほうで横田基地8時32分、3月9日に出発いたしまして、神川で8時43分目撃されておりまして、そして、8時53分には相馬原に着陸していると。そして、その後夕方4時50分に相馬原を出発いたしまして、4時55分には本庄で目撃され、そしてまた寄居で午後5時57分ですね、そこで目撃されて、なぜか吉見のほうに進路を変え、吉見では5時、そしてその後、日高で5時14分です。この吉見から日高まで14分もかからないんですね。ですから、この間どこかに飛んで、そしてこの日高に来ているという状況がこの資料で説明させていただいております。

知事に、ここで聞きしたいんですけれども、知事は渉外知事会の一員としてこの日のオスプレイの訓練ルートの報告を受けていますか。もし受けていないなら、今後はオスプレイがどの市町村の上空を飛ぶのか、訓練ルートを公表するよう要求していただきたいのですが、この点についてはいかがでしょうか。

A．知事

3月2日に北関東防衛局から、3月6日から17日までの間に群馬県などで行われる日米共同訓練に参加するため、オスプレイが横田基地に飛来するという情報提供は受けております。

細かい時間や場所などは聞いておりません。目視情報の提供は、防衛局の職員から受けておるところですけれども、具体的な飛行ルート等は受けておりません。

基本的には、県とすれば基地対策協議会を通じてオスプレイの運用の全般について正確かつ迅速な情報提供を行うように、国に求めています。ただ、この課題についてはですね、国の防衛政策の専管事項でもありますので、おのずから限界があるのではないかというふうに認めざるを得ない、こんなふうに考えております。

Q．前原委員

墜落の懸念のあるオスプレイが、いつどの市町村の上空を飛ぶのか、県民はもちろん当該県にも知らされていないということは大変重要だと思うんですね。もっと早い交渉をしていただきたいと思うんです。

訓練飛行についての情報を早期に提供するように求めているという今度の質問なんですけれども、先ほど限界があるというお話ですが、でも先ほど説明したようにかなり埼玉の空というのは訓練飛行の場所にされているわけですから、そのことを考えると是非早期の提供をするように求めていると思うんですが、再度答弁をお願いします。

A．知事

オスプレイの飛行訓練等に当たっては、北関東防衛局から、飛行する日や離着陸の場所については、関係地方公共団体へ情報提供をされております。しかし、提供される時期というのが飛行訓練等の直前であることが多いものと、飛行ルートが示されないということだけは事実としてございます。

もとより、このオスプレイの運用全般にわたって正確かつ迅速な情報を国に求めていることは事実であります。なかなか細目については回答がない状況でございます。

Q．前原委員

なかなか国がこちらの要望に応えてくれないというお話でしたが、先ほど説明した埼玉平和委員会が目撃情報を結合して作り上げたこの資料に対して、本来このようなオスプレイの飛行ルートの推定とか情報提供、これはやっぱり県のほうもきちんとチェックしていくべきだと思うんです。是非、企画財政部の担当部署の人員体制を強化して、情報収集とか関係市町村への広報予算を拡充していただき、こちら県も非常に関心を持っているということを国にアピールするためにも必要だと思うんですが、いかがでしょうか。

A．知事

県民の生命と財産を守るということに関して、極めて重要なことでございますから、オスプレイの飛行ルート等については引き続き国にきちんと要請をしております。

また、飛行ルートに関しては、防衛庁の職員がまた目視などをやっておりますので、そういう情報は入りますので、そうしたことも含めて今後の対応の基礎資料にしていきたいと思っております。

Q．前原委員

質問に答えていないと思うんですけれども、人員体制の強化、県としての、それから情報収集とか関係市町村への予算の拡充。平和委員会の方たちが自分たちでできるわけですから、県

としてちゃんとそういうのに予算を付けてくださいという質問なんですけれども。

A．知事

どのレベルで予算や人員を増やすかについても、しっかり検討させてください。

Q．前原委員

よろしく願います。

そもそも、こんなに墜落する戦闘機オスプレイは、埼玉県の上空を飛ばないでほしいというのが県民の願いだと思います。オスプレイの埼玉県上空の飛行禁止と横田基地配備の延期では、横田基地の配備は延期ではなくて中止を申し入れるべきだと考えますが、知事の見解を求めます。

A．知事

北関東防衛局からの延期の通知が3月14日に行われました。国において、しっかり責任を持って横田基地への配備や延期の理由などについて説明をいただきたいというふうに考えます。

基本的には、県民の安心・安全を守ることが極めて重要でございます。そういう意味での県民の安心・安全を守る意味での飛行ルート等々についての情報開示をしていただくことが私たちにとっては重要だというふうに思っております。

一方で、国の防衛政策あるいはまた日米間との関係の中での情報をどこまで提供するかということについては、正に国の防衛政策の専権事項でもありますので、私たちは要望をしますが、そこから先のことに関してはですね、なかなかつらい話だなというふうに思っております。

Q．前原委員

その要望の中に、延期ではなくて中止、それから埼玉県上空での飛行禁止ということ、必ず入れていただきたいと思います。

昨年の11月21日に全国知事会の米軍基地負担に関する研究会の初会合、この琉球新聞にも知事が座長さんになったということが書かれております。そして、米軍基地は経済発展の最大の阻害要因というのが別のところにも当てはまるかもしれないというふうに知事は発言されて、それは翁長知事も大変歓迎した言葉として書いてあります。その辺についてきちんと、この埼玉県にも所沢や、いろいろ基地がありますので、交通面からも開発面からも発展阻害要因となっている場所があるということで、是非知事に座長としての熱意を、見解を示していただきたいと思います。

A．知事

全国知事会の米軍基地負担に関する研究会の主な目的の1つに関して、沖縄をはじめとする米軍基地についての正しい認識を持つていないかというのが、まず1点でございます。米軍の専用施設が13都道府県ありますが、その面積の70.6%が沖縄県にあると、沖縄県の負担が非常に大きいと。しかも、一方で沖縄県は基地の恩恵で経済が回っているというようなイメージを持たれている、このイメージが間違いであるということもですね、等しく訴えていかなきゃならないというふうに知事会として考えております。

例えば、基地関連収入の割合というのは、昭和40年には30%からあったものが平成25年では5%まで大きく低下して、むしろ基地跡地、つまり基地が返還された跡地の活用によって、そこからの経済効果が大きいというようなデータなどが明らかになっております。

同じように、日本国内にある米軍基地の中で、きちんとした精査の中で日本政府が米軍、更に米国に対して不要な基地などの返還をきちんと要求しながら、きちんとそうした基地を様々な形で活用することができれば、当然これは日本国民のためにより有益なことになっていく可能性は高いというふうに私も思っておりますので、こうした議論はしっかりさせていただきたいと思っております。

第1号議案、第15号議案、第17号議案及び第19号議案に対する反対討論

(3月22日)

Q・前原委員

日本共産党の前原かづえです。

第1号議案 平成29年度埼玉県一般会計予算、第15号議案 平成29年度埼玉県病院事業会計予算、第17号議案 平成29年度埼玉県水道用水供給事業会計予算、第19号議案 平成29年度埼玉県流域下水道事業会計予算につきまして、以下の理由で反対いたします。

まず、第1号議案についてです。

第1に、ハッ場ダム13億890万円、思川開発3,030万円など、治水上も利水上も必要のない大型ダム事業は認められません。

第2に、全国学力テストは各学校を平均点競争に駆り立て、子どもの学力形成に有害であり、学力・学習状況調査実施事業費2億1,556万円は計上すべきではありません。

第3に、乳幼児医療費対策助成費については、市町村への県の補助率は基本2分の1ですが、財政力を理由に三芳町と和光市は12分の5、戸田市は3分の1となっています。自治体の子どもへの責任は何ら変わらず、このような差別的な措置は直ちになくすべきです。

第4に、農林部の給与費について、研究補助員を4人減らすなど年々減少させてきた農林部職員を更に削減することは認められません。農林業を県の基幹産業として位置付け、農林部職員を大幅に増員して新規就農者を増やすべきと考えます。

第5に、番号制度基盤整備事業費2,737万5,000円ですが、マイナンバー制度は情報漏えいの危険を増大させ、国民のプライバシーを危機にさらすため、今からでも中止すべきです。システム構築やセキュリティ対策に際限なく税金を費やすことは許されません。

第15号議案については、県立病院の診療時間外の診療料金を導入し、2017年度から県立小児医療センターでは8,640円を徴収するものです。このような制度では公的医療機関になじまず、保護者の料金支払い能力で子どもが差別されるべきではありません。

第17号議案は、ハッ場ダム、霞ヶ浦導水、思川開発のダム事業予算の計上により、また、第19号議案は、南部、中川、古利根、荒川上流の各流域下水道の負担金上げが関係市町村の下水道料金の値上げにつながることから反対です。

以上、反対討論といたします。

3 予算特別委員会における金子正江議員の質疑

部局別質疑（総務部）3月9日

Q．金子委員

日本共産党の金子正江です。

平成29年度当初予算案における主要施策の8ページ、ここには税収確保対策の強化として、地方税法第48条による直接徴収を実施するとともに、市町村や県税事務所から実務研修生を受け入れ、滞納整理を通じて徴収スキルの向上を図ると書いてあります。この滞納整理、つまり差し押さえや競売ですけれども、完全に悪質な滞納者は処分せざるを得ませんが、現実にはそんなケースばかりではありません。

県内に住むAさん、73歳の女性から相談をいただきました。10年前ごろから両親の介護費用の仕送りなどで税金を滞納し、その後、娘さんが病気、夫が他界、自分自身も脳腫瘍の手術など生活の困難が連続し、本税、延滞金を合わせて1千万を越す滞納となってしまいました。とにかく分納で支払っていましたが、突然自宅競売の通知が届きました。市に相談すると、どこかで借入れをしてでも払ってください、さもなければ競売に掛けますよ、と冷たいアドバイスでした。このほかにも、滞納を抱えながら営業意欲を失って自ら命を絶つなどの例もあります。

滋賀県野洲市は、滞納者が自立できるよう、市の各部局が連携して生活再建に取り組んでいることで有名です。この野洲市が、滞納者の生活再建支援のための条例をつくりました。私はこの条例の名前を見たときに衝撃を受けました。ようこそ滞納していただきました条例というのです。滞納者の納税相談に乗りながら、相談者が自立できるように支援する、これが債権管理条例、いわゆるようこそ滞納していただきまし

た条例です。滞納は生活困窮者のシグナルと捉え、自治体挙げて生活再建の手助けをするというのです。野洲市の山仲市長は言っています。税金を納めてもらう以前に市民の生活が健全でなければならない。市民の生活を壊してまで滞納整理をするというのは本末転倒。生活を壊さず納付してもらうのが原理原則。このように言っています。

条例では、著しい生活困窮状態で徴収の見込みがないと市長が認めた場合は、徴収金を取り立てずに放棄できることにしています。さらに、住民税や固定資産税、国保税のほかに、給食費や水道料金などによって生じる滞納債権を、債権管理室が一元的に管理をします。そして、市民相談課と連携をして、滞納を解決するだけでなく、生活困窮状態から抜け出す仕組みをつくっています。

そこで伺います。総務部長、滞納者に対する野洲市の姿勢、どのように感じますか。

A．総務部長

御質問の野洲市につきましては、いろいろな形で取り上げられて、滞納者に対する姿勢ということで評判になっているところでございます。

市ということで、生活再建の取り組む仕組みというんですか、住民税、国民健康保険税、水道料、給食費など、生活に密着した債権が多数ある市町村ならではの取り組みかなというふうに感じております。

埼玉県でも、県としての滞納者との納税相談の中では、滞納となった理由ですとか、生活状況を丁寧に聞き取りながら、滞納者の実情に即した対応を行うように職員一丸となってやっているというところがございますので、そうした

点で参考になるというふうに考えております。

Q．金子委員

私は、破綻にひんしている生活や事業を再建する手立てをきめ細かく講じることこそ、行政本来の仕事だと考えています。また、それぞれ長い目で見れば、税収増につながるものです。

野洲市の債権管理マニュアルをお配りさせていただきました。御覧いただきたいと思います。まず、ここでは第1段階、債権所管課が納付相談を行います。そして、生活状態を確認して、支援が必要かどうかを確認、そこで滞納原因を把握して、生活再建支援の必要性を判断します。次に第2段階、支援が必要と判断された場合、債権所管課と市民生活相談課が連携して対応し、就労支援の各種サポートと分納計画を策定します。更なる対応が必要な場合は、第3段階として、市民生活相談課長を加えて検討するという、こういうところまでマニュアル化しています。

総務部長に伺いますが、このような債権マニュアルを作って、県職員に徹底する必要があるのではないのでしょうか。お答えください。

A．総務部長

野洲市のような精神性みたいなものについては、十分参考になりますが、県には国民健康保険税とか水道料とか給食費など、生活に密着いたしました債権というのはないので、ちょっと構造的に違うという部分がございます。

このマニュアルのポイントであります生活自立に関する窓口は、各市町村にありますので、野洲市と同様の流れで事務を行うというのは、なかなか県としては難しいというふうに考えております。ただ、何もやらないというわけではなくて、県税事務所の窓口においては、生活再

建や多重債務などに関する相談窓口がこういうところにありますよということを御案内したり、備え付けて生活支援が必要と思われる方には、納税相談する際に案内させていただくと。あるいは、そういうようなこともやっておるところでございます。

どちらにいたしましても、滞納になった理由や生活状況を十分丁寧に聞き取りながら、滞納者の実情に即した対応をこれからも行ってまいりたいというふうに考えております。

Q．金子委員

御答弁を頂きましたけれども、いわゆる生活に関わる部分はもちろん県ではございませんが、この前の先ほどの御答弁の中で、徴収強化を進めていくという御答弁もされておりますけれども、市町村が徴収困難な滞納者に対して、県もそこに出向いて一緒に徴収しているという、こういうことも言われているわけです。ですから、私は野洲市のような精神が県の職員にも深く理解をしていかなければならないというふうに考えるわけですが、県の職員にどのように野洲市のような精神を研修するのか、もう一度御答弁をお願いしたいと思います。

A．総務部長

お話の、重要なことは納税者の個別具体的な実情を十分把握して、滞納者の実情に即した対応をするということだと思います。そういう意味で、どういう研修をするのかということでございますけれども、会議とか研修において、納税相談の中で、滞納となった具体的な理由ですとか、生活状況を丁寧に聞き取りまして、対応すると。それで、そういうものについて指示をしたり、県税事務所のOJTを積極的に行いながら、具体的な事例に即しながら研修を行って

いきたいというふうに考えております。

Q．金子委員

それでは、最後になるかと思いますが、こうした野洲市のような、滞納を納税者からのSOSのサインとして捉えて早い段階で手を打つ、こういうふうな、やはり対応というのは、非常に県段階でも必要なのではないかと思うんです。困難なところに対して部局を超えた取り組み、このところが必要ではないかと思うんですが、こうしたところで私は納税者の立場に立って…。

委員長

質疑の途中であります。金子正江委員の質疑は終了いたしました。

部局別質疑（環境部）3月10日

Q．金子委員

日本共産党の金子正江です。

歳出予算の事業概要16ページの循環型社会づくり推進事業費に関わって質問いたします。

要求資料はNo.4です。

まず、ごみ焼却施設の建て替え、大規模改修についてです。

県内のごみ焼却施設の約9割以上が1970年代から1990年代に整備され、今後数十年の間に建て替え、大規模改修など集中して行われることとなります。焼却施設の整備には、巨額の建設費やランニングコストがかかり、そのため、各自治体における市民のための施策に深刻な影響を及ぼします。今後どのような施設を造るのかは、自治体のごみ行政を左右する重大問題です。

地元越谷市や草加市など5市1町で作る東埼玉資源環境組合でも、第2工場を2016年3月に建て替え、稼働を開始しました。当初の計画では、各自治体のごみの減量計画もないままに、400tの大型焼却炉を想定していました。しかし、自治体ごとにごみ減量を進める中で、ごみ処理量の見通しを引き下げるなど、計画を見直して100t小さくした300tの焼却炉に決定しました。建設に当たっては、徹底した議論と検討を踏まえて、提案型の競争的入札により建設費を約138億円に抑えました。これらの努力は一定の評価ができると思います。

そこで、質問をいたしますが、これから県内の市町村等で行われる焼却施設の建て替え等に当たっては、各市町村等が徹底したごみ減量計画に基づき、より小規模で適切な焼却施設の整備を進めていくよう県として支援をすべきだと考えますけれども、環境部長の認識をお示ください。

A．環境部長

市町村が新たなごみ処理施設を建設いたしますときには、国の交付金が出るわけがございます。循環型社会形成推進交付金が支出されません。この支出に当たりましては、ごみの発生抑制、あるいはリサイクルの促進等の目標を定めた推進計画を作ることになってございます。市町村は、この目標にしたがってごみの排出量をまず減量して、その上で推測をして、適切な規模の能力の処理施設を造るということで、国が交付金を出すものでございます。

今後とも、県といたしますと、市町村が作りましたごみの削減目標等の設定に沿った適切な処理能力を持った施設を整備するように御指導してまいりたいというふうに考えております。

Q・金子委員

次に、循環型社会形成推進交付金の問題です。環境省は3Rを総合的に推進するために、同交付金を設けておりますけれども、交付対象は人口が5万人以上、また面積は400km²以上の自治体に限っています。そのため、松伏町では中間処分場の建て替えに対する交付金を申請しましたが、認められなかったということです。

そこで伺いますが、国のこの交付要件が小さな自治体が循環型社会促進計画を進める上で足かせとなっています。そこでこの交付要件を見直し、小規模自治体であっても交付金が受けられるように国に強く求めるべきではないかと考えますけれども、お答えを頂きたいと思いません。

A・環境部長

御指摘の交付金、私も先ほど御答弁申し上げた交付金につきましては、市町村が整備に当たって交付される交付金で、要件が確かに人口5万人以上等々の基準がございます。これにつきましては、ごみの処理施設が効率的あるいは効果的な規模に誘導するという意味も1つございます。もし施設の整備費が、あるいは維持管理費が抑えられれば、効率化によって抑えられれば、住民の負担の軽減にもつながるという状況がございます。あるいは余熱の利用、あるいはごみ発電の活用にもつながっていく可能性もあるという、そういうところで、一定の規模に誘導するという趣旨を持った交付金であると私も認識しております。県としましては、この指針に沿って小規模市町村、あるいは小規模処理主体が他の市町村との共同処理などを進められる方向のような動きについては支援をしていくという方向で私も考えてございますので、今お話しの方の国への要望については現在考えてお

りません。

Q・金子委員

国のほうには要望は考えていないということですが、それでは、県として小規模自治体に向けて循環型社会形成促進のための補助制度を創設するというお考えはどうでしょうか。

A・環境部長

ごみの処理、先ほど申し上げましたように、一定の規模があれば住民の方の負担も軽減される可能性が高くなっていく、あるいは他の余熱利用等の可能性が出てくる、そういう意味で、一定の規模を私も必要だというふうに考えてございます。先ほど国への要望については考えていないという御説明を申し上げましたが、同様の理由で県独自の補助金制度については考えておりません。

Q・金子委員

それでは、次の質問に移ります。

ごみの減量化、リサイクルについて伺います。

第8次埼玉県産業廃棄物処理基本計画によりますと、一般廃棄物のごみ排出量につきましては、毎年順調に削減をされているという、そういうことで目標が達成できる見込みだということは何っております。その一方で、事業系のごみ、これは進捗率が48%で横ばい状態で、目標の達成は困難だとしております。県も、事業系ごみの排出を抑制するために、市町村と共同して事業系ごみの削減のキャンペーンやごみ処理施設における搬入物検査など取り組んでいることは承知をしているところです。

しかし、ごみ問題の根本的な解決のためには、自治体と住民にごみ処理の負担を押しつける現

行のリサイクル制度を、ごみの発生を設計・生産段階から削減をする拡大生産者責任の立場で抜本的に見直すことが不可欠だと考えています。国に対して、拡大生産者責任を進める上で必要な法整備を早急に行うよう強く求めていくべきだと考えますけれども、県の姿勢についてお答えをお願いいたします。

A．環境部長

製品が使用され、廃棄された後も、生産者のほうは処理の責任について果たすべきだという御指摘、考え方ということで、拡大生産者責任ということで今御指摘を賜りました。生産者についても一定の責任については負うということにつきましては、重要なことであると認識しております。その関係で、例えばデポジットの制度ですとか、あるいはリユースの制度、あるいはリサイクルの処分においているいろいろな新しい考え方が出てきていることだというふうに私ども認識をしております。

県としましては、ただ、事業者の拡大生産者責任を追及する余り、あるいは生産物のコスト増、あるいは消費者へのその価格転嫁等の影響もございますので、私ども、まずは生産物全体というよりは、その地その地で問題になっております例えば廃太陽光パネルですとか、あるいは飲料容器ですとか、そういうものについて、個々のものにつきまして、政府に制度設計あるいは制度改正について要望してまいりたいと。個々の部分について、問題ある部分について、そういうことに要望してまいりたいというふうに考えております。

Q．金子委員

食品ロスの問題についてちょっと質問させていただきたいと思います。

委員長

金子委員の質疑は終了いたしました。

部局別質疑（産業労働関係）3月13日

Q．金子委員

日本共産党の金子正江です。

歳出予算の事業概要25ページ、中小企業制度融資事業費14億1,893万円についてお聞きいたします。

アベノミクスによって経済好循環が生まれていると盛んに宣伝されていますけれども、県内中小企業にとって、依然として厳しい状況から脱したとは言い難く、景気の先行きに不安を感じている現状であり、皆さん、売上げの減少や厳しい資金繰りの中で、経営を前に進めるための努力をしています。

国の低金利政策の中、民間金融の貸出し攻勢も強まっていますが、その一方で、いざ事業がつかずくと、民間金融の貸しはがしは厳しいものがあります。中小企業者にとって県制度融資は、資金繰りを支える命綱と言うべきもので、その拡充が求められます。

そこで質問ですが、要求資料の県の制度融資のこの5年間の貸付状況を見ますと、平成23年度1万6,000件、1,734億円から年々減少を続け、平成27年度は1万3,000件、今年度は1万1,000件程度と激しく減少しています。10年前の平成19年度には2万1,000件以上あった県制度融資が半減しています。こうした制度融資の利用実績が激しく減少している原因を、産業労働部長、御答弁をお願いします。

A．産業労働部長

御指摘のとおり、制度融資の利用実績は下がっております。これは、リーマンショック後の資金需要が一巡したことに加えまして、委員のお話にもありましたように、最近では民間金融機関、県内、県外も含めて、そういった機関の貸出意欲が非常に旺盛でございます。金融機関独自の融資による、いわゆるプロパー融資による貸出しを積極的に行っていることが原因だと考えております。

Q．金子委員

私が受けた相談の事例なんですけれども、レストラン経営をしていた息子さんがある日突然倒れて、生死の境をさまよい、ICUに入った。両親は悲痛な思いで病院に通っている。そこに、レストランの資金融資を受けていた銀行から父親に対して、「もう息子さん、返済無理ですね。融資残高を一括返済してください」と言ってきた。記憶をたぐってみますと、父親が連帯保証人になっていたと、こういうことでした。

このように民間金融の貸しはがしは、いざとなったら厳しいものがあり、保証人の必要のない、やはり制度融資は本当に心強いわけです。この制度融資の実績が激減しているんです。無担保無保証の制度融資の利点を広げて、利用しやすい制度にしてあげていただきたいと思っております。

問題の第1、これは信用保証制度です。そもそも制度融資の激減は、政府が8割の部分保証にしたことが原因です。政府は、更にこれを5割にまで引き下げる方向でしたが、とんでもないことです。

まず、部長に伺いますが、この信用保証、部分保証を全額保証に戻すべきと国に強く求めていただきたいが、どうか。また、信用保証協会

の審査には、今平均8.2日かかるということですが、この審査日数短縮を申し入れていただきたいのですが、答弁をお願いします。

A．産業労働部長

国の金融機関の評価につきましては、ちょっと我々申し上げる立場にございませんが、県では、県内に本店を置く6つの金融機関とおおむね四半期ごとに意見交換会を開催しております。その場において、県制度融資の利用促進について働き掛けているところでございます。今後もしっかり働き掛けを続けていきたいと思っております。

Q．金子委員

是非をお願いします。

制度融資は、変化する中小企業者のニーズに応えた資金メニューを設定しておりますけれども、利用実績がゼロ、あるいは数件という資金もあります。利用実績が少ない状況をどのように認識しているのか。また、来年度県が創設する事業資金、経営者保証ガイドライン対応貸付、これは経営者の個人保証を不要とする融資制度で、評価をしているところです。是非この融資も、実績ゼロということがないように広報啓発を広げていただきたいと思っておりますが、部長の答弁をお願いします。

A．産業労働部長

制度融資につきまして、利用実績が、特に政策誘導型の資金も含めて少ないということを確認しております。今年度は、今後、政策所管課と金融課が合同で企業を訪問し、こういった制度融資についてももしっかり取り組みを進めてまいります。

それから、事業資金の経営者保証ガイドライ

ン対応貸付でございますが、その広報につきましてはしっかりやっていきたいと思ひますし、また、そういったものを希望する企業に対しまして、言ってみればガイドライン対象になるよう、しっかり支援をできるような体制をつくっていききたいと思ひます。

Q．金子委員

せっかく作る制度ですので、効果をしっかりと出すような、そういう努力もしていただきたいというふうに思ひます。

次に、中小企業にとって、やはり本当にありがたいことというのは、利子補給や損失補償の拡充だと思うんですね。とりわけ景気の低迷の中で、景気が下がったときには、特にそのことが求められると思うんです。そして、この拡充の部分についてどのようにお考えか、お示しいただきたいと思ひます。答弁をお願いします。

A．産業労働部長

委員のお話、十分理解しているつもりでございます。

ただ、制度融資が非常に中小企業にとって大事な部分であるというのはありがたいことなんですけど、付随して県の負担というのも当然、将来にわたって引き継がれるものでございますので、そういったものにつきましては、県の財政状況等も十分勘案した上で対応せざるを得ないと考えているところでございます。

Q．金子委員

利子補給の問題で、自治体によっては、通常の利子補給を10%上げるとか、そういう取り組みもしているわけですね。ですから、是非お願いしたいと思ひます。

A．産業労働部長

そういう話もありますが、やはり将来的な負担も考えながら検討させていただきます。

部局別質疑（保健医療部）3月14日

Q．金子委員

日本共産党の金子正江です。

歳出予算の事業概要26ページ、医師確保対策費のうち、医学生・研修医誘導定着促進事業について伺います。

要求資料の5を御覧ください。

埼玉県は全国最低の医師数を打開しようと、医学生の段階からの奨学金制度を平成22年から創設してまいりました。当県議団としては、専門いかにかわらず、学生の段階から奨学金を支給し、日ごろから温かく相談に乗り、関係性を深めること、このように提案をしてまいりました。医学生の奨学金制度のうち、まず県内大学枠についてです。

県内大学は埼玉医科大学に年間16名、昨年からは順天堂大学が3名と拡充をしていただいております。現在、その1期生というべき方が医師として歩み始めたとも聞いており、素晴らしい成果もあったとのこと。私は更に県内の他の医学部に広げていただきたい。また、人数枠も広げていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

A．保健医療部長

奨学金の枠につきましては、これが一定程度個人の就業の自由というところを狭めていくわけでございますので、御自由になって、臨床研修医で奨学金もなく、来ていただいている方もいらっしゃるところでございます。医師が不足

する地域の実情ですとか、診療科の実情、毎年、毎年検証しながら、奨学金の枠というのは決めさせていただきたいと思っております。

Q．金子委員

県議団としては、医師確保のために鍵となるのは、何といたっても県の医療機関の熱意、優秀さを知っていただくことだと強調してまいりました。その中で、高校生の医師への志養成事業なども頑張らせていただいております。また、医学生の方々とともに直に語り合い、情熱をもって訴える、そういう場として、来年臨床研修を迎える医学生と県内医療機関とのマッチング事業があります。つまり全国の医療機関の合同説明会ですね。この合同説明会に埼玉県は総合医局機構としてエントリーをして場を確保します。赤十字などは、グループ全体でエントリーすると聞きました。医療機関は金銭的負担も少なく参加できるという大変有効な支援だと思えます。そのため、県内医療機関の参加も増えていると聞いております。

今年4月に研修を開始する臨床研修医と県内医療機関とのマッチングの数、これが312人と最高数にのぼったそうです。これは近隣の県と比較しても重要な成果で、保健医療部の努力に敬意を表したいと思えます。

ただし、医療機関の参加負担金、最初は5万円、これでいいということでしたけれども、その後7万5,000円とされ、更に10万円にすると聞いております。これはいかがなものか、まだまだ医療機関数を増やす段階と考えます。引き続き低額で参加できるようにすべきと考えますが、部長の答弁をお願いします。

A．保健医療部長

病院にとっても重要な人材の確保でございます

ので、病院自身にも御負担を願うという考え方でございます。御理解賜りたいと思えます。

Q．金子委員

医師を確保していくというところでの努力をしていただきたいというふうに思っております。

次に移りたいと思えます。

さいたま市美園の順天堂病院ですけれども、医学系大学院も来るとのことです。また、先ほどの順天堂大学の奨学金枠も増やしていくとのことでした。私は、一般質問もしておりますけれども、越谷市立病院のように、順天堂病院の医局から医師を派遣していただいているところ、市長を挙げて市立病院から医師が引き揚げられてしまうのではないかと、大変心配をしているわけです。

以前、御答弁では、地域貢献が順天堂の前提とのことでした。是非文書などで地域医療機関からの医師の引き揚げはしないと、こういう確認を交わしていただきたいと思うのですけれども、部長の答弁をお願いいたします。

A．保健医療部長

医師の確保、それから偏在の解消ということを目的に誘致しておりますものですから、原則として引き抜きというようなことはないというふうに、持っていきたいと思っております。

確かに、一時的に病院の中でそういう不安があるかとも思われますので、そうした点も踏まえて、公募条件など、実施可能ということを確認していくというような形で、協議してまいりたいと思えます。

Q．金子委員

口頭の約束ではなくて、文書で交わしていた

だきたいということですが、その点について再度御答弁をお願いします。

A．保健医療部長

形式はどのような形式がいいのか、分かりませんが、口約束ではということでございますれば、何らかの形で記録を残してまいりたいと思います。

Q．金子委員

もともと順天堂の誘致、これは遡れば県立大学に医学部設置をという県議会の決議が発端であったと考えております。本県に国公立の医学部がなく、県の医療政策の実現が困難だという問題、これは未解決だと思います。今後も国に働き掛けを継続しながら、県立大学医学部設置を追及していくべきだと思いますが、部長の確認を是非させていただきたいと思います。

A．保健医療部長

埼玉県の人口、それからこれからの高齢化に伴う受療の状況を考えますと、県内に医学部が複数あっても、しかるべきというふうに考えております。国の制度について、力強く働き掛けてまいりたいと思います。

部局別質疑（教育委員会）3月15日

Q．金子委員

日本共産党の金子正江です。

歳出予算の事業概要30ページの県立特別支援学校教室不足対策費にかかわって質問します。

初めに、特別支援学校の過密化解消について

です。

この当初予算に戸田翔陽高校に知的障害の特別支援学校を建設するための基本設計費が盛り込まれました。私も初めての一般質問で、県南部への特別支援学校の建設を求めましたが、川口特支など知的障害児・生徒の過密解消へ一歩前進だと考えます。

そこで、伺いますが、この新学校の学区、どの地域を想定しているのですか。また、この新学校の開設によって、川口特支と草加かがやきの児童生徒数の今後の見通しはどうか、お答えいただきたいと思います。

A．教育長

新校の通学区域につきましては、児童生徒や保護者への影響が大きいことから、これまでも行ってきたとおり、今後、通学区域検討委員会というものを設置して、丁寧に検討を進めていく予定でございます。これにより、川口市及びその周辺地域の学校の過密解消に影響を及ぼすことができるように検討を進めてまいりたいと考えております。

Q．金子委員

さて、肢体不自由の特別支援学校の実態もいまだに深刻です。県内に肢体不自由の特支、9校しかないために、多くの学区が極めて広大となっています。そのため、地元越谷特支でも、通勤時間に1時間30分もかかり、朝7時に家を出て、帰宅は5時過ぎという、こういうお子さんもいらっしゃいます。普通の学校なら考えられない事態がいまだに続いています。

重複障害の子どもも少なくない中で、いつまでこのような苛酷な負担、我慢を続けさせるつもりなのか。保護者らの強い要望に応じて、県南部をはじめ肢体不自由の特別支援学校を早急

に建設すべきではないかと考えます。教育長の答弁をお願いいたします。

A．教育長

肢体不自由特別支援学校につきましては、通学区域が非常に広域であって、地域によっては通学への負担が大きいということは認識しております。そのため、学校からの要望を伺いながら、スクールバスの増便や型式の変更など、通学環境の改善に努めているところでございます。

しかしながら、肢体不自由特別支援学校の児童生徒数につきましては、近年、ほぼ横ばいの状況でございます。県といたしましては、児童生徒数が依然増加している知的障害特別支援学校への対策を優先的に進めざるを得ないという状況でございますので、御理解を賜りたいと思います。

Q．金子委員

肢体不自由児は増えていないということで、知的のほうを優先させたいということなんですけれども、しかし、障害の種別で建設の優先順位を付けるということ自体おかしいのではないかと考えます。

以前、肢体不自由児を育てている親御さんから、「知的障害の学校が増えても、この子の状況が変わるわけではない」と、こういう本当に怒りの声も伺っているところでございます。知的障害、肢体不自由などの区別をしないで、過密解消に計画的な建設を進めるべきだと考えますけれども、今後の整備計画について、改めて御答弁をお願いいたします。

A．教育長

県では、都市部を中心とした依然として知的

障害のある児童生徒が増えている状況でございます。そのため、どうしても知的障害のある児童生徒への対応を優先的に行わざるを得ないという状況でございます。その他の事情も分かりますので、今後の対策といたしましては、新校設置による教室不足の解消効果とか児童生徒数の推移とか、また、保護者のニーズ等を見きわめながら対応を検討してまいりたいと思います。

Q．金子委員

是非検討していただきたいというふうに思います。

次に、教職員の長時間勤務について質問いたします。

一昨年私の一般質問で、長時間勤務の実態を県教委は把握すべきと求めましたけれども、県は市町村の教職員の勤務実態の把握について働き掛けていくという、こういう答弁をしました。

県教育局が昨年9月、教職員の勤務状況調査の結果をまとめ、その結果を各市町村教委に連絡したと伺いましたが、実態把握をしたこと、評価できます。

調査によりますと、20代、30代の勤務時間を除く在校時間が平均3時間から3時間半、つまり若手の教職員では7時間45分の勤務時間を合わせますと、在校時間が1日平均11時間から12時間も働いているということになります。しかし、この調査では、部活動等による土日の勤務実態などは分かりません。

そこで、質問ですけれども、勤務状況調査の結果についてどのような認識を持たれているのか、詳細な実態把握のために、タイムカードなど客観的な記録による勤務時間の把握を学校でも行うべきと考えますが、実施に向けてどのような研究をしているのか、お答えください。

A．教育長

昨年の9月に行いました勤務状況調査の結果、勤務時間を除く在校時間の1日当たりの平均が小学校では2時間48分、中学校で3時間2分となっており、長く勤務している状況が明らかになりました。

県といたしましては、この調査結果を重く受け止めております。この長時間労働の状況を改善して、教員が心身ともに健康で、安心して働くことができる職場づくりを一層推進していくことが重要であるというふうに認識しております。

まず、教職員の勤務時間の管理というものは、これは労働安全衛生の観点からも適正に行う必要があります。これは実は、校長の重要な責務でございます。そこで、県では、昨年2月3日付けで通知をするとともに、市町村の教育長の会議とか全県の校長の会議で説明するなど、教職員の勤務管理について依頼をしてきたところでございます。

その結果、平成28年9月1日現在で、まだ半数でございますが、半数の小中学校で出退勤時刻の把握を実施しております。今年1月の市町村担当者会議で、ICカード、こちらを活用した勤務管理の事例を紹介いたしました。勤務管理の重要性について、改めて強調しております。

今後とも、全小中学校で客観的な記録による勤務時間の把握の実施が行われるよう、県として働き掛けてまいりたいと思います。

Q．金子委員

管理職による労働時間の把握と管理のために、私はこれまでも申し上げましたけれども、今、ICカードというお話もございましたが、タイムカードなどは比較的簡単に対応できるのではないかなというふうに思っているわけです。い

ずれにいたしましても、やはり客観的な記録による勤務時間の把握、目視とかということも言われているようでございますけれども、やはりそうした客観的な勤務時間の把握をする必要があるかと思っております。こういうシステムをつくる必要があると思うんですけれども、その辺についてのお考えはどうでしょうか。

A．教育長

客観的な記録による勤務時間の把握ですね、大事だと思っておりますので、ICカードやタイムカードを用いたシステムの導入につきまして、費用対効果も含めて引き続き研究してまいりたいと思っております。

部局別質疑（企業局、病院局及び下水道局）

3月16日

Q．金子委員

日本共産党の金子正江です。

歳出予算の事業概要3ページの小児医療センター新病院建設費377億7,653万円に関わって質問します。

午前中にも質問がありましたけれども、県立小児医療センターの駐車場問題について伺います。

さいたま市岩槻区の旧県立小児医療センターが、昨年12月27日にさいたま新都心に移転し、今年1月5日から新病院での外来診療を開始しました。当県議団も患者家族から新病院の現状についてお話を伺いましたが、機械式駐車場における長時間の入庫待ちの改善を何よりも強く訴えておられました。駐車場に入るのに1時間かかるときもあったとか、あるいは朝早く行って診察時間まで長い時間待っている人もい

る。やむを得ず近隣のコインパーキングに入れたなど、いずれも深刻です。

2月20日からの県の実態調査では、待ち時間が最長43分だったとのことですが、私どもが現地調査をした3月9日も全く変わらない状態でした。木曜日の午前でしたけれども、機械式駐車場の7つの入庫ブースに1台ずつ誘導されていた車は、9時頃は5、6台で10分ほどの待ち時間でしたけれども、しかしどんどん入庫待ちの車列が並んで、9時50分には30台近くに及んでいます。このピーク時には1時間近くは待たされるような状況で、しかも2、3台が敷地に入れず、公道に停車する有様です。母親が運転し、父親が子どもを先に降ろす車、入庫まで待てずに敷地外に出て行く車なども見られました。

これまでの患者家族の説明会でも、機械式駐車場に関して、混雑への不安の声が何度も出されていましたが、県はどのような説明をしてきたのですか、設計上は大丈夫と考えたということですが、その根拠についてお答えをお願いいたします。

A．病院事業管理者

これは、午前中の質問にもありましたとおり、見込み違いということが言えるかと思えます。それは不手際、手際の悪さというのも多少あるかと思えますが、やはりこの辺の改善をしていくということで、先ほど申し上げましたが、例えば予約時間の問題とか、あるいは混雑したときに誘導する場所、そういったものの確保というものを考えながら、余り待ち時間を長くしないように努力するつもりでございます。

Q．金子委員

平面駐車ならそのまま駐車ができたわけです。

こういう問題は起こり得なかったと思います。これは機械式の駐車場という構造上の問題であると思います。医療的ケアを必要として、いつ何どき容態が急変するか分からない子どもたちが少なくない中で、設計上は大丈夫だったけれども、動かしたら時間がかかった、こういう説明では到底納得ができないと思います。長時間の入庫待ちは患者の命が懸かった重大な問題なんです。病院事業管理者にこの命に関わるものとして一刻も早く解消すべき問題だという認識、ございますか。いつ頃をめどにこの混雑解消を目指すのか、お答えをお願いいたします。

A．病院事業管理者

もちろんこれは早急に改善する必要があると思っております。いつ頃までということなんですけれども、まだ明確にはお答えできませんけれども、徐々にいろんな手を使って施策をしていきたいと思っております。正確な、いつというまでにはまだ至っておりません。

Q．金子委員

これは本当に悠長な話では済まされないと思うんです。旧小児医療センターに通っていたある親御さんが強く訴えていたこと、これは1歳8か月の娘は、低酸素状態で県立小児に搬送されました。広範囲に脳損傷があり、今も胃ろうたん吸引が欠かせません。新病院まで車で40分ですが、途中で何度もたんの吸引のために、コンビニやスタンドで停車をしながら行かざるを得ません。不便になるから新都心移転に反対をしているのではないんです。娘の命を守るために反対しているんですと、こういうふうに語ってありました。患者家族の中には、旧小児医療センターに通うために、わざわざ近隣市に転居してきた方も少なくありません。子どもの急変

に大きな不安を持つ中で、新都心への長時間の通院を余儀なくされた患者家族にとって、入庫に1時間もかかる実態、これは余りにもひどいのではないのでしょうか。

県は新たな平面駐車場を早急に確保するために、集中する時間帯だけでも契約有料駐車場を直ちに確保して、無料駐車券を提供すべきと考えますがいかがでしょうか、お答えをお願いします。

A．病院事業管理者

契約有料駐車場を確保して無料駐車券を提供すべきというお言葉、それも1つの方法かとは思いますが、取りあえずは、いかにスムーズに入れるかということに全力を集中していきたいというふうに考えております。

先ほどの重症の患者さんの呼吸管理とか、いろいろな患者さんが新病院に行くには、非常に大変だというお話は重々分かります。その中の何人かの方は、恐らく跡地のほうの外来診療に向かっている方もいるかと思っておりますけれども、そういう方も新病院のほうに、患者さんというのはどちらかという病院に付くのではなくて、医師に付くんですね。したがって、そういう受け持ちの先生のいるところへなるべく行きたいと、この気持ちは重々分かっておりますので、その辺を考えながら改善策を進めていきたいと思っております。

Q．金子委員

是非時間を早く対応していただきたいというふうに思います。

この間の説明会でも、患者家族から新病院の建設について多くの要望や意見が出されてきました。感染防止のために院内のコンビニに、外から一般客が入らないようにしてほしいという

要望は取り入れられました。小児医療センターの運営に当たっては、何よりも当事者の意見に基づいて対応することが必要です。病院側と患者家族が定期的に意見交換できる協議体を作り、機械式駐車場の改善策も含め、要望についてしっかり話し合うべきと考えますけれども、いかがでしょうか。

A．病院事業管理者

そういうこともございます。そこで新しい小児医療センターでは、新病院の移転に合わせて、みんなで病院を育てる会というのを立ち上げました。この中で、新病院のハード面あるいはソフト面も含め、病院のいろいろな課題について十分話し合っていくという会でございます。これは頻回に行って、少しでも改善に向かって進めていきたいと思っております。

Q．金子委員

今、みんなで病院を育てる会の結成、これはとても重要なことだと思います。この会の構成メンバーとか開催スケジュール、どのようになっているのか、最後にお聞きしたいと思います。

A．病院事業管理者

構成メンバーでございますけれども、患者御家族の会の代表者の方、あるいは患者さんの立場に立って活動されている組織のメンバーだけではなくて、けやき特別支援学校の校長や、ドナルド・マクドナルド・ハウスさいたまのハウスマネジャーさんなども入れて構成されております。3月19日には「新しい病院 よくなったこと 悪くなったこと」というテーマで、第1回目の会を開催する予定になっております。

総括質疑（3月21日）

Q．金子委員

日本共産党の金子正江です。

総務関係の歳出予算の事業概要4ページ、入札契約制度適正化促進費44万8,000円、入札管理費1,209万3,000円について、加えて産業労働関係歳出予算の事業概要1ページの労使関係安定のための労働相談推進事業について伺います。

2015年12月、広告大手電通の新入社員だった高橋まつりさん、当時24歳が過労自殺した問題で、昨年12月、電通は労働基準法違反容疑で書類送検されました。このことから、日本中央競馬会（JRA）は電通を指名停止にし、また滋賀県京都府、奈良県が入札参加停止処分を実施しました。起訴に至った場合、7省庁、10都府県が処分を検討しているということでございます。

同じような労働法違反によって、埼玉県民も苦しんでおります。ここで伺いますが、県労働相談センターの年間の労働相談件数を知事よりお示しく下さい。

A．知事

本年度の2月末現在で5,235件でございます。

Q．金子委員

こんな相談もありました。ある葬儀社に勤めている青年労働者が、とにかく休みが取れない、その上設備を壊したと、身に覚えのない言いがかりを付けられ、80万円の弁償を求められている。退職したいと言っても、払うまで辞めさせてくれない。労働基準監督署に相談に行こうにも、休みを取らせてもらえないので、相

談にも行けない、こういう事態です。このケースは監督署に行く時間がなくて、1人悶々としているという相談だったのですが、だからこそスマホやインターネットで相談できる窓口が必要です。

そういうことから、昨年、当県議団の村岡県議が若者向けの相談窓口をツイッターなどSNSで広げるべきだと提案をさせていただき、知事に賛同していただきました。その後のSNSの取り組みについて、知事御報告ください。

A．知事

平成29年、同じく2月末までに142回、ほぼ1日置きぐらいに何らかの形でですね、このSNS7万7,276回の閲覧がありました。そういう意味で、SNSの発信によって若者労働ほっとラインへの電話だけでなく、インターネットでの労働相談も増えている、大変いい御提言をいただき、また実践しているところで

Q．金子委員

私たちも、相談窓口については広げていきたいというふうに考えております。相談窓口の拡充は大切ですが、私は県のできる取り組みとしてはJRAのように入札から締め出すなどが最も有効だと考えます。先ほど挙げた電通なのですが、仮に電通が競争入札に応札しようとしたら、知事、指名停止されるのでしょうか。

A．知事

電通は現在、県の入札参加資格の登録がありません。仮に登録があったとしても、本県の基準では書類送検だけでは入札参加停止にはなり

ません。法令違反の容疑によって逮捕又は起訴されれば、入札参加停止という形になります。

Q．金子委員

埼玉県は、入札参加停止等の措置要綱の第2条で入札参加停止処分について定め、運用基準で役員又は使用人が業務に関する法令違反の容疑により、中略ですが、控訴を提起された場合、つまり起訴された場合に入札停止としています。その中に、具体的例として過積載とか不法投棄とか、外国人の不法就労などが書いてございます。

ここで提案ですけれども、この基準の例示の中に労働法違反という文言を加えた上で、埼玉県はブラック企業と付き合いませんという、こういう宣言をしてはいかがでしょうか、知事の答弁お願いいたします。

A．知事

労働法違反を中に入れるということに関しては、少しお時間をいただかなければいけないかなというふうに思います。法令等々も検討しなくちゃいけないと思います。

また、ブラック企業とは付き合いませんと、当然これは付き合っちゃいけないことですが、ただ宣言をどうするかという話は、また別問題になるのかなというふうに思っております。

例えば、今の電通を対象にしてですね、電通をブラック企業だという形ですね、したがって電通とは付き合いませんという名指しで話をするということになると、この会社に関してはもう正に復活のチャンスがなくなるような話になってくる可能性もあります。当然、いろんな企業、いろんな事件を起こしても、それを是正して役員が入れ替わったりして、良く

なったりする事例もございますので、いたずらに烙印を押してしまうというのも、やっぱり考えなければいけないというふうに思っておりますので、ケース・バイ・ケースで考えていく話かなというふうに思います。

4 議会運営委員会における村岡正嗣議員の質疑

2017年2月20日

委員長

平成29年度の特別委員会（予算及び決算を除く。）についてだが、お手元に今年度の特別委員会の名称、定数及び付託事件についての資料2を、あらためて配布しておいた。

各会派で御検討いただいたかと思うが、平成29年度の特別委員会について御協議願う。

何か御意見はあるか。

<了承>

石川委員

我々としては、資料2の特別委員会にプラスして、議会運営について再検討するような特別委員会の設置を提案する。

村岡委員

我が会派は、特別委員会については緊急かつ必要のあるものを設置すればよい、と考えているので、現在は特別に立ち上げる必要はないと考える。しかし、先ほど議会改革の特別委員会の話が出た。これは必要であるということで、我々も提案したいと思う。

小島委員

変更の必要はない。

委員長

ただ今、様々な御意見をいただいたが、協議を調えるにはもう少し時間が必要かと思うので、次回の議運であらためて御協議いただくことでよいか。

<了承>

2017年3月2日

委員長

議案（第1号議案ないし第64号議案）及び請願の各委員会付託についてである。今定例会において、「埼玉県行政に係る基本的な計画について議会の議決事件と定める条例」に基づき、8件の各分野の計画策定議案（第35号議案ないし第42号議案）が提出されている。このことについて、自民から発言を求められているので、よろしく願います。

小島委員

今定例会において、「埼玉県行政に係る基本的な計画について議会の議決事件と定める条例」に基づき、第35号議案「埼玉県多文化共生推進プランの策定について」をはじめ、8件の分野別計画の策定議案が提出されている。

他方、同条例に基づく議案として、去る9月定例会において、第110号議案「埼玉県5か年計画の策定について」が提出され、5か年計画特別委員会に付託され、現在審査中である。

今回、知事から提案のあった8件の分野別計画の策定議案については、現在審査中の5か年計画との整合性を含めて、慎重に審査する必要があると考える。

したがって、第35号議案ないし第42号議案については、5か年計画特別委員会に付託し、審査することが必要かつ適切であると考えます。

そのため、現在の5か年計画特別委員会の付託事件に、「各分野における基本的な計画の策定

に関する件」を追加していただきたく、提案する。

委員長

ただ今の件について、何か御意見はあるか。

村岡委員

確認したい。今、小島委員から説明があったように、昨年9月に5か年計画特別委員会の設置が決まったが、その際は、本会議において「新たな5か年計画の策定に関する件」を付託事件として設置が議決された。

今回、付託事件を追加したいとのことだが、同委員会の設置を決めた後、今回の基本計画の議案がそれぞれ独立したものとして提出されてきている。付託事件を追加するというのであれば、手続的には、本会議で5か年計画特別委員会の設置目的の変更が必要になるのか否か、議会議務局にそのルールを確認したい。

田村委員

事務局が答える話ではない。委員長が答えればよい。

委員長

付託事件の追加をするだけである。さきほどの話は、8つの基本計画の取り扱いについて、現在審議中の5か年計画の下位計画であることに鑑み、その整合性を保つため、5か年計画特別委員会に付託をしてはどうかという提案だと理解している。

村岡委員

整合性を持たせるということは分かる。予定では、明日5か年計画特別委員会が開催され、質疑や討論がなされるものと思う。そこで、上位計画が仮に決まるとすれば、月曜日に常任委員会が開かれた際に、その上位計画を念頭に置いて、各常任委員会で十分な審議が行われればよいと思う。5年前も同様のことがあったように思うが、新たな5か年計画を策定するための特別委員会に付託をするということを、議運で決められるのかどうかを聴いている。また、今後、6定、9定でこうした基本計画の議案が提案された場合はどうするのか。

委員長

それは今議題となっている件が決まった後の話になる。議事課長から説明させる。

議事課長

ただ今の質疑はあくまで仮定の話となる。特別委員会は特別な案件を指定して設置している委員会であるので、6定、9定で5か年計画特別委員会があるかどうかは、現時点では確定できない。したがって、基本計画をその時どうするかはお答えしかねる。

村岡委員

5か年計画特別委員会に付託事件を追加することは、議会のルールとして認められる、というのが自民の主張だが、それを前提とすると、今週金曜日に5か年計画特別委員会が開かれ、討論、採決まで行われる予定だと思う。基本計画を5か年計画特別委員会に付託するとすれば、その審議は日を改めて行うのか。

委員長

手続き上の関係なので、議事課長から説明させる。

議事課長

現在御協議いただいている案件は、議案をどの委員会に付託するかというものである。

その先のスケジュールは、各委員会で決めるものである。

野本委員

最初に5か年計画特別委員会を設置する際に、何を審査するかが議論になったのだが、長中期の計画については特別委員会で審査するということが設置が決まった。そして、設置された特別委員会に何を付託するかについては、個別の計画ごとに対応することとした。全体としての総合的な5か年計画はもちろん、個別の計画についても重要なものは5か年計画特別委員会で審査する。軽微なものは各常任委員会に付託する。そういう考え方であった。また、重要であるかどうか、どちらに付託するかは議会の判断で決めればよいということだった。主に、国の計画を引き延ばしたような、そのまま県に持ってきたような計画、県で特別の意思を持って作ったものではない計画については、常任委員会で処理してよいだろう、そういう判断であった。

もう1つ申し上げると、議案をどの委員会に付託するかということは議会が決定することであり、何の疑義もない。

村岡委員

私も以前5か年計画特別委員をやっていた。この基本計画は独立した議案として上程されているが、その付託先を、新たな5か年計画の策

定のために設置された5か年計画特別委員会とすることは、その設置目的との兼ね合いで、可能なかどうか尋ねたところ、問題ないとの意見が出た。その点をもう一度委員長に確認したい。

委員長

可能である。そのために、5か年計画特別委員会に付託事件を追加したい旨の提案があり、御協議いただいているところである。

村岡委員

最後に、提案者に1点質問する。

予定からすれば、明日、5か年計画特別委員会の最終審議となると思うが、基本計画はいずれも既に上程されていたものである。なぜ今日その提案をしたのか。もっと事前に協議できたのではないか。

小島委員

申し上げるまでもなく、今日が委員会付託の日である。今までも議運で各種議論されてきたが、委員会付託を行う本日、その協議を行う際に議題とすることが順当だと考えた。

菅委員

本定例会の初日に8本の基本計画が議案として提案され、各常任委員会に付託される予定で動いている。それを議運の席で付託替えをするのでは、十分に議論する時間が持てないし、5か年計画特別委員の負荷が余りに大きくなる。そういう意味では、もっと早めに議論しておくべきだったのではないかと考える。

委員長

付託替えではない。今、どこの委員会に付託をするかを協議しているところである。

それでは、5か年計画特別委員会の付託事件に「各分野における基本的な計画の策定に関する件」を追加することについて、本日の本会議において、議員提出議案の提案説明終了後に、議長発議により、起立採決でお諮りすることでよいか。

<了承>

2017年3月27日

委員長

次に、(3)委員会付託の確認についてだが、教育長に係る議案は、文教委員会に付託することによいか。

<了承>

村岡委員

委員会付託の確認について、我が会派の意見を述べさせていただく。本会議において、知事から提案理由の説明がある。それに対して質疑の機会が与えられると、ここまで了承した。これにより、正規の手続を省略するのではなく、一步踏み込んで、議会として丁寧に審議することになるため、午前中に自民が提案した慎重審議の機会が与えられることになると思う。よって、その後の委員会付託で教育長に関する審議をするということについては、そこまでやることは必要ないというのが我が会派の考えである。

小島委員

本日は今定例会の閉会日であり、文教委員会

において本日中に審査を行うことは時間的に無理があると思う。

については、新教育長の任命同意議案は、文教委員会に付託のうえ閉会中の継続審査とすることを提案する。

委員長

この際、申し上げる。

今朝の議運でも自民から発言があったが、新教育長については、慎重審議を行うことが適切であると考えている。

ただ今発言があったとおり、会期末を迎え、時間もないことから、文教委員会に付託の上、閉会中の継続審査とするので、御了承願う。

野本委員

参議院の附帯決議に関係する話だが、平成26年7月17日付けの文科省初等中等教育局からは「教育長の任命の議会同意に際しては、新『教育長』の担う重要な職責に鑑み、新『教育長』の資質・能力を十全にチェックするため、例えば、候補者が所信表明を行った上で質疑を行うなど、丁寧な手続を経ることが考えられる」旨の通知が届いているようである。つまり、新教育長の職責というのは、埼玉県4万人の教職員の執行権者として、今までの教育委員会委員長の職務も重なってくるわけであり、場合によっては知事に匹敵する執行権を持つ、非常に重いものとなる。次代の埼玉県を背負っていく若者を育てる機関を担う重要な人事である。参議院の附帯決議、また、文科省の通知を基に、閉会中に委員会審査を行うことで、各会派ともきちっと聴くべきことがあると思う。全く新しいことであるので。そうして質疑を行った上で、あるいは所信表明をいただいた上で、教育長の議案を決定した方がよいと考え、閉会中の継続

審査を求める。そういうことである。

石川委員

議会がチェック機関としてきちっとチェックするという主旨は理解しているが、今、継続審査という言葉があった。文教委員会に付託するところまではおおむね理解したが、議運で継続審査を決めてよいものか、疑義がある。

野本委員

委員会付託をするということなので、本来であれば文教委員会で継続審査を決定すべきものだが、時間がない。異議がなければここで決めてもいいと思うが、そうでなければ本会議で、議長の議事整理権に基づいて、議長が継続審査を発議するということが考えられる。

村岡委員

私たち会派の意見を述べさせていただいたところ、野本委員から補足の説明をいただいた。教育長の重要な職責は全くそのとおりである。従来であれば正規の手続きを省略していたが、今回、法改正に伴う初めての教育長であるので、提案者である知事から説明を受けて、それに対しては誰でも質疑ができるわけであるから、それをして、その後同意の可否を決めるという手続きを経れば、私はよかろうと思う。

今の教育長通知の中には、「委員会において」とまで踏み込んで書いてあるわけではない。また、委員会で審議するとなれば、文教委員会に委員を出していない会派もあるし、委員会審査の中で、場合によっては、教育長候補者の思想・信条まで踏み込むような議論に発展しかねない。議会側がそこまで関与するのは行き過ぎだと思う。それが我々の態度の根拠である。これも補足として意見を述べさせていただく。

野本委員

それは議会側の審査のやり方の話だから、きちっと議会の良識に基づいて対応すればよい。

委員長

委員長から申し上げる。

今朝、教育長に係る議案については正規の手続により審議することを御決定いただいた。そのため、原則に則って、議案は委員会付託することとしたいと思う。また、その後の取り扱いについても御意見をいただいたので、教育長に係る議案を文教委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることについて、次の本会議において、教育長に係る議案に対する質疑の後、議長発議により、起立採決でお諮りすることによいか。

石川委員

ここで継続審査と決定することについては反対である。

委員長

本会議で、議長発議により起立採決することの是非を確認している。

石川委員

失礼した。

菅委員

基本的なことを伺う。教育長の議案を議長発議により継続審査とすることはおおむね理解するが、教育行政の権限の空白期間ができないのか、その辺の説明がなかったので確認したい。

小島委員

新教育長が任命されるまでの間は、知事が現教育委員のなかから代理者を指名することができる。経過措置で定められているので、空白は生じない。

菅委員

どのくらいまで継続審査となるかわからないが、その間はそれに対応するということが。

小島委員

対応措置はすでに整っている。

委員長

それではさきのとおりでよいか。

<了承>

5 総務県民生活委員会における村岡正嗣県議の質疑

2017年3月6日

知事提出議案に対する質疑(県民生活部関係)

Q・村岡委員

- 1 第22号議案について、個人識別符号に携帯電話の番号は含まれているのか、いないのか。含まれていないのであれば、どういった理由で含まれないのか。分かる範囲で教えてほしい。
- 2 マイナンバーの利用範囲の中に特定健診情報と預貯金情報が追加されたと聞いたが事実なのか。事実であればどういった経緯で追加されたのか。分かる範囲で教えてほしい。
- 3 第44号議案について、補正予算の中に、広聴広報課から彩の国だより等発行費の減額補正が出ているが、この事業費の中に彩の国だよりをより良くするデザイン検討の経費は入っているのか。

A・県政情報センター所長

- 1 条例の個人識別符号の定義は、「個人情報保護法に規定する個人識別符号をいう」と法の定義を引用している。携帯電話番号は法で規定されておらず、このため条例の個人識別符号に含まれていない。国が含めなかった理由は定かではないが、携帯電話番号には法人名義のものも多数あること、番号の変更もあり得ることなどから現時点では個人識別符号として規定するには至らなかったと思われる。
- 2 マイナンバー法の適用範囲については、情報システム課の所管であるが、情報システム課によると特定健診情報と預貯金情報が追加されているのは事実のようである。理由については承知していない。

A・広聴広報課長

- 3 彩の国だより等発行費の予算3億3,784万円のうち、デザインに係る予算は約1,500万円である。デザインは業者に委託している。

Q・村岡委員

- 1 マイナンバー法の改正に伴う条例の改正では、マイナンバーを使った情報のやり取りの記録の目的外利用を禁止するという、禁止の対象の変更であるが、この結果マイナンバーを使った情報の取り扱いが厳しくなるのか、緩くなるのか。
- 2 彩の国だより等発行費について、今回、約2,400万円減額補正しているが、この減額分をデザインに係る経費に回して、彩の国だよりをより良くしてもらいたい。(要望)

A・県政情報センター所長

- 1 今回の改正は、地方公共団体が別に条例で定める独自事務についても、もともと、マイナンバー法で定められた事務と同様に、マイナンバーを使ったやり取りの記録について目的外的利用を禁止するものである。したがって、今回の条例の改正は、マイナンバーの目的外利用について、より厳しくしようとするものである。

6 環境農林委員会における柳下礼子県議の質疑

2017年3月6日

知事提出議案関係の付託議案に対する質疑
(環境部関係)

行っているもので、平成28年度は4件で27万2千円の補助をした。

Q．柳下委員

- 1 地球温暖化対策推進費で84万7千5百円の減額補正をする理由は何か。
- 2 中小企業対策として、LEDを付けるときなどに一部を補助する制度はあるのか。また、その件数、活用効果について伺う。
- 3 地域エネルギー推進事業費で48万8千4百円の減額補正をする理由は何か。国庫補助との関係はどうなっているのか。また、特に規模の小さい企業への補助はどうなっているのか。
- 4 地域エネルギー活用としては市民共同発電の普及推進が重要であると考えますが、補助件数と額はどのようになっているのか。

A．温暖化対策課長

- 2 LED化を行うなどの中小企業への補助については、平成22年度から実施している。直近3か年の申請件数では、平成26年度82件、平成27年度155件、平成28年度86件となっている。効果としては、年間CO₂削減量が約1,610tとなっている。

Q．柳下委員

住宅用省エネ設備は多額の費用がかかる。エコタウンプロジェクトを行うことで、住民の省エネへの取り組みや地域エネルギー創出への意識は変わっているのか。また、省エネ設備の1,000件の補助見込みが大幅に減っているが、この辺りの検証はどうか。

A．エコタウン環境課長

- 1 地球温暖化対策費については、エネファームなどの省エネ設備をHEMSとともに導入する場合に補助するというものだが、当初見込みの1,000件が900件となる見込みのため、減額をお願いするものである。
- 3 再生可能エネルギーの設備導入を当初は6件見込んでいたが、3件の補助にとどまり、減額が必要となったためである。国庫補助としては、本県内で5件の補助実績があるが、このうち2件は複数年度にまたがるものであり、本県の補助対象とはならなかった。また、小規模の案件を見込んでいたが、3件とも工場で、比較的規模の大きな案件である。今後も、幅広く小規模の企業についてもフォローしていきたいと考えている。
- 4 市民共同発電については、平成21年から

A．エコタウン環境課長

省エネ設備の補助については、エコタウンプロジェクトとしてではなく、全県の補助として実施している。エネファームなどの省エネ設備はHEMSと合わせて補助対象としており、これまでの3年間の結果について、今後もきちんと検証していく。

Q．柳下委員

住民参加型の地域エネルギーの利用促進についてはどうか。

A．エコタウン環境課長

住民参加型の取り組みとして、エコタウンプロジェクト等の事業も進めている。これまでの家庭部門に対する取り組みは啓発が中心であったが、それだけではなかなかCO₂を削減できなかった。そこで、家庭に省エネ設備を導入していただくことでCO₂の削減を進めていきたい。現在、地域を限定して重点的に実施しているが、それをどのように他地域へも拡大させていくのかが課題である。

Q．柳下委員

本県には中小企業が多い。中小企業が環境対策に協力することで、経営もうまくいくような総合的な支援について、どう考えるか。

A．温暖化対策課長

中小企業は、本県の産業・業務部門のCO₂排出量の約半分を占めており、その対策は大変重要であると認識している。LED化を行うなどの中小企業への補助金のほかにも、省エネの専門家を無料で派遣する省エネ診断の実施や、セミナーにより、成功事例を広めるなど中小企業対策を行っている。今後とも様々な手段を講じて、中小企業を全面的にバックアップしていく。

調査事項に関する質疑（環境部関係）

Q．柳下委員

- 1 地元所沢の柳瀬川でアユ6,000匹を放流して、翌年、300匹が川に戻ってきたため、焼いて食べるなどのイベントを行った。

水質が良くなってきていることを実感して、行政の努力は素晴らしいという声が上がるとともに、もっと上流まできれいにしてほしいという声もあった。河川の水質保全の推進と川の再生活動の推進に係る施策指標である「アユが棲める水質の河川の割合」について、今後の見通しと県民の受け止めについて伺う。

- 2 食品はポリエチレンなどで過剰包装されており、夏はペットボトルが大量に排出される。パソコンやスマホを買い換えれば接続コードなどは古いものが使えない。製造段階から使用後の処分についても考えることが、製造者の責任だと考えるがどうか。

A．参事兼水環境課長

- 1 アユが棲める水質の河川の割合であるが、平成27年度は94地点中84地点、89%で達成した。これを平成33年度に87地点で達成、93%に持っていくことを目標としている。一方で、7つの地点についてはその河川を取り巻く個別の状況から難しいと考えている。柳瀬川ではアユの遡上があり、人間川等では魚道等の整備も進んでいると聞いている。アユなどの魚の生息範囲が広がっていることで県民も水質の改善を実感しているのではないかと考えている。水質改善に向けては、生活排水対策として、特に合併処理浄化槽の普及を強力に進めている。さらに、県民の皆様に、川のきれいさを享受してもらえるように努力していきたい。

A．資源循環推進課長

- 2 企業の取り組みについては、「環境と経済発展の好循環の創出」の項に書いてある。事業

者も瓶を薄くしたり、レジ袋を軽くしたりするような取り組みをしているところもあるので、県としてもPRしていきたい。また、市町村は容器包装リサイクル法の施行に努めているため、しっかりと支援していく。

Q．柳下委員

私たち消費者は、分別やりサイクルをしたり、バザーに持って行くなどいろいろやっている。しかし、一番大きなポイントは、製造の段階からごみを出さない仕組みを作ることであるが、国に要望できないか。

A．資源循環推進課長

製造者がしっかりと行うことが重要なので、県内外の事業者が取り組んでいくよう、国への要望を行っていききたい。

知事提出議案関係の付託議案に対する質疑
(農林部関係)

Q．柳下委員

1 第44号議案について伺う。私はこの間の委員会視察で、内装木質化の本当にすばらしい施設を見て感動した。一方、狭山市では、公民館を木材で造ろうと補助金の要望をしたが、減ってしまったと聞いている。木は体にも良いし、森林の豊かな日本なのだから、全体のパイを大きくするため、国に補助金拡充を働き掛けるべきである。また、国が拡充しないならば、県として独自に頑張るといふことも必要と考えるがどうか。

2 県の役割は、農家の方たちが、意欲を持

て、食べることができ、後継者ができる農業にしていくことだと思うが、農業後継者育成対策費が2,256万4千円の減額補正となっている理由を伺う。また、新規就農者認定の対象は45歳までが原則となっているが、高齢者が非常に多かったり、中山間地であったりするなど、地域の実情によっては意欲があれば45歳を少し過ぎていても、協議に応じると国も言っている。県の場合、これまで45歳を過ぎて給付を受けられなかったケースはあったのか、さらに、特別な事情がある場合等について、国と協議したことはあるのか。

A．森づくり課長

1 公共施設の木造・木質化は、民間への波及効果やPR効果が高いため、引き続き推進していく必要がある。今後、国に対してあらゆる機会を捉えて、他の都道府県と連携しながら、十分な予算の確保と補助事業の拡充を強く求めていく。

A．農業支援課長

2 農業後継者育成対策費の主な減額の理由は、青年就農給付金の減額などである。青年就農給付金は、できるだけ多くの方に御活用していただくということで制度の説明等、周知に努めてきた。今年度については、これまでで最も多くの方に御活用いただいているが、給付総額は予算額を下回って減額になった。また、45歳以上で給付を受けられなかったケースについてであるが、就農希望者に対しては、この制度の説明等を丁寧に行っている。制度を十分理解していただいた上で、就農を支援しているので、給付を受けられなかった

ケースというのではない。また、国との協議については、具体的な事例がないので行ったことはない。公共施設の木造・木質化は、民間への波及効果やPR効果が高いため、引き続き推進していく必要がある。今後、国に対してあらゆる機会を捉えて、他の都道府県と連携しながら、十分な予算の確保と補助事業の拡充を強く求めていく。

Q．柳下委員

新規就農総合支援事業の制度の利用者が増えているということであるが、就農準備給付金事業の予算としては40人で150万円、市町村に対しても3市町村で32万7千円、就農開始給付金事業が140人で150万円という当初予算になっている。減額補正する具体的な中身について伺う。

A．農業支援課長

給付金については、準備型という研修中に給付する給付金と経営を開始した後に給付する経営開始型の給付金があり、経営開始型の方が予算額を下回った。

Q．柳下委員

人数が増えているということだが、人数が増えていて給付額が決まっているとしたら予算が余るはずないと思うがどうか。

A．農業支援課長

準備型については、枠を40名から50名に拡大するため、今回増額補正をさせていただいている。また、経営開始型については、予算を

下回る見込みなので減額補正している。経営開始型については、年度をまたぐ給付対象者などもいるので1年間150万円ではなく、例えば、年度をまたぐと半年分ずつ75万円ずつを今年度と来年度で給付するという仕組みとなっている。このため人数は若干増えているが全体での予算額は下回った。

Q．柳下委員

先ほど45歳を過ぎた人については事例がないという答弁だった。私が12月の一般質問で取り上げたが、県平均と比べて高齢化率が非常に高く、中山間地である小鹿野町で一所懸命キュウリを作っている人が、45歳を半月過ぎていたので、給付を受けられなかった。部長からは、農業後継者を増やすため、要件緩和を国へ働き掛けるという答弁を頂いており、引き続き行ってもらいたいがどうか。

A．農業支援課長

要件の緩和については、機会を捉えて国に要望している。引き続き要望していきたい。

議員提出議案関係の付託議案に対する質疑

(議第3号議案)

Q．柳下委員

1 昨年5月から、プロジェクトチームを作り、視察や調査研究をして、すばらしい条例案を出されたことに敬意を表したい。知り合いの農家に意見を聞いたところ、細かいところまで記載されていると評価していた。条例には、職員の確保と財政的な裏付けが入ってい

るので、執行部においては具体化してほしい。(要望)

- 2 私も長く議員をやっているのいろいろな所へ視察に行ったが、特に大雪が降ってハウスが倒壊したときなどは大変だった。特に中山間地農業への支援が必要だと思うが、どのように検討し、条例にどのように反映しているのか。
- 3 持続可能な農業として希望を持ってもらうためには、青年新規就農者に対する支援が必要であるが、特別な支援、例えば所得を確保する給付金の拡充などについて、どのような検討をしたのか。条例では、高齢者、女性などがあるが、新規就農者については、条例のどこに反映されているのか。
- 4 第22条に「財政上の措置を講ずるよう努める」とある。12月13日の加須市議会で、「『農業者戸別所得補償制度の復活』を求める意見書」が出ていることを御存じか。また、「米作って飯食えない」という生の声を私は聴いているが、このことについて、どう考えているか。さらに、農家の生の声を聴いていると思うが、提案者が実感を込めて受け止めていることを伺う。

A．白土議員

- 2 中山間地農業への支援については、第17条の農山村の振興に関する施策の「農山村における生産基盤及び生活環境の整備の推進その他の必要な施策を講ずる」という条文に含められていると考えている。中山間部は、ため池など老朽化で非常に危ない農業基盤がある。農業基盤整備について特段の配慮がないとなかなか前に進められないという思いを込めさせていただいている。
- 3 青年の新規就農者への個別の支援策につい

ては、第9条第2号において「新たに就業等をしようとする者」への支援等を定めていることを受け、今後、執行部において具体的な施策で対応していただきたいと考えている。また、視察などで、後継ぎの問題や、青年新規就農者と同様の支援を求める声を受け、持続可能な農業経営をするための支援をしっかりと行わなければならないということを、この条例に込めさせていただいている。

- 4 この20年間で、農林部の関係予算は66%減少、人員は40%減員という厳しい状況の中で、農林関係者には御努力いただいている。未来を考えて、試験研究の充実や、ため池などの老朽化対策、農業基盤整備などを充実させたいという思いを込めて、第22条の財政上の措置を規定した。個別具体的な施策については、執行部が、この条例を踏まえて進めていくと思うので、ここでは控えさせていただく。生の声を聞いて、実感したのは、専門的な人員、相談を受ける普及員が少なくなっており、農業生産者は困っていることである。また、ブランド化が進んでいないことである。具体的に申し上げますと、牛肉では彩さい牛、深谷牛などいろいろブランドがあるが、一律で埼玉の牛肉ということで押し出していない状況にある。繰り返しになるが、農業基盤整備についても、20年前と比べて、約半分ぐらい予算が落ち込んでいる。復活まで時間がかかると思うが、しっかりと未来につながるような農業基盤整備をしていただきたいと思い込めて条例を作成した。

Q．柳下委員

答弁漏れがある。加須市議会の「『農業者戸別所得補償制度の復活』を求める意見書」については御存じか。この意見書によると、米60k

g当たりの米価は1万1,040円、生産費は1万5,390円で、農家は米1俵を作ると約4,000円の赤字であるとのことである。米農家を守るため、人や研究費予算を増やして、いい米を開発してブランド化していくという思いがこの条例に込められていると認識しているが、それでよいか。

A．白土議員

お考えはごもっともだが、加須市議会の意見書については承知していない。また、個別具体的な施策については、条例を踏まえて執行部で実施することを想定している。特別の配慮をすると規定されていることで、御理解いただきたい。

所管事務に関する質問

(彩の国資源循環工場の不法投棄問題について)

Q．柳下委員

- 1 決められた場所に置かないのは不法投棄である。毒性がないからといって、不法投棄ではないというのはおかしいのではないか。
- 2 これだけ問題になっているのに、この委員会に対して、資料の提出や説明がないのは問題である。後で配るのではなく委員会の開催中に資料を配布するべきではないか。

A．環境部長

- 1 不法投棄は法律の用語であり、即取消処分である。今回は法律に反する不適正な行為であるが、法律上の不法投棄には当たらない。
- 2 環境省に報告する資料は大至急作成し配付

する。報告が遅れたことについては、申し訳ない。

委員長

これは大変重要な問題である。執行部は丁寧に資料を作成して、報告すること。

柳下委員

委員長が言ったとおりにしていただきたい。この資源循環工場ができたときは、ものすごい反対があった。住民も厳しく監視をしているし、住民に報告することにもなっている。

自分の敷地にまいて、すぐ片付けたとしてもこれは不法投棄である。

環境部副部長

我々は、専門職のため、法律上の概念にこだわるところがある。法律上の概念では、不法投棄イコール取消処分である。そういう意味では取消処分をするほどの不法投棄ではないと考える。ただ、許可に違反する不適正な行為であるので厳重に指導したところである。

委員長

執行部は後ほど、柳下委員にしっかりと御説明をしておくようお願いする。

7 福祉保健医療委員会における秋山文和県議の質疑

2017年3月6日

付託議案に対する質疑（福祉部関係）

Q・秋山委員

- 1 第59号議案について、就労継続支援A型事業所が県内86か所ということだが、就労者数はどのくらいか。
- 2 1人当たりの支援費はどのくらいか。
- 3 第60号議案について、放課後等デイサービスの事業所数はどのくらいで、通っている人はどのくらいか。
- 4 1人当たりの支援費はどのくらいか。また、事業者の資格と人員配置を教えてください。
- 5 第44号議案について、民間社会福祉施設整備促進事業費は、新規整備施設数が当初見込みを下回ったことによる減として、2億8,000万円余りを減額しているが、採択及び不採択の件数と内訳はどうなっているのか。

A・障害者支援課長

- 1 就労継続支援A型事業所については定員が1,624人で、実際の就労者数は1,614人である。
- 2 支援費は、事業所の定員等により異なるが、1人当たり1日4,160円から5,840円の間である。
- 3 放課後等デイサービスの事業所数は、平成28年10月末現在で469か所で、利用者数は6,568人である。
- 4 支援費は、1人当たりおおむね8,000円程度となる。人員配置としては、現時点では管理者が1名、児童発達支援管理責任者が1名以上、指導員又は保育士として障害児10人当たりで2名以上となっている。
- 5 国には17施設を協議し、8施設が採択さ

れ、9施設が不採択となった。採択された8施設の内訳は、通所事業所が7施設、グループホームが1施設となっている。不採択の9施設の内訳は、入所施設が1施設、通所事業所が6施設、大規模修繕が1施設、グループホームが1施設となっている。

付託議案に対する質疑

（保健医療部及び病院局関係）

Q・秋山委員

- 1 埼玉県医療施設耐震化基金の総額はいくらで、財源に県費は含まれているのか。また、平成29年度当初予算案で病院の耐震化を支援する予算が計上されているが、これは国の制度を活用するのか。
- 2 地域医療再生基金の国からの交付金総額と事業実績について伺う。
- 3 大学附属病院等整備・医学部環境調査費について、さいたま市が購入する土地もあると聞いているが、さいたま市はまだ予算化していない。さいたま市の購入の見通しと、さいたま市と県との合意内容はどのようになっているのか。
- 4 埼玉県自殺対策緊急強化基金について、8年間実施しているが主な事業は何か。
- 5 循環器・呼吸器病センターに増員して職員の職種別内訳はどうなっているのか。
- 6 小児医療センターに増員した職員の職種別内訳はどうなっているのか。
- 7 ほかの県立病院及び県内の公立病院の非紹介患者の初診料の状況はどのようになっているのか。
- 8 時間外診察に係る料金設定は小児医療セン

ターのみで、ほかの県立病院は設定しないということでしょうか。

- 9 県立4病院における今年度の時間外診療の実績はどのようになっているのか。
- 10 時間外診察に係る料金は、市町村の実施する子ども医療費助成制度の対象となるのか。
- 11 時間外診察料金を払いさえすれば、小児であれば誰でも診察してもらえると捉えてよいのか。また、8,640円とした根拠は何か。

A．医療整備課長

- 1 総額は約56億円である。県費は含まれていない。平成29年度当初予算案で計上している事業は、国の医療施設等耐震整備事業を活用するものであり、基金事業ではない。
- 2 総額は約103億である。基金の交付目的である地域医療の課題を解決するため、本県が弱い周産期医療と救急医療の体制整備などに活用した。具体的には、川越市の埼玉医科大学総合医療センターの整備、さいたま新都心医療拠点での総合周産期母子医療センターや高度救命救急センターの整備、小児救急が厳しい東部と西部の病院施設整備、医療連携ネットワークシステム「とねっと」の導入などに助成した。さらに、医師確保対策として総合医局機構を立ち上げ、地域枠や県外医学士への奨学金の貸与制度などを当初はこの基金を財源に始めた。

A．保健医療政策課長

- 3 土地購入の見通しであるが、今定例会の代表質問で知事が答弁したように、近くさいたま市が土地を購入するための予算案を提出すると聞いており、土地確保の見通しが立ちつつある。また、清水市長は、先日の記者会見において、地権者とおおむね合意ができつつあるので、土地取得について対応できるであ

ろうと表明している。

県と市の合意内容であるが、病院整備予定地の7.3haは3つの区画に分かれており、そのうち1区画3haを県が確保し、残り2区画をさいたま市が確保することで合意している。

A．疾病対策課長

- 4 埼玉県自殺対策緊急強化基金は、平成27年度以降東日本大震災の被災者向けの事業に限定されている。平成26年度までの事業になるが、暮らしとこころの相談会の実施やいのちの電話などの電話相談事業を行っている団体への補助、普及啓発活動としてポスターの作製やラジオCMの実施、鉄道事業者が行う青色LED照明の設置への補助、人材育成としてのゲートキーパー研修などを行ってきた。さらに、市町村が行う相談窓口設置や啓発活動、自殺の場所となるようなダム湖に架かる橋への照明設置などに補助金を交付してきた。

A．経営管理課長

- 5 医師16人、看護師6人、薬剤師10人、診療放射線技師6人、臨床検査技師4人、臨床工学技士4人を増員し、調理職員2人減で差し引き44人の増員となっている。
- 6 医師2人、薬剤師4人、診療放射線技師7人、臨床検査技師7人、臨床工学技士3人を増員し、事務局職員5人減で差し引き18人の増員となっている。
- 7 小児医療センターは4,320円、循環器・呼吸器病センター及びがんセンターは2,700円、精神医療センターはない。県内の公立病院の状況ではあるが、さいたま市立病院は1,940円、川口市立医療センターは2,160円、草加市立病院は2,700円

となっている。この中で、川口市立医療センターは救急救命センターであるが、初期及び2次救急にも対応していると聞いており、小児医療センターとは異なる。

- 8 現時点では小児医療センターのみである。ただし、循環器・呼吸器病センターについては、今後救急告示を検討する中で、設定を考えていく。
- 9 今年度4月から1月末の数字であるが、小児医療センターは1,607件、循環器・呼吸器病センターは1,209件、がんセンターは186件、精神医療センターはおおまかな数字となるが40件程度となっている。
- 10 選定療養費となるため対象外である。
- 11 病院に受診に来れば応召義務があり、断ることはできない。小児医療センター本来の機能が発揮できないことから、こうした料金設定をお願いするものである。この金額とした理由は、関東近県の第3次救急を担う、救急救命センターを持つ医療機関で時間外料金を設定している病院の中央値を取ると8,640円となるためである。また隣接し、一体として救急救急を担っているさいたま赤十字病院の時間外料金が8,640円であることも参考にしている。

Q・秋山委員

非紹介患者の初診料について、東京都立、神奈川県立、千葉県立の病院の状況はどうなっているのか。また、県内の公立病院と比べると高い気がするが、どういう理由からこの額を設定したのか。

A・経営管理課長

東京都立小児総合医療センターが1,300円、千葉県立こども病院が4,320円、神奈川県立こども医療センターが4,320円と

なっている。千葉県立こども病院、神奈川県立こども医療センターについては、小児救命救急センターではない。東京都立小児総合医療センターは小児救命救急センターとなっているが、初期から3次まで全てに対応しているため、小児医療センターとの比較は難しいと考える。5,400円とする根拠であるが、関東近県の3次医療救急機関、救命救急センターを持つ医療機関の額の中央値が5,400円となるためである。

付託議案に対する討論

秋山委員

議案第26号議案について反対討論をする。時間外診療が非常に高額であるなど、保護者の料金支払能力で子どもが差別されることがあり得るため反対である。

請願に係る意見（議請第1号）

秋山委員

採択すべきとの立場から意見を申し上げる。国保運営方針等を市町村の実状を尊重して慎重に検討すること及び国保運営協議会に公募委員を加えることは当然のことである。

8 文教委員会における前原かつえ県議の質疑

2017年3月6日

付託議案に対する質疑

今までと異なる扱いをすることはないと認識する。

Q．前原委員

- 1 埼玉県学校職員定数条例の一部改正について、4月から県費負担教職員の給与に関する権限が政令市に移行されるが、手当や休暇などに不利益が生じないのか確認したい。
- 2 臨時的任用の場合は任用の空白期間の問題が生じている。正規教職員と同じ仕事をしていても待遇に差がある状況の中、権限移譲により更に状況が悪くなるのではないか。病気でも休むことができないのではないか。政令市で働き続けることができないといった声もあるが、どのように考えているか。
- 3 県立学校大規模改修費における老朽化対策工事について、対象となる学校名と今後の改修計画について教えてほしい。
- 4 特別支援学校施設費の県立特別支援学校プール整備費について、土壌汚染分析調査の内容と経緯について教えてほしい。
- 5 県立学校等石綿緊急対策費及び教育関係庁舎建物等維持管理費の繰越理由として「工法の見直し等に不測の日数を要し」との記載があるが、対象の施設と内容について教えてほしい。

A．小中学校人事課長

- 1 権限移譲により、さいたま市の給与条例で規定されることになる。さいたま市と県の条例の差は把握していないが、適切に規定されているものと認識する。
- 2 服務関係や労働条件等についても、さいたま市の条例や規則等により規定されることになるため細かな点までは把握していないが、

A．財務課長

- 3 対象となる学校は、熊谷特別支援学校、宮代特別支援学校、騎西特別支援学校、毛呂山特別支援学校、上尾特別支援学校の5校である。ここ数年は2棟程度の工事しかできなかったが、今回は国の補正予算を活用し、9棟の工事が行えるよう予算を計上している。今後もこのような機会を捉えて工事の前倒しができるよう努めていく。
- 4 工事内容は、蓮田特別支援学校のプールを温水化及び屋内化するものである。当初から土壌分析調査を予定していたが、病院の跡地であり、表層から瓶が20本程度見つかったことから、念のため工事を休止して分析調査の結果を待った。調査結果から土壌汚染がないことを確認できたため工事を再開したが、その期間に40日ほど要したため年度内の工事完了が困難となり予算を繰り越すことになった。
- 5 アスベストの対策工事であり、小川げんきプラザ、神川げんきプラザ、さきたま史跡の博物館の3機関となる。アスベストが使われている煙突の対策工事となるが、設計した時点よりもコンクリートの劣化が進んでおり工法の見直しを行った結果、年度内に工事を完了することが困難となり予算の繰越しを行うものである。教育関係庁舎建物等維持管理費は、小川げんきプラザにおいて、屋上防水改修や空調改修工事等を行うものであるが、アスベスト工事と同時に発注することとしていたため、アスベスト工事の工法見直しにより

発注が遅れたことなどから、年度内の工事完了が困難となり予算の繰越しを行うものである。

Q．前原委員

- 1 臨時的任用の場合は、任用の空白期間が問題になっているが、県としてどのように対応するのか。
- 2 蓮田特別支援学校のプール建設工事で瓶が出てきたとのことであるが、安全である理由は何か。

A．小中学校人事課長

- 1 任用期間の空白については、地方公務員法上の規定がある。任用期間は1年の中で最大で6か月間で更新は一度のみである。地方公務員法の規定に従い適切に対応していく。

A．財務課長

- 2 土壌汚染分析調査を行い、土壌汚染はないことを確認した。建設部分の土壌の安全性は確保されていると認識している。

9 自然再生・循環社会対策特別委員会における村岡正嗣県議の質疑

2017年3月8日

Q．村岡委員

- 1 県全体の温室効果ガス排出量について、平成24年度の実績は3,849万tとあるが、これは県内全市町村の総和ということでしょうか。また、排出量の最も多い市町村と最も少ない市町村はどこか。
- 2 市民共同発電の予算額と執行状況について伺いたい。
- 3 F C Vについては、県が100万円、国が200万円の導入補助をし、400万円台で購入できるとのことである。この補助についてモニター制度を導入しているはずだが、F C Vを広めるためにモニターの内容を今後どのように生かしていくのか。
- 4 現状のエコタウンプロジェクトは、東松山市、本庄市、所沢市、草加市と点での取り組みである。今後、面の取り組みとして拡大していくには、住民の環境意識を高める必要がある。エコタウンプロジェクトの中で地域の人材育成をどのように行ってきたのか。

A．温暖化対策課長

- 1 3,849万tは県内全市町村の総和である。また、排出量が最も多いのはさいたま市で約500万t超、最も少ないのは東秩父村で約1万9,000tである。

A．エコタウン環境課長

- 2 平成28年度予算額は320万円である。予算はほぼ消化している。
- 3 モニター内容としては走行距離、充填量のデータを3年間収集する予定である。収集したデータに基づき、F C Vがどのように使われているかを把握・分析し、今後の普及に向

けて活用していきたい。

- 4 先行エコタウンの本庄市では、街の電器店が重点実施街区で営業、施工をすることで実績を積み、信用を高めていった。その結果、H E M S 設置をきっかけとしてエアコンの買い換えに発展するなど、商売になるようになった。同じく本庄市では、重点実施街区に太陽光パネルメーカーの社長が偶然お住まいになっていたことから、パネルメーカー、施工店、販売店等による「埼玉エコタウンプロジェクト応援隊」の結成につながった。また、ミニエコタウン事業については省エネルギーに係るビジネスモデルを普及することで事業者の育成を図っている。

Q．村岡委員

- 1 県の2020年の温室効果ガス排出量の削減目標を達成するには、苦しんでいる家庭部門の対策を進めるための市町村の取り組みが必要ではないか。さいたま市は、560万tで県全体の排出量のうち15%、地元の川口市は260万tという状況である。市町村への支援はどのようにしていくのか。
- 2 市民共同発電の申請件数は増えてきていると思うが、補助額は減ってきており、予算を増やしていく必要があると思う。寄附者総数は5,700名と増えてきているが、4桁が5桁に増えれば、埼玉は変わると思っている。お金を出して太陽光発電設置に参加するという意識が大事である。今後寄附者をどのように拡大していくのか。寄附者を増やすような支援策を講じるべきではないか。
- 3 エコタウンプロジェクトについて、住民の環境意識を持続させるのは難しい。住民の環境意識を今後も維持するための取り組みにつ

いて伺いたい。

A．温暖化対策課長

- 1 家庭部門の対策を進めていくためには、住民に近い基礎的自治体である市町村の役割は大きいと考えている。しかし、市町村はごみなど生活環境対策が中心で、地球温暖化対策まで手が回らない実情もある。県は広域的な自治体としての役割を踏まえ、市町村に対し2つの取組を連携して実施したいと考えている。1つ目は、環境教育を進めるなど、省エネ行動を起こしてもらって普及啓発を行うこと、2つ目は、市町村の事業体としての計画の策定を支援することである。市町村は、法律で事業者としてCO₂削減計画を策定して進めていくことを義務付けられているが、未策定の団体が7団体あるため、今後、県が直接出向くなどとして、計画策定について支援していく。

A．エコタウン環境課長

- 2 補助額が下がっているのは太陽光パネルの価格が下がっていることが一番の要因である。このため、補助額を下げ、申請件数を増やしたいと考えている。最終的には行政からの補助をなくし、寄附により自立的に運営できるようにすることが理想である。寄附者が増えていくよう、NPOと協働して取り組んでいきたい。
- 3 エコタウンプロジェクトはモデル市の自治会を中心に進めてきた。今後は、先行エコタウンモデル市、展開エコタウンモデル市双方の自治会の間を取り持つような形で住民の高い環境意識を維持していきたい。

10 公社事業対策特別委員会における金子正江県議の質疑

2017年3月8日

Q．金子委員

- 1 彩の国さいたま芸術劇場は、地域社会での役割を果たしていくことが重要である。学校や町会、地元商店街との関わりはどうなっているか。
- 2 リニューアルオープンする埼玉会館について、近代建築の巨匠の一人であるル・コルビュジエの弟子であった前川國男氏設計による文化施設としての魅力を広く県民に伝えてほしいが、県の考えはどうか。

A．（公財）埼玉県芸術文化振興財団理事長

- 1 私立学校に、当財団を支援していただくサポーターになっていただき、部活で稽古場を利用してもらうなど、学生を呼ぶ試みを積極的に進めている。高校演劇では毎年県大会決勝をさいたま芸術劇場で開催しており、教育機関との連携も進めている。
- 2 前川氏による建築は、建築界でも評価が高く、今回の改修工事でもその点を生かすようにした。会館内で学会を開催するなど、広報活動は3年以上前から積極的に実施している。

11 経済・雇用対策特別委員会における柳下礼子県議の質疑

2017年3月8日

Q．柳下委員

- 1 企業を積極的に誘致するとあるが、企業誘致の目的は地元雇用を創出することである。雇用の計画がどうなっているのか、また実態が計画どおりになっているのか伺いたい。
- 2 ホンダが寄居町に立地したが、地元雇用の実態はどうなっているのか。また、新規雇用のうち正規で雇われている比率や、この点に関する県としての方針を伺いたい。
- 3 私の住んでいる所沢市において、農業ビジネス支援課にも大変お世話になって、地元産の野菜を使ってドライ野菜を作り、地産地消に取り組んでいる事業者がいる。この事業者が海外にも輸出をしたいという。震災の際には、水などで戻して野菜を摂取することもできるものである。海外への新たな展開を行う農業に対する支援についてどのように考えているのか。

A．企業立地課長

- 1 企業誘致に当たり、不動産取得税相当額の補助制度を設けているが、制度上、地元雇用を義務付けている。また、立地企業にフォローアップ訪問して伺ったところでは、多くの企業から、地元雇用に着眼して立地したと聞いている。資料に記載のある約29,000人の新規雇用のうち、正規雇用は11,235人、39%、パート雇用が17,300人、61%となっている。県としても正規雇用は重要であると考えている。また、研究所が立地した場合は78.4%、本社が立地した場合は89.6%が正規雇用となっている。このほか、先端産業分野の企業なども含め、正規雇用が多い分野については積極的に誘致を進めていきたい。

- 2 ホンダについては具体的な数字が手元にな
いが、把握するよう努めていきたい。

A．農業ビジネス支援課長

- 3 農産物の加工品については、輸送性や貯蔵性が高いことから、海外販路拡大において有望品目と考えている。これまでも、加工品については、新たに輸出に取り組みたいという事業者を支援してきている。資料1の「1これまでの取組」の「3 海外販路開拓の支援」の中に「農産物・農産物加工品の海外新規販路拡大支援」と掲載しているとおり、輸出を希望する事業者に対して、海外での展示会や見本市への出展の経費について助成するなどしている。農産物加工品の輸出を希望する方に対して、こうした事業を活用しながら積極的に支援していきたい。

Q．柳下委員

ホンダは、社員を狭山工場から寄居工場に人事異動する対応をしたため、地元での雇用は進んでいないと聞いている。立地の際には県としても道路を整備するなどの支援をしているので、正規雇用は全体の中で何名なのかしっかり把握する取り組みを行い、県として企業誘致を行う趣旨を踏まえて対応していただきたい。県としてどのようなところに目標設定して取り組むのか、見解を伺いたい。

A．企業立地課長

計画ベースでは、寄居工場については1,500名の新規雇用とされており、現在はそれ以上の方がいると聞いてはいるが、狭山工場も含

めて全体の雇用がどうなっているのかについては、正確に把握していないため、今後、把握に努めていく。本県の得意分野である食料品製造業や流通加工業は、非正規雇用者の確保を狙って立地する企業が多いという事情もある。誘致した企業における正規雇用者数の目標値については、今のところ定めていない。

Q．柳下委員

何のための企業誘致なのか。県の方針として、地元雇用、正規雇用を増やすと明確に言ってほしい。

A．産業労働部長

企業誘致については、正規雇用を増やすよう取り組む。また、非正規雇用者を正規雇用者に転換する取り組みにも真剣に取り組んでいく。

12 人材育成・文化・スポーツ振興特別委員会における前原かづえ県議の質疑

2017年3月8日

Q．前原委員

1万人のゴールド・シアターに出演された方が、人生にとってすばらしい感動を与えていると話をされている記事を読んだ。どのように蜷川さんの遺志を引き継いでいくかが今後の課題であるとのことだが、そのことについて改めて考えを伺いたい。

A．文化振興課長

蜷川さんは、1万人のゴールド・シアターを企画し、原案を作成した時点で残念ながらお亡くなりになった。しかし、1,600人の方が出演して行われたことで、委員お話のとおり、「今後も引き続きやっていきたい」や、「オリンピックの年までやっていきたい」など、現在いろいろな要望が来ている。平成29年度予算では、そういった方たちを集めて稽古場で練習や発表会を行うなど、いわゆる第2のゴールド・シアターのような集まりを形作れるような予算を要求している。今後、どのように運営していくかは、関係者や芸術文化振興財団とも相談しながら、蜷川さんの遺志を引き継いでやっていきたいと考えている。

13 5か年計画特別委員会（1月・2月閉会中）における秋山文和県議の質疑

2017年1月10日

議案に対する質疑（「生活の安心を高める分野」のうち基本目標「暮らしの安心・安全を確保する」）

Q．秋山委員

- 1 HACCPの法律における位置付けはどのようになっているのか。
- 2 HACCP導入を従業員100名以上の300施設を対象に進めていくとのことだが、それ以外の小さな施設はどうするのか。
- 3 これまでの管理方法である抜き取り検査方式ではなぜ駄目なのか。
- 4 他都道府県でもHACCPを導入していく方向なのか。
- 5 節水型機器やエコの考え方の普及、人口の減少によって、水道の供給量は減少していくと思うが、県営水道の供給量はどのように減少しているのか。平成27年度末と比べて、平成33年度末では水道の供給量はどうなるのか。また、更に先の水道の供給量の見通しはどうなっているのか。
- 6 ハッ場ダムが完成すると安定水利権は100%になるとのことだが、非かんがい期である10月から3月まではどのような湧水があったのか。また、それにより一般家庭への供給にどのような影響があったのか。
- 7 かんがい期にはどのような湧水があったのか。
- 8 非正規雇用者や不本意非正規雇用者の総数をどのように捉えているのか。
- 9 非正規雇用者の生涯賃金は、正規雇用者に比べどのくらい低いと認識しているのか。
- 10 主な取組である「住まい安心支援ネットワークなどと連携した住宅困窮者への入居支援の強化」について、住まい安心支援ネットワークは、どのように組織されているのか。

また、このネットワークは、住まいに関してどのような支援をしており、県民にどのように周知しているのか。

- 11 県営住宅は、住まい安心支援ネットワークに組み込まれているのか。
- 12 高齢単身者は県営住宅に入居できるのか。
- 13 学習支援事業については、中学3年生だけでなく中学1、2年生も、また、生活保護世帯だけでなく低所得の世帯も対象にしているとの答弁があったが、間違いはないか。また、生活保護にはならないが低所得である世帯への取り組みの現状はどうなっているのか。

A．食品安全課長

- 1 衛生管理の法的な位置付けとしては、食品衛生法による国の承認制度と県の条例による衛生管理がある。国の承認制度は審査基準が厳しいため普及が進んでおらず、国内で490施設、県内では12施設しか承認されていない。そこで、国は国際標準であるHACCP導入を促進するため、各自治体に対してHACCPによる衛生管理ができるよう条例改正を求め、本県も昨年条例を改正した。これにより、従来型の衛生管理だけでなく、HACCPによる衛生管理もできるようになった。指標は条例に基づく衛生管理のものである。
- 2 小規模の施設に対しても導入できるように支援していく。事業者からは、導入したくても人材がいいため難しいなどの意見も頂くことから、事業者向けの講習会や個別相談などを行い、簡易型HACCPといえる彩の国ハサップガイドラインの導入などから、段階的に導入を図っていく。
- 3 これまでも抜き取り検査方式で安全を確認しており、抜き取り検査が駄目だということ

ではない。しかし、抜き取り検査は、検査が終わるまで出荷できないことや、既に出荷した製品に不良が見つかったときには急ぎょ回収する必要があるなどの問題がある。HACCPは製造時の重要なポイントを連続的に監視する工程管理であり、抜き取り検査をしなくてもより安全が高まるため、メリットも大きい。

- 4 他都道府県でも、本県と同様に平成27年度中に条例を改正している。しかし、導入が始まったばかりで実際にHACCPによる管理を進めているところはまだ少ないと聞いている。

A．水道企画課長

- 5 直近5年間の実績でみると、1日平均供給量は1年当たり約0.5%減少している。平成23年度に策定した埼玉県営水道長期ビジョンでは、供給量が平成27年度に対して平成33年度は約2%減少すると見込んでいる。その先についても、同程度で減少していくものと想定している。

A．土地水政策課長

- 6 平成以降、非かんがい期の渇水は、平成7年度と平成8年度の2回である。平成7年度は、利根川水系で10%の取水制限、荒川水系で最大50%の取水制限が実施され、一部市町村では減圧給水を実施した。県北地域では農業用水の不足で冬野菜に影響が出たという苦情が土地改良区に寄せられた。平成8年度は、利根川水系で10%の取水制限、荒川水系で最大25%の取水制限が実施され、一部の市町で減圧給水を実施した。
- 7 平成以降、かんがい期に特に大きな影響が出た渇水は、平成6年度と平成8年度の2回である。平成6年度は、利根川水系で最大3

0%の取水制限、荒川水系で最大92%の取水制限が実施された。このときは51市町村で減圧給水を行い、松伏町の一部では一時断水も発生した。また、県営プールではスライダープールの使用停止や閉園時間の1時間繰上げ、学校のプールや市町村の公営プールの使用自粛が行われた。平成8年度は、利根川水系で最大30%の取水制限、荒川水系で最大50%の取水制限が実施された。このときは、43市町村で減圧給水が実施され、東松山市や滑川町の一部では一時断水となった。また、県営プールではシャワーの使用本数の減、学校のプールや市町村の公営プールの使用自粛が行われた。

A．勤労者福祉課長

- 8 県内の非正規雇用者の総数については、平成24年の就業構造基本調査における非正規雇用者数の124万8,000人と捉えている。不本意非正規雇用者については、全国の平成27年労働力調査の不本意非正規の割合が16.9%となっていることから、この割合に非正規雇用者数の124万8,000人を掛けて得られる約21万人を県内の不本意非正規雇用者の総数と捉えている。
- 9 生涯賃金については、転職や失業により大きな変動があるが、独立行政法人労働政策研究・研修機構がまとめたユースフル労働統計では、厚生労働省の賃金構造基本調査を基に生涯賃金を試算している。この試算では、正社員については、大卒男性が同じ企業に60歳の退職まで、フルタイム正社員で勤め続けた場合の退職金を含めない生涯賃金は2億8,000万円となっている。一方で非正規雇用者については、大卒男性が卒業後に、フルタイムの非正規社員を60歳まで続けた場合の退職金を含めない生涯賃金は1億4,000万円となっており、正規と非正規の間では2

倍程度の差があると認識している。賃金の格差は重要な問題なので、非正規雇用者の正社員化にしっかりと取り組みたい。

A．住宅課長

10 住まい安心支援ネットワークは平成23年1月に設立され、埼玉県宅地建物取引業協会などの不動産関係団体、埼玉県社会福祉協議会などの福祉関係団体、55市町、都市再生機構など、71団体から構成されている。県住宅供給公社が会長を、埼玉県が副会長を務めている。活動としては、賃貸オーナーや不動産店、入居支援団体向けに、入居支援の事例紹介や情報提供を目的とした研修会やセミナーを開催している。また、ホームページに各市町村の子育て支援のための住宅の助成制度などの情報を提供している。さらに、埼玉県が実施している住宅困窮者の入居を受け入れる民間賃貸住宅や不動産店を登録するあんしん賃貸住宅等登録制度についても、県と共に普及啓発を行っている。周知については、ホームページやリーフレットによる広報に加え、不動産店、県や市町村の住宅・福祉担当職員などが行う住まいに関する相談の場を通じて行っている。今後も更なる周知を図っていく。

11 住まい安心支援ネットワークは、住宅セーフティネット法に基づき設置された居住支援協議会であり、その目的は民間賃貸住宅への円滑な入居の促進である。一方、県営住宅は住宅セーフティネットの根幹をなすものであり、民間賃貸住宅と一体となって住宅セーフティネットを構築している。県住宅供給公社の住まい相談プラザでは、相談者に対して県営住宅と民間賃貸住宅を併せて情報提供しており、今後も住宅困窮者の意向に応じた対応ができるようにしていく。

12 県営住宅は2人以上の世帯での入居が基本

となっているが、高齢者は民間賃貸住宅で入居を拒まれるケースもあるため、単身世帯用の住宅も一部整備しており、高齢者に限って単身者も入居できるようにしている。

A．社会福祉課長

13 中学1、2年生も参加の対象としている。参加率は中学1、2年生を合わせて22.4%である。この事業は生活困窮者自立支援法に基づく事業であることから、生活困窮世帯の子どもも対象としている。県では、就学援助世帯や生活保護を廃止になった世帯、子どもが勉学を望んでいるが家庭環境でできないといった場合で福祉事務所が必要と認める世帯に事業への参加を呼び掛けている。

Q．秋山委員

- 1 H A C C Pについて、国の承認のハードルが高いので、低い県のハードルを設けたということか。
- 2 小規模の施設に対しては目標を持たずにH A C C Pの普及を進めていくのか。
- 3 非かんがい期の直近の約20年間には、湯水はなかったということでしょうか。
- 4 労働者派遣法などの改正により非正規雇用者が増加する中で、非正規雇用者を正規雇用に変換することは容易でないと考えるが、具体的にはどのように進めるのか。
- 5 住まい安心支援ネットワークは民間が主であり、県営住宅が位置付けられていないようだが、県が公的な支援として位置付けていくべきではないかと思うがどうか。
- 6 単身高齢者の県営住宅は、全体の何%あるのか。
- 7 低所得世帯を含めると、学習支援の対象となる子どもの裾野は相当広い。生活保護世帯には全て訪問しているとのことだが、生活困

窮世帯にはどのように案内しているのか。全て訪問して事業を案内するとすれば、かなりの規模になるが、どのように対処しているのか。

A．食品安全課長

- 1 HACCPという点についてはハードルの高さには変わりはない。国の承認制度は、本来のHACCPのソフト面の基準に加え、施設のハード面などの整備を指導した事例が多く、申請手数料も23万9,700円かかる。県条例に基づく基準では申請手数料はなく、誰でも取り組んでいただける。県条例に基づくものでも、7原則12手順というHACCPの国際的な規約に基づいた手法であり、ハードルを下げてはいない。
- 2 小規模施設の具体的な数値目標は掲げていない。まずは取り組みやすい大規模施設の導入を促進し、同時に小規模施設にも促進していく。導入は義務ではないが、できるだけ取り組んでもらうという姿勢で大規模施設と同様に支援していく。

A．土地水政策課長

- 3 平成9年度以降の濁水はない。

A．勤労者福祉課長

- 4 労働関係法令については、労働契約法やパートタイム労働法など毎年のように改正が続いている。労働契約法の改正に関しては、平成30年からは、通算5年を超える有期労働契約が労働者の申し出により無期労働契約へ転換できるようになる。こうした仕組みについて事業者が十分に理解していないという話も聞く。そこで、労働セミナーやSNSなどを活用し、法改正などについて周知を図っ

ている。県だけでは十分な周知ができないことから、埼玉労働局や経済団体、労働団体とも連携しながら周知を徹底していきたい。

A．住宅課長

- 5 住まい安心支援ネットワークは、住宅セーフティネット法に基づく居住支援協議会であり、民間賃貸住宅を対象としている。県営住宅は、施策15の主な取り組みのうち、「住まいのセーフティネットとしての県営住宅の計画的な維持管理と更新」に位置付けている。
- 6 単身高齢者用の住戸は、県営住宅の管理戸数の約6%である。ニーズが高いため、今後も整備に努める。

A．社会福祉課長

- 7 生活困窮世帯の捉え方については、国が具体的な基準を示していないため、各市町村でまちまちであり、潜在的に学習支援を必要とする人のニーズを把握することは困難な状況にある。県では、就学援助世帯や生活保護を廃止になった世帯に加え、税金や国民健康保険、国民年金保険料を滞納している世帯に学習支援の制度を周知するよう福祉事務所へ働き掛けている。今後もどのような生活困窮世帯が学習支援を必要とするかについて調査検討した上で、対象となる可能性のある人に積極的に働き掛ける。

議案に対する質疑（「生活の安心を高める分野」のうち基本目標「危機や災害に備える」）

Q．秋山委員

- 1 施策16の主な取り組みの「企業と連携した家具固定の促進」について、どのように取

り組を進めていくのか。企業との連携だけで家具固定は進むのか。

2 施策17の指標の「多数の者が利用する民間建築物の耐震化率」については、学校、病院、店舗、ホテル、賃貸住宅などが指標の対象となっているが、対象となっていない昭和56年以前に建築された分譲マンションは相当数ある。分譲マンションの耐震化についてはどう考えているのか。

3 施策18の指標の「河川整備が必要な河川の延長」について、6年間で僅か10km延長するのでは少なすぎる。このペースでは、残りの全ての整備が終わるのに233年もかかってしまうことになるのではないか。

A．危機管理課長

1 今年度、イオンレイクタウン、コープみらい、イトーヨーカドー、カインズホームなどと一緒に家具固定PRイベントを実施し、合計で約5,000人の県民に参加していただいた。企業と連携した家具固定PRイベントだけでなく、家具固定を含めた3つの自助の取り組みを分かりやすく伝えるイツモ防災講座を、平成27年度から始めている。市町村職員や消防職員など約300人の講師を養成し、各地で住民にイツモ防災の啓発講座を行うことで、家具固定の実施率を向上させていく。

A．建築安全課長

2 分譲マンションの耐震化については、所有者が多数にわたることから、合意を得ることが課題となっている。県では、平成28年度から、マンション所有者の合意形成を進めるため、分譲マンションの耐震診断、工事の実施に向けた基本計画等の策定に対して補助を実施している。マンション管理士等からも多

く問い合わせを受けており、こうした制度を活用し、耐震化を推進していきたい。

A．参事兼河川砂防課長

3 指標については、時間雨量50mm程度の降雨により発生する洪水を安全に流す河川の整備延長がどのくらい減るかということで記載している。現在進めている河川整備は、市街化の進んでいる地域を優先的に行っており、このような地域では住民や橋りょうの架換えに関する関係機関との調整に一定の期間がかかることとなり、大幅に距離が伸びということはない。治水対策としては、河川改修の距離を伸ばすだけでなく、調節池の整備や治水施設の耐震化など、指標に表れてこない部分の対策も併せて進めている。このような取り組みを踏まえて、次期5か年計画期間で10kmの整備を目標としている。なお、河川整備は下流からの整備を原則としており、今後上流部に整備が進めば、一般的に川幅も狭くなり人家も少なくなることから、整備の進捗も早くなると考えている。233年かかることはないと考えている。

Q．秋山委員

1 全ての家庭で家具が固定されている状態を指標とすべきではないか。

2 高齢化の進む分譲マンションの耐震化については、相当な労力が必要となると思うが、その点についての認識はいかがか。

3 河川整備を10km進めることでこれだけの効果があるということが分かりやすい表記にすべきではないか。

A．危機管理課長

1 家具固定の実施率を100%とすることは

理想ではあるが、なかなか難しいため、少なくとも寝る部屋には家具を置かないなどの対策も考えられる。県の震災対策行動計画では、平成32年度までに家具固定率65%を目標としており、それに向けて取組を進めていく。

A．建築安全課長

2 分譲マンションでは、所有権の関係が複雑であることから耐震化に対して様々な意見があり、合意を得ることはなかなか難しいが、補助制度をうまく活用し、市町村と連携して対策を進めていきたい。

A．参事兼河川砂防課長

3 現行の5か年計画では指標として河川の整備率を記載している。この指標では県民の方に分かりにくいとの意見もあった。そこで、今回は実際の整備の距離を指標として表すとともに、この効果を分かりやすく示すため、新たに浸水家屋数の解消数を指標として追加した。このように実施した事業による効果を併せて表記することで、事業の効果を分かりやすく理解いただけると考えている。

秋山委員

分譲マンションの耐震化は国や県の補助が拡充されれば進むと考えている。(意見)

議案に対する質疑(「人財の活躍を支える分野」)

Q．秋山委員

1 教育環境の整備について、教職員定数など

教育条件を根本的に整備する柱としての施策を個別に設けなかった理由は何か。

2 施策20の施策指標は、学力・学習状況調査の正答率についての指標であるが、これが適切なのか。正答率を指標とすることは、教育現場や保護者・児童生徒への圧力になる、学力テスト至上主義の指標ではないか。

3 学力向上だけを目指すのではなく、現行5か年計画における『教育に関する3つの達成目標』における基礎学力定着度のような指標が適当なのではないかと考える。現行5か年計画の施策指標を、学力・学習状況調査における学力状況についての施策指標に変更した理由は何か。

4 施策20では「特別支援学校高等部で一般就労を希望する生徒の就職率」を施策指標としているが、特別支援学校の高等部を卒業する生徒の多くは就職とは違う進路となっている。一部の進路だけを捉えて指標とするのはいかがなものか。なぜ、この指標を設定するのか。

5 施策25では不登校についての施策指標があるが、不登校となる要因は様々なものが指摘されており、また、必ずしも学校だけが児童生徒の居場所ではなく、家庭やフリースクールなど多様な環境で過ごすことに社会の理解が広まっていると思う。この点をどのように認識しているか。また、不登校を減らすという指標や取り組みは、一方で児童生徒と家庭を更に苦しめることになってしまうという側面があり、注意を払わなければならないと考えるが、どのように取り組みを進めるのか。

6 施策21の主な取り組み「運動部活動の充実」について、平成29年1月6日に文科省が、中学校の運動部活動について休養日を適切に設定するように求める通知を、全国の教育委員会、都道府県知事などに出した。中学校では週に2日、高校では週に1日部活の休

養日を設定することで、生徒や教員の負担軽減を図ることが趣旨だと考える。これを受けて、どのように取り組みを進めるのか。

- 7 施策22の施策指標について、「主体的、対話的な深い学び」、いわゆるアクティブ・ラーニングの研修を義務付けて大々的に取り上げることは、アクティブ・ラーニングを絶対視することになるのではないかと考える。これは指導方法の1つであって全てではないはずである。義務的研修にすることは問題ではないかと考える。教員には研修の強制はふさわしくなく、自主的な研修受講が求められているのではないかと考える。
- 8 授業中にICTを活用していくことについては良いと思う。電子黒板が足りないので卒業生に寄附を求めるといった話を聞いたが、必要なものは県が当然予算化して現場に配置しなければならない。ICT機器の設置状況や、教員が自由に使えるかどうかを確認したい。

A．教育政策課長

- 1 教育局では、児童生徒に対してきめ細かな指導を実現するため、少人数指導や習熟度指導などの個に応じた指導を進めており、そのために必要な教員配置ができるよう国に対して定数改善に向けた要望を行っている。5か年計画案では、施策20の主な取り組み「小・中・高等学校、特別支援学校における1人1人を確実に伸ばす教育の実践」に位置付けるとともに、個別計画である教育振興基本計画にもしっかりと位置付けて取り組んでいる。これまでの実践も踏まえ、今後もしっかり取り組んでいく。

A．義務教育指導課長

- 2 1人1人を伸ばしていくことが教育の本質である。このため、1人1人が伸びているか

を見ていく指標が適切であると考えている。学力テスト至上主義にならないかという点については、1人1人の学力を伸ばしていく結果として、全国学力・学習状況調査の結果を導いていくものである。学力を向上させることは学校教育の大きな役割の1つであるため、市町村と一体となって進めていく。

- 3 指標を変えたことについて、3つの達成目標の学力達成の目標については小中学校とも95%前後の高水準を維持してきており、一定の目的を達成してきた。しかし、全国学力・学習状況調査については、基礎的な問題に加えて、より深く問題を理解し、読み解ける力がないと解けない問題も多くあり、本県の課題がある。平成27年度に県の学力・学習状況調査を始め、1人1人の学力を伸ばし、その中で全国の学力・学習状況調査の結果につなげていくよう進めていく。

A．参事兼特別支援教育課長

- 4 選定した指標については、確かな学力と自立する力の育成に対し、大きな意味を持つものである。特別支援学校の生徒は、働く力を身に付け、社会で生きていかなければならない。そのために、一般就労は障害が重くても軽くても皆が目指すべきものであることから、この指標を選定した。

A．生徒指導課長

- 5 学校は、全ての児童生徒に対し学力や体力をつけさせ、社会性を養う場となっていることから、学校教育は重要なものと考えている。その上で、不登校については、不登校の児童生徒が行っている多様な学習活動を踏まえ、個々の状況に応じた必要な支援が求められていると認識している。今後の取り組みについてであるが、不登校への対応は、未然防

止、早期発見、早期対応が何より重要である。また、それでも通学できない児童生徒には自立支援が必要と考えている。児童生徒にとって魅力的な学校づくりに努め、教育相談体制を充実させるとともに、民間のフリースクールなどとも連携しながら、全ての児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう努めていく。

A．保健体育課長

6 運動部活動の休養日について、国の通知を受けたところである。県教育局としては、既に、平成28年3月29日付けで、原則として土日どちらかに休養日を定めると市町村教育委員会及び各県立学校に通知を出したところである。現在も、様々な機会を捉えて周知しているが、今後も国の動向も注視しながら適切な休養日の確保について取り組んでいく。

A．高校教育指導課長

7 現在、教育が大きく変わろうとしている中で、新しい学習指導要領の実施に向け、「主体的、対話的な深い学び」を実現する授業改善のための研修は大変重要であり、県としても責任を持って実施していきたいと考えている。県が実施する研修の中では、アクティブ・ラーニングを扱うものだけでなく、従来の講義型の授業を扱う教科研修も実施しており、義務教育課程、高等学校とも、アクティブ・ラーニングは指導方法の1つとの捉え方で研修を実施している。

8 現在までに、教員1人にパソコン1台、生徒用のコンピューター教室が県立高校では基本的には1教室以上整備しているほか、規模が大きい、専門学科を有する学校は2教室以上、プロジェクターは可動式のを各学校3セット、有線によるLAN、ネットワーク

の設備を整備している。しかし、国の新しい教育の情報化プランが示されているため、今後、普通教室に1台のプロジェクターの整備や、移動可能なコンピューター、タブレット端末、無線LANなどの整備を進める必要があると考えている。

Q．秋山委員

- 1 特別支援学校高等部卒業生の進路の状況について教えてほしい。
- 2 フリースクールは不登校にカウントするのか。
- 3 平成9年の指針では、中学校は週に2日間、高校は週に1日、部活の休養日を設定するようになっている。現在、週に1回、土日のどちらかを休むよう指導していることだが、中学校では週に2日という以前の指針との整合性はどのようになっているのか。

A．参事兼特別支援教育課長

1 平成27年度の卒業生では、一般就労を希望しない生徒も含め全ての卒業生の就職率は31.7%、通所・入所を含めて施設入所が63.1%、そのほか在家庭や進学が数%である。障害の重さに関係なく子どもたちに社会で生きて働く力を身に付けさせるということは特別支援学校の大きな使命である。結果的に施設入所となっても、就労を目指させるという教育をしっかりとやっていくという意味からもこの指標を選定した。

A．生徒指導課長

2 児童生徒が学校に通学せずにフリースクールに通っている場合は、不登校にカウントしている。

A．保健体育課長

3 平成27年度の調査では、平均で1週間に5.52日活動している。つまり、1週間に一度、休養日を設けていることになるため、週に1日の休みについては定着している。国からは、新たに2日の休養日を設けるようにとの通知文が発出されたが、その内容について、国がガイドラインを再度作成するという情報があることから、注視しながら対応していく。

2017年1月20日

議案に対する質疑(「成長の活力をつくる分野」のうち基本目標「埼玉の成長を生み出す産業振興する」)

Q．秋山委員

- 1 施策31の施策指標「県内の企業(製造業)が生み出す付加価値額」について、現行5か年計画では対象を中小企業としていたが、今回は従業者4人以上に対象を拡大している。県内には、従業者3人以下の事業所が約4割ある中で、6割の事業所を今回の施策指標の対象としたのはなぜか。全部の事業所を対象としないのか。
- 2 現行計画では、付加価値額の目標は6.9%の増加であるが、達成率は50%となっている。次期5か年計画では、5年間で7.3%の増加を目指すことになるが、現実的な目標といえるのか。
- 3 施策32の主な取り組み「中小企業・小規模事業者の資金調達の円滑化支援」について、県をはじめとする制度融資の利用が年々先細りしているが、民間金融機関に流れる理由に、融資実行までに期間がかかりすぎるということがあるのではないかと思う。資金需要が

あっても間に合わず、借りたくても借りられないという現実があるのではないか。民間との期間の差はどうなっているのか。民間と遜色ないよう期間を改善すべきだがどうか。

- 4 施策33の施策指標「サービス産業の労働生産性」は相当意欲的な目標値であるが、この目標を達成できるという根拠はどうなっているのか。また、この指標は一般的には認知されていないと思うが、指標とした理由は何か。

A．産業労働政策課長

- 1 今回の計画案では、先端産業支援のほか企業誘致などにより製造業全体を対象とした取り組みを行うものであり、製造業全体の数値を施策指標とした。また、指標把握に利用する調査は工業統計調査としており、従業者4人以上が調査対象となっている。このため、従業者4人以上の数値を指標としているものである。ただし、指標の対象になっていなくても3人以下の事業所も施策の対象としており、小規模事業者もしっかりと支援をしていく。
- 2 最近の実績を見ると付加価値額は伸びておらず厳しい状況ではあるが、1年単位で見ると1%以上伸びている年もある。目標値は1%弱の伸び率を継続することにより達成が可能であるので、企業を支援し、達成に向けて努力していきたい。

A．金融課長

- 3 県制度融資は、県が審査を行い融資するものではなく、民間金融機関融資そのものなので、民間と比較できる性質のものではない。ただ、原則として信用保証協会の保証を付けるので、協会の審査日数分だけ余計に日数がかかることになり、昨年度はその審査日数の

平均は8.2日となっている。信用保証協会は、協会の立場で、金融機関とは別に審査をする必要があるので、ある程度、仕方のない日数なのではと考えている。様々な企業から融資期間についても意見を聴いているが、比較的、肯定的な意見の方が多い状況である。

A. 商業・サービス産業支援課長

4 指標の設定に当たっては、県内純生産額を就業者数で割って1人当たりの労働生産性を算出した。平成33年度の目標値については、この値に伸び率を乗じて求めた。毎年の伸び率は、分子となる純生産額では、経営革新計画策定時の付加価値向上目標と同じ年3%とし、分母となる就業者数は、過去10年間の伸び率の平均値である0.9%とした結果、年間約2%の伸び率となっている。なお、国の日本再興戦略でもサービス産業の労働生産性の年間の伸び率を2020年までに2%に引き上げることを目標としており、これに沿ったものとしている。サービス産業は労働集約型の産業であることから、県内総生産から減価償却などを除いた数値である県内純生産のほうが労働の成果を評価するうえでより適切と考え使用している。

Q. 秋山委員

- 1 全体の付加価値額は把握できないとのことだが、県内の4割の事業所の付加価値額が対象外となるデータでは、県の全体を把握する上では不十分なのではないか。従業員3人以下の事業所も県で調査して把握するようにできないのか。
- 2 現行計画で、施策指標の達成率は50%となっている状況の中で、7.3%増加という高い目標に対してどのように取り組むのか。
- 3 制度融資で信用保証協会の審査が8.2日

もあるのでは間に合わない。そのため制度融資には魅力がなくなり、民間金融機関に太刀打ちできなくなっている。企業は、制度融資では間に合わないから、やむを得ず民間金融機関から借りているのではないか。今のままでは制度融資は企業の資金需要に応えられない。8.2日の審査が必要だから仕方ないということではなく、期間の改善についてはどうしていくのか。

A. 産業労働政策課長

- 1 平成26年の経済センサスによる年間売上額の調査では、従業者4人以上の事業所の売上額が県内全体の98%となっている。付加価値額についても同様に従業者4人以上の数値で製造業全体の状況を把握できると考えている。また、県では四半期ごとに小規模事業者を含めた2,200社を対象に経営動向調査を実施しており、この調査の中で小規模事業者の状況も把握するとともに、関係部局や商工団体に情報提供し、しっかりと支援をしていく。
- 2 中小企業以外も含めて、先端産業支援や企業誘致などに取り組んでいくとともに、施策32で中小企業・小規模事業者の支援をしっかりとやっていくことにより、増加率7.3%を目指していく。

A. 金融課長

- 3 民間金融機関の融資でも一定の期間はかかるものであり、必ずしも日数を理由として制度融資の利用が減っているわけではないと考えているが、県としては、必要書類の見直しなどの手続の簡素化を図っており、今後とも、融資がスムーズに行われるよう努めていきたい。

Q．秋山委員

四半期ごとの経営動向調査の調査対象2,200社のうち、従業員3人以下の事業所の割合はどのくらいか。

A．産業労働政策課長

四半期経営動向調査の調査対象企業は、従業員20人以下が7割である。そのうち、従業員1人から5人が4割となっている。

議案に対する質疑（「成長の活力をつくる分野」のうち基本目標「埼玉の農林業の成長産業化支援する」及び「埼玉の活力を高める社会基盤をつくる」）

Q．秋山委員

- 1 施策36の施策指標「担い手への農地集積率」について、25%を42%にすることが目標値になっている。しかし、日本の農業は家族経営に支えられている面が依然として大きく、小さくとも多様な農家を衰退させることになってはいけないと考える。この指標は大規模化を偏重する構造改革の一環だと思いが、なぜこれを指標とするのか。
- 2 施策37の主な取り組み「農薬や化学肥料の低減など環境に配慮した栽培による高付加価値化」について、農業分野で一番大切なのはその農産物を食べる消費者の安全だと思うが、安全・安心という記載がないことに不安を感じる。どこかに明記する必要があると思うがどうか。
- 3 施策38について、今注目されているクロス・ラミネイティド・ティンバー、CLTという集成材は強度が高く、高いビルも造ることができる。東京オリンピックの会場を設計した方も注目しており、会場にはCLTを相

当取り入れると思われる。CLTの生産・販売・使用の流れを作れば、県産木材の供給量を大幅に伸ばすことができると考えるがどうか。

- 4 施策41について、ホームドアの設置費用は、国が3分の1、県が3分の1、事業者が3分の1負担しており、公共の方が負担割合が多い。国は細かいことに口を出すことはあり得ないため、県が事業推進の主体になると思う。交通政策課から提出された予定表では、10万人以上の利用がある駅でも、平成33年以降にずれ込むところも多々あるが、現在の計画は、事業者が出してきたものなのか、それとも県と事業者で協議したものなのか。また、県民の期待に応えるため、県の負担を増やすことで事業を促進することができると考えるがどうか。

A．農業ビジネス支援課長

- 1 本県農業を家族経営の方々を支えている面があることは、我々も認識している。規模の大小にかかわらず、意欲のある農家の方には引き続き営農を継続していただきたいと考えている。一方で、農家の高齢化などにより、リタイヤする方や規模縮小を希望する方がいるなどにより耕作できない農地が発生してくる状況もある。また、相続で農地を引き継いだ、いわゆる土地持ち非農家の農地もある。農地の有効利用を図るために、こうした農地を担い手の方に集積し、担い手の育成と生産性の向上に結び付けていく。このため、担い手への農地集積率を施策指標としたところである。意欲のある農家から無理に農地を引きはがして担い手の方に集積することではないので御理解いただきたい。

A．農産物安全課長

2 県産農産物の安全性の確保については、施策13の中で取り組むことにしている。主な取り組み「農薬の適正使用や農業生産工程管理（GAP）などによる県産農産物の安全性確保」などをしっかりと行っていく。

A．森づくり課長

3 CLTは大規模建築物への利用が可能で、今後木材利用の拡大に貢献することが大きく期待されている。昨年春には国から設計基準が示され、利用に向けた体制づくりが進んでいる。一方、全国6か所の工場で生産が開始されているが、新しい工法のためか製造ラインがフルに稼働している状態ではないようである。現在のところ、県内でCLTの製造工場の計画はないが、委員御指摘のとおりCLTの販路が確立すれば供給量は大きく増えていくと思っている。県内での生産・加工・流通体制の整備については今後需要の動向を踏まえ、また、関係者の意見も広く聴きながら必要に応じて検討を進めていく。

A．交通政策課長

4 県内の駅でホームからの転落事故をなくすことは重要と考えており、積極的にホームドア設置を進めたい。県としてはモデル事業を進めることによりホームドアの整備を促進してきたところである。事業者に対して継続して要望活動を続けてきたこともJR東日本や東武鉄道の整備計画策定につながったものと考えている。蕨駅の事故もあったことから、ホームドア設置の更なる前倒しについて、JR東日本の大宮支社長にも話をしている。

Q．秋山委員

事業者は財源が無尽蔵にあるわけではないため、事業者に働き掛けるだけでなく公共がホームドアの設置を促進させる必要がある。蕨市長は市が自前で整備する可能性も話していた。事業者を促すだけでは駄目だとも考えられるがどうか。

A．交通政策課長

県としては、これまでもモデル事業として県が負担してホームドアの整備を促進してきており、和光市駅にはホームドアが設置された。また、現在も川越駅で設置工事が進んでおり、平成29年度末までの設置が完了する予定である。

A．企画財政部長

つくばエクスプレスなどの新線では標準でホームドアが整備されているが、一方で、既存の鉄道路線では整備が進んでいない状況である。国が3分の1を補助するスキームとなっているが、これだけではなかなか進まない状況が続いている。車両の扉の位置が合わないという技術的な問題もあるが、一番の問題は総事業費が多く、事業者の負担が大きいことである。そうした中で、県としても鉄道事業者に対応してほしいことから、モデル事業として第一歩を切り開き、和光市駅が供用を開始して、現在は東武鉄道川越駅でも取り組んでいるところである。ただ、地元自治体の支援がないと事業者が継続して取り組むのは難しいと判断しており、東京都では地元区市も補助をする制度ができている。本県でも東京都にならって、県と市で共同して支援することについて庁内で協議を進めているところである。

2017年2月10日

議案に対する質疑(「豊かな環境をつくる分野」)

Q・秋山委員

- 1 施策44の主な取り組み「ディーゼル車運行規制の実施やアイドリングストップの指導」について、身近な例として、コンビニエンスストアの駐車場でトラックがエアコンを動かすためにエンジンを掛けたまま夜中に何時間も休憩したり仮眠したりしている。近くのマンションでは騒音によりつらい思いをしている。県の条例でアイドリングを禁止しているが、もっと厳しくしてほしい。これを徹底するのは環境部か、それとも警察なのか。
- 2 施策45について、環境整備センターの埋め立て地の残余年数はどれくらいあるのか。また、資源循環工場における環境テックの不法投棄について、県が行政指導をしていなかったのではとの新聞報道があったが、公害防止協定を結んでいる地元の寄居町、小川町にこのことをどのように説明しているのか。
- 3 施策47の施策指標「アユが棲める水質の河川の割合」では、平成27年度の89%を平成33年度には93%にすることを目標値としている。アユは川に1年中棲んでいる魚ではないが、川のきれいさを県民のイメージに訴えるには適当な魚であるが、きれいさを測る上で、蛍の幼虫のエサやタナゴの産卵場所になっている貝類もいることから、貝類も指標に加えたらどうか。

A・大気環境課長

- 1 アイドリングストップの指導は環境部で所管している。指導については、市町村への事務移譲を進めており、移譲している所は市町村が、それ以外は県の環境管理事務所が指導

しており、運転手に対するアイドリングストップの実施や駐車場管理者への看板の設置などアイドリングストップの周知について指導している。アイドリングストップには犯罪ではないため罰則はなく、車によってはアイドリングしないとエンジンがかからないものもあるため、厳格化は難しい。

A・資源循環推進課長

- 2 埋め立てが可能な年数は、寄居町との公害防止協定により平成43年3月までの15年間となっている。今回の新聞報道の事案について、周辺環境への影響はなく、不法投棄された廃棄物は直ちに撤去された。また、24時間以内公表ルールが適用される環境基準を超えていたわけではない。以上の理由により地元への説明は行っていなかったが、今後はこれまで以上に地元とのコミュニケーションを大切にしていきたい。

A・参事兼水環境課長

- 3 アユやイワナなどの魚類の生息域は、水質と関係がある。しかし、淡水の貝類では水質のイメージに合う代表的なものがなく、また、水質との関連データも乏しい。

Q・秋山委員

- 1 アイドリングストップについて、看板の設置などにより周知されていることは住民も知っているが、実際に指導に出向くことはないのか。
- 2 報道されるような環境整備センターの事案について、寄居町、小川町には機敏に対応していただきたい。(要望)
- 3 二枚貝がいないとタナゴは生息できない。アユは清流というイメージがあるが、科学的

には貝類が重要な指標となる。どう認識しているのか。

A．大気環境課長

- 1 権限移譲していない市町村における事案について、通報等があった場合は、環境管理事務所が現場での対応もしている。また、悪質な運転者には、コンビニエンスストアなどの駐車場管理者からも声掛けしてもらうよう依頼している。

A．参事兼水環境課長

- 3 この指標は、BODが1ℓ当たり3mgという水質に着目した指標である。今後もこの指標を使っていきたい。

議案に対する質疑（「魅力と誇りを高める分野」のうち基本目標「県民が誇れる埼玉の魅力を高める」）

Q．秋山委員

- 1 施策52の主な取り組み「マイナンバーの活用による行政手続きの利便性向上」について、マイナンバーの活用が進めば、情報の漏えいやなりすましなどの犯罪の対象になる可能性も増える。アメリカでは、なりすまし被害が年間500億ドルと言われている。個人情報情報の完全な保護は難しいため、マイナンバー自体が廃止されるのが望ましいことではあるが、今後本格運用が進む中で、セキュリティ対策をしっかりとする必要が有ると考える。県としてできる対策は何か。
- 2 施策53について、先ほど細田委員の質疑に対し、老朽化したマンションを支援する仕組みを作っているとの答弁があった。県とし

て必要な事に取り組んでいるとは思いますが、実際には、費用のかかることに対する住民の合意形成は難しい。特に、老朽化したマンションのバリアフリー化を進めることが難しい。今後、地域包括ケアシステムを構築していく上では、老朽化したマンションの住民への対応をしなければならない。切羽詰まった問題であると考えますが、具体的にどのような対策を講じるのか。

- 3 県は、平成26年度からマンションの実態調査をしているが、それによって建て替えやエレベータの設置、耐震化などが進んだという具体的な成果があったのか。

A．情報システム課長

- 1 今後、セキュリティ対策は重点的に行っていかなければならない。マイナンバーについては、情報を各機関で分散管理して芽づる式の情報漏えいを防ぐ、システム間の通信は暗号化する、顔写真入りの身分証明書による本人確認を必ず行うといった様々なセキュリティ対策を行っている。さらに、マイナンバーを取り扱う業務はインターネットから分離するという技術的対策を進めている。人的な対策も必要であり、職員のセキュリティ意識も重要であることから、県と市町村の職員に対して説明会や研修を実施しており、今後も実施していく。さらに、県政出前講座などを通じ、県民や企業のセキュリティ意識の向上も図っている。今後も国・県・市町村が連携してセキュリティ対策の徹底を図っていく。

A．住宅課長

- 2 マンションの老朽化と入居者の高齢化の2つの老いが進行すると、バリアフリー化が重要な課題となる。特に、共用部分にある出入口や廊下のバリアフリー化は、高齢者の生活

維持に欠かせない。まずは、個人の財産であるためマンションの管理組合が、長期修繕計画を策定し、修繕積立金を貯え、主体的にバリアフリー化を行うことが重要である。一方、管理組合は、ノウハウや人材不足などの面があるため、県は専門家団体や市町村等とともに「埼玉県マンション居住支援ネットワーク」を設立し、セミナーや相談会を実施し、管理組合の運営改善やバリアフリー改修に対する助言を行っている。また、老朽化対策に実績があるマンション管理士を「埼玉県分譲マンションアドバイザー」として登録する制度を設け、管理組合の要請に応じてアドバイザーを派遣し、助言を行っている。今後は、アドバイザーによる管理組合の支援事例や改修工事の成功事例などをまとめたリーフレットを作成し、老朽化マンションの管理組合などに配布し、更に管理組合を支援する方針である。

- 3 早急に改善が必要なマンションにアドバイザーを派遣した結果、初めて理事会が組織化され、組合の総会の開催や管理規約が制定されるなどの成果があった。また、必要に応じて管理規約の改正や長期修繕計画の修正などの成果もあった。

Q・秋山委員

- 1 先日、病院局で個人情報の紛失事例があった。多数の情報を取り扱うところでは、結局ヒューマンエラーが問題になる。システムの対策は当然として、ヒューマンエラーの対策はできているのか。
- 2 老朽化マンションのバリアフリー化問題は、都市整備の観点と福祉の観点で連携して対策を進めていかなければならないと考える。国の補助制度なども視野に入れた県の対策が求められていると思うが、次の5か年計画の中でどのように進めていくのか。

A・情報システム課長

- 1 職員に対し、研修や監査を行い、監査についてはフォローアップを行う仕組みを構築している。ヒューマン・システムの両方のエラーについて対策を行っている。今後もしっかりと対策を行っていききたい。

A・住宅課長

- 2 マンションのバリアフリー化は、地域包括ケアシステムの構築とも関連することから、基本的には基礎自治体である市町村が地域の実情に応じて取り組むことが適当であると考えている。住戸内のバリアフリー改修について、補助制度を設けている市町村もあるので連携して取り組みを進めていきたい。一方、県はマンションアドバイザーを年2回まで無料で派遣する事業を行って管理組合の適正化を促す取り組みを進めている。そうしたバックアップを続けていきたい。

議案に対する質疑(「魅力と誇りを高める分野」のうち基本目標「支え合いで魅力ある地域社会をつくる」)

Q・秋山委員

施策57の主な取り組み「同和問題解決のための教育・啓発活動の実施」について、国の同和対策特別事業の終結から14年が経過した。私は、社会問題としての部落問題・同和問題は基本的に解決された到達点にあると認識している。県が、5か年計画の中で主な取り組みとしてわざわざこの項目を設けて、同和問題解決を掲げる真意はどこにあるのか。私は必要はないと考えるが、なぜこの項を入れたのか、認識と理由を伺う。

A．人権推進課長

同和問題については、差別的な発言や落書き、身元調査が行われるなど、いまだに課題として残っている。また、情報化社会の進展に伴い、インターネットの匿名性を利用して、掲示板などに差別的な書き込みや文章を載せる事例も後を絶たない。さきの国会においては、部落差別が現在もなお存在し、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じているとして、部落差別解消推進法が成立し、昨年12月から施行されている。また、国の白書においても、同和問題に関する結婚差別、差別発言、差別落書きなどの事案は依然として存在しているとされている。そのため、県としては、同和問題がいまだに解決しておらず、その解決に向けた取り組みが必要であると認識している。なお、同和問題については、重要な人権問題の1つとして捉えており、主な取り組みとして挙げさせていただいた。

Q．秋山委員

埼玉県における同和問題として、どのような差別事件が挙げられるか。また、部落差別解消推進法の審議の過程において、自民党の友誼団体の自由同和会が推薦した京都産業大学の灘本教授も、日本は差別をなくしてきているとの認識を示している。埼玉県で部落差別が横行しているとの認識は間違っているのではないか。インターネット上で、旧部落とされている地名総鑑が出ていても、それほど気にする必要はないとの有識者の意見もある。私は、基本的に同和問題は解消されていると認識している。一部の団体の主張が誇大に取り上げられ、県の認識に刷り込まれてしまっているのではないかと心配している。部落差別解消推進法が施行されていても、実態としては差別事件があるとは言えないのではないかと。

A．人権推進課長

平成26年度にはインターネット上の書き込みが5件、平成27年度は差別発言1件、インターネット上の書き込みが1件、平成28年度は文書等が1件、同和地区調査1件などがあった。こういった情報は、市町村や運動団体広報誌からの情報提供によるものだが、実際にはもっとあるのかもしれない。件数は少ないものの根深い問題と考えている。また、国の白書によると、インターネットの匿名性を悪用した差別的書き込み、身元調査と密接に関連した戸籍謄本や住民票等の不正取得、不動産業者が取り引きの際に行った土地調査、部落地名総鑑復刻版の発行など、差別事象の発生が見受けられる。同和問題は解決していないと考えている。

Q．秋山委員

インターネット上の書き込みについて答弁があったが、件数が少ない。また、インターネットにはその情報も多いことは当たり前として広く認識されている。結婚差別などが頻発しているわけでもない。5か年計画からは外すべきと思うが、同和問題がなくなるのはいつになるのか。

A．人権推進課長

5か年計画について、同和問題が終わる時期については答えられない。

14 5か年計画特別委員会における秋山文和県議の修正案の説明と質疑

2017年3月3日

秋山文和委員から提出された第110号議案
に対する修正案の説明

秋山委員

第110号議案「埼玉県5か年計画の策定について」に対する修正案の説明をさせていただく。第2編の第2章についての修正である。

まず、第2編の第2章の1の(1)のウの(ウ)について、「埼玉県5か年計画(案)」の資料では38ページの施策03であるが、児童虐待死亡事例の現状値を3件から13件に修正している。原案における平成23年度から平成27年度における児童虐待死亡事例3件とは、児童相談所が対応していたものに限定されている。この5年間で死亡事例は13件あった。児童相談所のより虐待事案を把握しようという努力促進のため、児童相談所が対応していない案件も指標とすべきと考える。

次に、第2編の第2章の1の(2)のイの(ウ)について、資料では41ページの施策05であるが、「75～79歳の要介護認定率」の施策指標を、「24時間の定期巡回・随時対応サービスを利用できる市町村の割合」と「特別養護老人ホームの待機者数」の2つの施策指標に変更する修正である。要介護認定については厚労省の認定基準見直しによって、実際より軽度判定が横行した例もある。過去の5か年計画にない、介護基盤整備を目標とすべきと考える。

次に、第2編の第2章の2の(2)のオの(ウ)について、資料では54ページの施策14であるが、「安定水利権の割合」の施策指標を、「雨水・再生水の利用施設数(国・県・市町村・民間所有施設)」に変更する修正である。安定水利権100%獲得を目標にすることは、ダム事業への更なる協力を余儀なくされる可能性を生む。県水道水の供給量は年々減少しており、巨

額な債務を人口減少社会に課すより、節水型の社会形成を促進し、雨水・再生水の利用施設数を倍加すべきである。

次に、第2編の第2章の3の(1)のアの(ウ)について、資料では66ページの施策20であるが、「学力・学習状況調査における学力状況」の施策指標を、「小学校・中学校における少人数学級の実現割合」と「特別支援学校の不足教室数」の2つの施策指標に変更する修正である。全国学力テストが開始されてから、各地で学校が平均点競争に走らされ、平均点を上げるために先生が正解を教えたり、ドリルばかりで本来の授業がおろそかになるなどの問題が噴出している。全国学力テストは学力形成に有害である。勉強の嫌いな子、学力に遅れのある子が学ぶ喜びを実感できるような、行き届いた教育を実施するためには、少人数学級拡充しかないと考える。また、特別支援学校において、一般就労をする生徒は全体の4割であり、一般就労を希望する生徒も5割に満たない。一方特別支援学校の関係者の切実な願いは教室不足の解消であり、平成26年度の不足教室数に戻すことを施策指標とすべきと考える。

次に、第2編の第2章の3の(1)のカの(ウ)について、資料では71ページの施策25であるが、「不登校(年間30日以上)児童生徒の数及び割合」の施策指標を削除する修正である。不登校という、逃避や休息が必要な場合もある。不登校児童生徒数を減らすことは、そのような機会を奪いかねず、逆効果も起こり得るという、保護者の会の意見があることから削除すべきと考える。

次に、第2編の第2章の4の(1)のイの(ウ)について、資料では83ページの施策32であるが、「経営革新計画の承認件数」の施策指標を、「県制度融資件数」に変更する修正であ

る。経営革新の鍵は、計画を策定したのちの資金調達である。そのためにも、安全な県制度融資が縮小し続けている現状の打開が必要だと考える。

次に、第2編の第2章の4の(2)のアの(ウ)について、資料では88ページの施策36であるが、「農業法人数」と「担い手への農地集積率」の施策指標を、「販売農家の農業就業人口」に変更する修正である。農地集積を施策指標にするのではなく、小規模な家族経営も含めて全ての農家を大切に、育成すべきだと考える。そこで、就業人口に着目し、現状値である約5万8,000人を維持すべきと考える。

次に、第2編の第2章の4の(3)のウの(ウ)について、資料では94ページの施策41であるが、「駅ホームの転落防止設備整備率」の施策指標を、「ホームドア設置駅数」に変更する修正である。内方線付き点状ブロックは平成30年までに整備が国から求められており、達成できる見込みである。一方、ホームドアは、現状では大宮駅など平成33年度までに目途の立っていない駅を残している。ホームドアの技術革新など更なる努力を求めるべきだと考える。

次に、第2編の第2章の6の(1)のエの(イ)について、資料では113ページの施策52であるが、主な取り組みから「マイナンバーの活用による行政手続の利便性向上」を削除する修正である。制度全体で3,400億円を超える巨額な税金支出と、マイナンバー増税と言われる試算さえされていない民間負担を要するプロジェクトであるにもかかわらず、具体的な費用対効果分析がまだ示されていない。国民の個人情報情報を危険にさらし、際限なく公民の費用負担を要するマイナンバー制度の推進のための取り組みを、最上位計画に盛り込むべきではない。

次に、第2編の第2章6の(2)エの(イ)について、資料では119ページの施策57であるが、主な取り組みから「同和問題解決のた

めの教育・啓発活動の実施」を削除する修正である。国の同和対策特別事業の終結から14年が経過し、社会問題としての部落問題は基本的に解決された到達点にある。人権問題の相談、教育、啓発活動は憲法に基づき一般施策で行うべきである。ところが、昨年12月国会では部落差別を固定化・永久化する恒久法が成立した。この中では部落差別の定義規定はなく、濫用による内心・表現の自由が侵される危険がある。義務付けられる実態調査は旧同和地区住民を洗い出し新たな壁を作り出す危険もある。この法律は撤回されるべきである。また、この法律の下で、主な取り組みに同和教育・啓発が盛り込まれることは極めて危険であり、削除すべきと考える。

以上で説明を終わらせていただく。

秋山文和委員から提出された第110号議案に対する修正案に関する質疑

Q・福永委員

- 1 修正理由には、全国学力・学習状況調査は学力形成に有害であると記載されているが、その認識に間違いはないか。また、全国学力・学習状況調査の平均正答率を上げるために努力をしている教員がいることについてはどのような認識を持っているのか。
- 2 不登校児童生徒の数及び割合の施策指標を削除する修正案であるが、不登校についてどのような認識を持っているのか。また、修正理由には、保護者の会の意見から削除すべきと考えると記載されているが、保護者の会とはどのような会を指すのか。多くの保護者を代表する会といえるものなのか。さらに、学校関係者は不登校を減らそうと努力しており、中学校であれば平成8年度からさわやか相談室を設けて、教室に行けなくても相談

室に登校してもらい、一步步教室に近づけるようにする取り組みを講じてきたが、このような教員の努力や教育委員会の取り組みを否定しているということか。

A．秋山委員

- 1 全国学力テストの目的は、教える側が子どもたちが理解できているかを把握し、自分の授業の反省に生かす自己点検に使うとともに、子どもたちに結果をフィードバックするというものであると考える。全国学力テストは、全国一律で実施し、結果が出るのに数か月もかかることから、子どもたちが満足に振り返りをする事ができない。テスト全てを否定しているのではなく、施策指標として掲げることは適切ではないと考えている。指標にすることで、子どもたちの点数競争に追いやられ、学校のランク付けなどに傾く心配ある。教育の本来の目的は人格の完成である。その本来の目的から外れるという点においては有害であるとする。教員が児童生徒に学力を身に付けさせるのは教員として当然の努力だが、努力を全国学力テストの結果だけで測ることは良くないという認識である。
- 2 不登校は、過度の競争やいじめなど様々な要因から心身にダメージを受け、学校に行けなくなるもので、全国で11万人いるといわれている。そのような子どもたちにとって、例えば保健室登校など、居場所は多様であっていい。質疑の中でも話のあったさわやか相談室もその1つである。不登校を悪いものと決めつけ、子どもの心身の問題とだけ捉えるのは良くないという認識である。また、我々は不登校児童生徒を抱える多くの方から様々な話を聞いている。保護者の会を設立して親としての受け止め方や子どもとの接し方を話し合ったりしている方もいる。そのような方々から御意見や御要望を聴いている。教員

が不登校を減らそうとする努力は当然のことである。ただし、子どもたちが心身にダメージを受けるのは、本人の資質や内面の問題だけではないと捉えなければ問題は解決していかないと思う。

Q．福永委員

不登校を悪いものと決めつけるのは良くないとの話があったが、不登校には重層的・複合的な要因がある中で、1人でも多くの児童生徒が学校に行けるように、不登校児童生徒の数及び割合が施策指標とし、教員の努力や家庭と学校の連携を進めていこうとしている。指標を変えろということは、不登校を減らすこと自体は悪だと考えているということか。

A．秋山委員

不登校を減らすことを悪だという答弁に聞こえてしまったのであれば訂正する。不登校を悪いものと決めつけるのは子どもを追い詰めるということである。多様な在り方があるべきであり、学校関係者が不登校を減らす努力をするのは当然だが、施策指標にすべきではないと考える。

Q．中川委員

- 1 不登校についての指標がなくなることの危険性を感じる。いじめだけでなく、親の虐待、ネグレクトなどによって本来学校に行けるはずの子どもが不登校になっているという実態もある。不登校についての指標を削除することはそれらに対する問題意識が薄れてしまうおそれがあるのではないかと。
- 2 修正案では、指標に「販売農家の就業人口」を加え、「農業法人数」を削除しているが、両方の指標があってもいいのではないかと。

A．秋山委員

- 1 家庭の事情が子どもの心身にダメージを与える例ももちろんあると思うが、むしろ不登校は学校に行けず親の元にいたいということである。親も子どものことを考えれば無理に登校させないようになってきている。家庭の事情が原因で不登校になっている子どもは虐待対策の問題として考えるべきであると認識している。
- 2 現在のように食料自給率が下がり、農家の高齢化も進んでいる中では、全体としての農家を維持していくことが必要である。大規模農家や農業法人に特化することでは、結果的には農業は守れないと考える。

Q．中川委員

指標に「小学校・中学校における少人数学級の実現割合」と「特別支援学校の不足教育数」を加えている。特別支援学校については、増やすことで普通高校に入学できる子どもの機会を奪い、働けなくなることを誘発することにもなるので不適切ではないかとも思う。追加した2つの指標の目標を達成するために、一定の財源の裏付けも必要であるが、それぞれおむねどのくらいの財源が必要であり、その財源をどう捻出できると考えているのか。議会で修正案を出すのであれば、責任を持って答えていただきたい。

A．秋山委員

埼玉県では小学校1年生と2年生は少人数学級としているが、新たに小学校3年生から小学校6年生と、中学校1年生から中学校3年生までを35人の少人数学級とする場合、小学校で年間71億円、中学校で年間46億円、合計で

年間117億円の予算が必要である。特別支援学校は建設におおよそ20億円から30億円程度が必要になると考えている。財源については、今どこからどう捻出するかについて私が言う立場にはないが、少人数学級に踏み出すということであれば、当然財源は確保するということになる。

Q．中川委員

財源について言う立場にないというのは逃げである。修正案が可決されれば、執行部は予算組みをしていくことになる。来年度予算では新たな事業の予算がどれくらいあるのかを知った上で、このような新たな負担が必要だということを行っているのか。議会で決めたから予算を確保しろというのは立場が違うのではないか。

A．秋山委員

仮に小学校・中学校で全て少人数学級を実現するとすれば、年間117億円の予算が必要であり、5年間かけて拡大するとすれば、年間24億円ずつ増えていくことになる。財源をどうするかははっきり言えないが、予算というのは必要な事業には付け、その分ほかの事業予算が少なくなるのが当たり前の話である。細かいところは把握していないが、一般会計の予算は1兆8,000億円台だと認識している。

Q．中川委員

当初予算の事業概要の資料で、新規とされている事業を行っても、更に少人数学級のための予算が確保できると考えているのか。

A．秋山委員

必要な事業の分の予算を先に確保するのが当然の考え方である。

Q・江原委員

- 1 主な取り組みから「同和問題解決のための教育・啓発活動の実施」を削除する修正があるが、昨年12月に部落差別の解消の推進に関する法律が制定されている。この法律は、現在もなお部落差別が存在しているとの認識の下に、情報化時代の進展に伴い部落差別の状況が変化している中で、基本理念や差別解消についての地方公共団体の責務を定め、対応していくとしたものだが、この法律についてどう考えているのか。
- 2 インターネットにおける新たな部落差別や「鳥取ループ」の問題についてどう考えるか。

A・秋山委員

- 1 部落差別の解消の推進に関する法律が制定されたことは承知している。日本共産党はこの法律の制定に反対した。国の同和事業が14年前に終了し、差別問題は実質的には解消していると多くの国民が認識していると考えられている。この法律では、部落地域を掘り起こして調べるとしているが、これでは新たな差別を生み出すことになり、絶対にやるべきではない。このため、主な取り組みからも削除するという提案である。
- 2 インターネットによる新たな部落差別が起こっているとは考えていない。委員会での質疑に対しても、件数は僅かであるとの答弁があり、針小棒大に取り上げて取り組むものではないと考えている。「鳥取ループ」については認識していない。

Q・江原委員

インターネット上の部落差別がないという認識だということだが、「鳥取ループ」の問題を知らないということが正に認識不足を示している。(意見)

第110号議案の原案及び修正案に対する討論

秋山委員

木下高志委員ほか2名から提出された第110号議案に対する修正案及び原案に対する反対討論を行う。

まず、木下高志委員ほか2名から提出された第110号議案に対する修正案についてである。同修正案の中には、評価できる部分がある。しかし、次の点から同修正案には反対する。

第1は、安定水利権獲得を1年前倒しとする点である。安定水利権100%獲得を目標にすることはダム事業への更なる協力を余儀なくされる可能性を生む。県水道水の供給量が年々減少する中、巨額な債務を人口減少社会に課すより、節水型社会の形成を促進すべきである。

第2は、「固定的な性別役割分担の意識は十分解消されておらず」という文言を削除したことである。内閣府の平成28年9月の意識調査においても、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に賛成の方は4割いる。事実として性別役割分担の意識は十分解消されていないことから削除に賛成できない。

第3は、太陽光発電や温暖化対策など、これからのエネルギーや環境政策の中心となるべき文言が削除されていることである。

次に、原案について、主な反対理由を述べる

第1は、自民案同様、安定水利権100%獲得を施策指標としていることである。

第2は、全国学力・学習状況調査の平均正答率を施策指標としていることである。全国学力

テストが開始されてから、各地で学校が平均点競争に走らされ、平均点を上げるために先生が生徒に正解を教える、ドリルばかりで本来の授業がおろそかになるなど問題が噴出している。全国学力テストは、学力形成に有害である。行き届いた教育を実施するため、少人数学級をはじめとした教育環境整備を急ぐべきである。

第3は、主な取り組みとして、同和問題解決のための教育・啓発活動の実施が含まれていることである。国の同和对策特別事業の終結から14年が経過し、社会問題としての部落問題は基本的に解決された到達点にある。人権問題の相談、教育、啓発活動は、憲法に基づき一般施策で行うべきである。

第35号議案ないし第42号議案並びに第36号議案及び第38号議案ないし第41号議案に対する修正案に対する討論

秋山委員

自民から提出された第36号議案及び第38号議案ないし第41号議案までの5つの議案に反対、第38号議案の原案に反対、そのほか議案の原案に賛成の立場で討論する。

第36号議案の修正案では、「固定的な性別役割分担意識は解消されておらず」と「性別による固定的な役割分担意識、また、それに基づく社会における制度や慣行は依然として根強く残っています」を削除するとしているが、県アンケートや総務省調査でも4割を超える方々に性別役割分担意識があることが明らかであり、削除には反対である。

次に、第38号議案は、国会でも、日本共産党が、「国土強靱化基本法」は国土を災害などから強くすることよりも大開発優先であることを批判し反対した。原案では、「水の効率的利用の推進」において、「必要水源量を確保するため、

未完成の水資源開発施設の早期完成を国等に働きかける」とあり、ハツ場ダムや思川開発を推進することから原案と修正案に反対である。

次に、第39号議案の修正案は、「東日本大震災発生により、大規模発電所に依存したエネルギー供給構造は、大規模停電など脆弱性を有することが明らかとなりました。災害に強いエネルギー供給構造は分散型電源（太陽光やバイオマスなど消費地近くで行う発電）が30%以上とされています」の部分と、施策指標「住宅用太陽光発電設備の設置数」を削除するものである。これは、原発事故の痛苦の教訓から、原発に依存しない分散型電源とその1つの方策である埼玉に適した太陽光発電を否定するものであり、削除には反対である。なお、第41号議案の修正案にも、「住宅用太陽光発電設備の設置数」の削除があり賛成できない。

最後に、第40号議案の修正案では、「埼玉の成長を支える拠点づくり」の「北部地域振興拠点の検討・推進」を削除するとしているが、同拠点には課題もあり、検討は必要と考え削除に反対である。

15 知事提出議案に対する反対討論

2016年3月27日

おはようございます。日本共産党の柳下礼子です。党議員団を代表して、知事提出の第1号議案「平成29年度埼玉県一般会計予算」、第15号議案「平成29年度埼玉県病院事業会計予算」、第17号議案「平成29年度埼玉県水道用水供給事業会計予算」、第19号議案「平成29年度埼玉県流域下水道事業会計予算」、第26号議案「埼玉県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」、第38号議案「埼玉県地域強靱化計画の策定について」、第55号議案「平成28年度埼玉県水道用水供給事業会計補正予算(第1号)」に対する反対討論を行います。

まず、第1号議案については、以下の理由から反対いたします。

第1に、ハッ場ダム13億890万円、思川開発3,030万円の負担金ですが、治水上も利水上も必要のない大型ダム事業は認められません。思川開発は、南摩ダム建設を中核とするものですが、建設予定地の南摩川は、わずかな水しか流れず、「水の貯まらないダム」です。そのため、別の川から2本の導水路を建設しなければならず、総額1,850億円もの大事業となっています。このような不要不急の巨大ダム事業に、県は、治水分約30億円、利水分で約79億円に上る負担金を支払います。昨年8月に、国は事業継続を決定しましたが、将来にわたり県民に大きな負担を押し付けることは許されず、思川開発からは直ちに撤退すべきです。

第2に、乳幼児医療費助成制度など県単独3医療費助成制度については、市町村への県の補助率は、基本2分の1ですが、豊かな財政力を理由に、三芳町と和光市は12分の5、戸田市は3分の1としています。各自治体の責任は何ら変わらず、このような差別的な措置は直ちになくすべきです。また、重度心身障害者医療費

助成制度については、65歳以上の新規手帳取得者を対象から除外する年齢差別は認められません。乳幼児医療費助成制度については、県民の強い願いとなっている対象年齢の拡大に依然として背を向け続けていることは許されません。3医療費助成制度は、県内どの病院に通っても償還払いを必要としない現物給付とすべきです。

第3に、農林部の給与費について、研究補助員を4人減らすなど、年々減少させてきた農林部職員を更に削減することは認められません。2016年度の農林部の職員定数は、5年前より26人も減少しています。農家を実際に支援する県普及指導員も、5年前の151人から138人へと13人減らしました。このままでは、新規就農者を含め1人1人の農家への丁寧な指導を進めることはできません。山形県や高知県では、知事自ら陣頭指揮をとって県内農産物の商品開発や販路拡大に必死に取り組む中、埼玉の農林部職員を減らし続けることは、埼玉農業の更なる衰退を招くものと言わざるを得ません。

第4に、子どもの学力形成に有害な全国学力テストを行う学力・学習状況調査実施事業費2億1,556万円は計上すべきではありません。

第5に、国民のプライバシーを危険にさらすマイナンバー制度は、今からでも中止すべきであり、番号制度基盤整備事業費2,737万5千円は認められません。

第15号議案並びに第26号議案については、関連していますので一括して討論します。

第26号議案は、県立病院の診療時間外の診療料金を導入し、2017年度から県立小児医療センターで8,640円を徴収するものです。このような制度は公的医療機関になじまず、保護者の料金支払い能力で子どもが差別されるべ

きではありません。第15号議案も、時間外の診療料金の徴収を前提にしていることから、認められません。

第17号議案は、八ッ場ダム、霞ヶ浦導水、思川開発のダム事業予算の計上により、関連する第55号議案も、ダム事業の継続費を増額補正するため、認められません。

第19号議案は、南部、中川、古利根、荒川上流の各流域下水道の負担金引き上げが関係市町村の下水道料金の値上げにつながることから反対です。

第38号議案は、2013年12月に成立した国土強靱化基本法に基づき県が策定した基本計画です。我が党は、同法について、防災・減災対策がないがしろにされ、巨大開発事業の復活、拡大を進める根拠になり得ることなどから反対をしたところですが、県の計画でも、八ッ場ダムなどダム事業を推進しており、認められません。

以上で反対討論を終わります。ありがとうございました。

17 議員提出議案に対する反対討論

2017年3月27日

日本共産党の村岡正嗣です。党県議団を代表して、議第2号議案「埼玉県防災航空隊の緊急運航業務に関する条例の一部を改正する条例」に反対の立場で討論を行います。

提案者は、県防災ヘリコプターの救助有料化で無謀な登山が減少するとし、受益者負担を求めべきと主張していますが、遭難防止策は、本県の山岳遭難事故の実態に即して判断すべきと考えます。

2016年度、本県の山岳救助での防災ヘリ出動の実態は、総件数14件です。内訳は、不明者の捜索活動4件、滑落3件、転倒3件、登山中の病気2件、足を滑らせた1件、スズメバチに刺されたが1件です。滑落事故の現場3件は、秩父市大滝雁坂トンネル付近の山林と飯能市下名栗地内、さらに小鹿野町の四阿屋山です。本県と、2千メートル、3千メートル級の山々を抱える長野県や岐阜県、山梨県などとは、山岳状況は異なります。本県では、道迷いによる遭難が非常に多く、案内板や標識の設置、山道の整備が求められております。

本県の山岳救助隊も、遭難防止に注意喚起を行っています。それは、1、登山届を必ず出すこと。家族にコピーを渡すこと。2、早目に登山を始め、余裕あるスケジュールとすること。3、GPS等の対策を行うこと。4、迷ってもショートカットせず、登山道を歩くこと。5、天候の急変に注意することなどですが、これこそ現実的な遭難防止策であって、防災ヘリ有料化で登山者が慎重な行動をとることが期待できるとの主張は、本県の遭難実態からも、登山者心理からも、かけ離れた空論です。多くの登山者が「抑止にはならない」と否定的意見であることは、その証左と言えます。

提案者は、ヘリ救助は特定の者に対してする行為、だから受益者負担は当然だとも主張して

います。登山者は、自己責任を認識しています。しかし、遭難覚悟で登山する人などおりません。危険を承知と言うなら、マリンスポーツでも町なかでも危険は潜んでいます。なぜ山だけ手数料を徴収するのか、なぜ埼玉県だけが有料なのか。憲法の掲げる法の下での平等の原則に反します。消防法は、その第1条で「災害等による傷病者の搬送を適切に行う」と、消防の目的を定めています。救助が必要であっても、有料化で要請をちゅうちょするなどは、消防の根幹を揺るがすものです。

本年1月、飯能市と越生町境の顔振峠で起きた遭難では、携帯電話からの110番通報は警視庁に入電しました。埼玉からの通報でも、山域を越え、他県で受信されることもあるのです。どこで事故を起こしたか、どちらで救助したかで有料か無料かが違って来るようでは、現場に混乱をもたらしかねません。3月17日、小鹿野町議会は、埼玉県議会でのヘリ有料化の動きに、山岳救助の現場に混乱をもたらし、登山客の減少で重要な観光資源に悪影響となるとして、慎重審議を求める意見書を採択しました。これが地元の声であり、当然の見識です。この事実を県議会は重く受け止めるべきです。

有料化となれば、埼玉県だけが登山という文化的なスポーツを受益者負担の対象とし、公的救助を有料化した、その事実のみが独り歩きます。山岳救助は困難な活動です。だからこそ防災航空隊員は、日々命がけの救助訓練に励んでおり、気高い使命感を持っています。その隊員の士気をも低下させかねません。埼玉県が有料化を急ぐ必要はどこにもないのです。

我が党は、近隣都県や関係者との連携強化、登山道の整備、気象や山の情報提供、安全教育など、山岳スポーツ環境の整備によって遭難防止を図ることこそ、行政の責任と考えます。防

災へり有料化で山岳遭難を抑止できるとするのは、余りに短絡的な発想です。拙速な有料化は、現場に混乱と悪影響をもたらすだけと強く指摘をして、反対の討論といたします。

16 知事提出議案に対する反対討論

2017年3月27日

日本共産党の秋山文和です。党議員団を代表して、第110号議案「埼玉県5か年計画の策定について」原案及び修正案、第36号議案「埼玉県男女共同参画基本計画の策定について」の修正案、第39号議案「埼玉県環境基本計画の変更について」の修正案、第40号議案「埼玉県産業元気・雇用アップ戦略の策定について」の修正案、第41号議案「埼玉県第4期科学技術基本計画の策定について」の修正案について、反対討論を行います。

初めに、第110号議案、知事提出の原案についてです。

上田知事の基本姿勢、県の最上位計画全体を貫いているのは、国言いなりの、福祉や中小企業支援の不十分さ、農業の切り捨て、他方、大規模公共事業への執着と競争教育の導入です。この計画策定の趣旨に、「将来にわたる持続的な発展を実現する」とありますが、安倍政権の下、大企業優先、農業切り捨てに突き進む国政に抗して悪政の防波堤とならなければ、持続的発展は望むべくもありません。上田県政に決定的に欠けているのは、この地方自治体としての独自の姿勢です。

以下、具体的に反対理由を述べます。

第1は、高齢者福祉について、これまで目標としてきた基盤整備目標を取り下げ、75歳から79歳の要介護認定率を施策指標としたことです。要介護度判定基準は、厚労省のさじ加減で調整が可能であり、このような不明瞭な目標を指標とすべきではありません。県民が切実に求めているのは、特別養護老人ホームの待機者約1万人の解消、在宅でも24時間安心して介護を受けられる仕組みの整備など、遅れている介護基盤の整備です。党県議団は、このような趣旨から修正を提案いたしました。受け入れられませんでした。

第2に、原案は、中小企業の支援として、経営革新計画の承認件数を施策目標としております。事業主が経営を革新して新たな成長を勝ち取る上では、資金調達の支援が欠かせないと考えます。10年前に比べて、本県の制度融資件数は半減しております。低利子、無担保、無保証の融資で小規模事業を支援すべきであり、施策目標を県制度融資件数とする修正を提案いたしました。

第3に、農業支援の施策指標が農業法人数や担い手への農地集積率とされており、農業の集約を進めるばかりでは未来はありません。小規模な家族経営も含めて、全ての農家を視野に入れて支援すべきです。そこで、農業就業人口をこれ以上減らさないという施策指標を提案させていただきました。

第4に、安定水利権100%獲得、つまりハツ場ダム推進を最上位計画の施策指標と位置付けているからです。当初2,110億円だったハツ場ダムの建設費は、その後、4,600億円に膨れ上がり、さらに昨年、5,320億円へと計画変更されたことは記憶に新しいところです。安定水利権100%獲得を目標とすることは、ダム事業への更なる協力を余儀なくされることとなります。もとより党県議団は、ハツ場ダムという大規模公共事業に対して反対してきましたが、この点からも最上位計画の施策指標とすべきではないと考えます。県水道水の供給量は年々減少しており、巨額な債務を人口減少社会に課すより、節水型の社会形成を促進すべきと考え、修正提案いたしました。

第5は、全国学力・学習状況調査の平均正答率を初めて施策指標としたことです。全国学力テストは、一般のテストと違い、返却も半年後と、子どもたちの学力の弱点を知り授業を改善する役目を果たしません。一方で、都道府県、

市町村を競わせ、学校を競わせる手段となっています。教育の目的は、ペーパーテストの点数ではなく、人格の形成です。テストの点数で自治体や子どもの評価が決められ、一喜一憂するような状況は、学力向上、人格形成に有害です。本当に行き届いた教育を実施するためには、少人数学級をはじめとした教育環境整備を急ぐべきと考え、修正提案を行いました。否決となりました。

第6は、主な取り組みとして、「同和問題解決のための教育・啓発活動の実施」が盛り込まれていることからです。国の同和对策特別事業は、終結から14年が経過し、社会問題としての部落問題は基本的に解決された到達点にあります。個々の人権問題の相談、教育、啓発活動は、憲法に基づき一般施策で行うべきです。

次に、第110号議案修正案についてですが、以下の点から反対するものです。

第1は、安定水利権獲得を1年前倒しする点です。

第2は、「固定的な性別役割分担の意識は十分に解消されておらず」という文言を削除したことです。内閣府の昨年9月の意識調査においても、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に賛成の方は4割います。事実として、性別役割分担意識は十分解消されていないことから、削除に賛成できません。第36号議案修正案も同様です。

第3は、太陽光発電や温暖化など、これからのエネルギーや環境政策の中心となるべき文言が削除されていることからです。第39号議案修正案、第41号議案修正案も同様です。

第4は、北部地域振興拠点の検討推進が削除されていることからです。基本的に、同振興拠点整備は北部地域から求められていると考え、削除には賛成できません。第40号議案修正案も同様です。

以上、反対討論を終わります。

18 議員提出議案に対する賛成討論

2017年3月27日

日本共産党の金子正江です。日本共産党を代表して、議第4号議案「埼玉県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」について、賛成の立場から討論します。

本条例案は、議員の報酬等はどうあるべきかを私たちに問うものであり、それは常に県民の暮らしの実態に照らし、検証されるべきものです。全ての議員は、そこに正面から向き合い、責任を果たさなければならぬと私は考えます。

では、その県民の暮らしの実態はどうか。埼玉県が行った世論調査では、「生活が苦しくなった」と4割近い人が答え、その理由に「収入が減り、税金や保険料の負担が重くなった」と回答しています。一方で、県議会に歩いて登庁できる議員でも、登庁1回に6千円もの金額が支払われるのが費用弁償です。費用弁償の最高額は1人当たり年額73万円、最低でも25万円、年間の費用弁償総額は4,844万円と莫大です。定額支給だから、こうした金額になってしまうのです。ここをせめて実費支給とするこの条例改正案は、県民の常識及び感情に合致した、ごく当たり前のものです。

神奈川県議会、千葉県議会は、既に実費支給方式をとり、大阪府議会はとうに廃止し、検討中だった東京都は、この4月から廃止となります。全国でこうした改善の努力が広がっていますが、これは議会として国民世論に応えようとする当然の流れと言えます。

費用弁償については、我が党は、委員会視察等に支払われる日当も歳費の二重払いであり、廃止すべきと考えていますが、各党派間での一致を大切にするという観点から、実費支給に改めるという本議案の前進面を評価するものです。埼玉県議会も、議員の側が現状の費用弁償

の不合理性を自ら改善し、県民のために県費の節約を図るときです。私は、今こそ本県議会も県民の暮らしの実態に向き合い、議員として当たり前の責任を果たすべきと考えます。そのためにも、本条例は採択すべきと申し上げ、賛成討論といたします。

19 議案及び請願に対する各会派の態度

知事提出議案に対する各会派の態度

賛成 × 反対

議案番号	件名	各会派の態度							採決結果
		共産党	自民党	民進・無所属	県民	公明党	改革	無所属金子(勝)	
第110号議案	「埼玉県5か年計画の策定について」の修正案	×	○	×	×	○	○	○	可決
第110号議案	「埼玉県5か年計画の策定について」(修正部分を除く)	×	○	○	○	○	○	○	原案可決
第1号議案	平成29年度埼玉県一般会計予算	×	○	○	○	○	○	○	原案可決
第2号議案	平成29年度埼玉県公債費特別会計予算	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第3号議案	平成29年度埼玉県証紙特別会計予算	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第4号議案	平成29年度埼玉県市町村振興事業特別会計予算	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第5号議案	平成29年度埼玉県災害救助事業特別会計予算	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第6号議案	平成29年度埼玉県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第7号議案	平成29年度埼玉県中小企業高度化資金特別会計予算	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第8号議案	平成29年度埼玉県就農支援資金貸付事業特別会計予算	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第9号議案	平成29年度埼玉県林業・木材産業改善資金特別会計予算	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第10号議案	平成29年度本多静六博士育英事業特別会計予算	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第11号議案	平成29年度埼玉県用地事業特別会計予算	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第12号議案	平成29年度埼玉県県営住宅事業特別会計予算	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第13号議案	平成29年度埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計予算	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第14号議案	平成29年度埼玉県公営競技事業特別会計予算	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第15号議案	平成29年度埼玉県病院事業会計予算	×	○	○	○	○	○	○	原案可決
第16号議案	平成29年度埼玉県工業用水道事業会計予算	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第17号議案	平成29年度埼玉県水道用水供給事業会計予算	×	○	○	○	○	○	○	原案可決
第18号議案	平成29年度埼玉県地域整備事業会計予算	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第19号議案	平成29年度埼玉県流域下水道事業会計予算	×	○	○	○	○	○	○	原案可決
第20号議案	埼玉県公共施設長寿命化等推進基金条例	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第21号議案	埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第22号議案	埼玉県個人情報保護条例及び埼玉県情報公開条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第23号議案	埼玉県医療施設耐震化基金条例を廃止する条例	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第24号議案	埼玉県地域医療再生基金条例を廃止する条例	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第25号議案	埼玉県手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第26号議案	埼玉県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	×	○	○	○	○	○	○	原案可決
第27号議案	埼玉県学校職員定数条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第28号議案	埼玉県美術作品取得基金条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	原案可決

議案番号	件名	各党派の態度						採決結果	
		共産党	自民党	民進・無所属	県民	公明党	改革		無所属金子(勝)
第29号議案	埼玉県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第30号議案	包括外部監査契約の締結について	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第31号議案	地上系防災行政無線施設再整備事業に要する経費の市町村の負担額について	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第32号議案	県営土地改良事業に要する経費の関係市町の負担額について	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第33号議案	農道整備事業等に要する経費の関係市町の負担額について	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第34号議案	急傾斜地崩壊対策事業に要する経費の関係市町村の負担額について	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第35号議案	埼玉県多文化共生推進プランの策定について	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第36号議案	「埼玉県男女共同参画基本計画の策定について」の修正案	×	○	×	×	○	×	○	原案可決
第36号議案	「埼玉県男女共同参画基本計画の策定について」(修正部分を除く)	○	○	○	○	○	○	○	可決
第37号議案	埼玉県消費生活基本計画の策定について	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第38号議案	「埼玉県地域強靱化計画の策定について」の修正案	×	○	×	×	○	×	○	可決
第38号議案	「埼玉県地域強靱化計画の策定について」(修正部分を除く)	×	○	○	○	○	○	○	原案可決
第39号議案	「埼玉県環境基本計画の変更について」の修正案	×	○	×	×	○	×	○	可決
第39号議案	「埼玉県環境基本計画の変更について」(修正部分を除く)	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第40号議案	「埼玉県産業元気・雇用アップ戦略の策定について」の修正案	×	○	×	×	○	×	○	可決
第40号議案	第40号議案「埼玉県産業元気・雇用アップ戦略の策定について」(修正部分を除く)	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第41号議案	「埼玉県第4期科学技術基本計画の策定について」の修正案	×	○	×	×	○	×	○	可決
第41号議案	「埼玉県第4期科学技術基本計画の策定について」(修正部分を除く)	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第42号議案	第10次埼玉県職業能力開発計画の策定について	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第43号議案	平成28年度埼玉県一般会計補正予算(第5号)	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第44号議案	平成28年度埼玉県一般会計補正予算(第6号)	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第45号議案	平成28年度埼玉県公債費特別会計補正予算(第1号)	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第46号議案	平成28年度埼玉県証紙特別会計補正予算(第1号)	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第47号議案	平成28年度埼玉縣市町村振興事業特別会計補正予算(第1号)	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第48号議案	平成28年度埼玉県災害救助事業特別会計補正予算(第1号)	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第49号議案	平成28年度埼玉県就農支援資金貸付事業特別会計補正予算(第1号)	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第50号議案	平成28年度埼玉県用地事業特別会計補正予算(第1号)	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第51号議案	平成28年度埼玉県県営住宅事業特別会計補正予算(第1号)	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第52号議案	平成28年度埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計補正予算(第1号)	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第53号議案	平成28年度埼玉県公営競技事業特別会計補正予算(第2号)	○	○	○	○	○	○	○	原案可決

議案番号	件名	各会派の態度						採決結果	
		共産党	自民党	民進・無所属	県民	公明党	改革		無所属金子(勝)
第54号議案	平成28年度埼玉県工業用水道事業会計補正予算(第1号)	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第55号議案	平成28年度埼玉県水道用水供給事業会計補正予算(第1号)	×	○	○	○	○	○	○	原案可決
第56号議案	平成28年度埼玉県地域整備事業会計補正予算(第1号)	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第57号議案	平成28年度埼玉県流域下水道事業会計補正予算(第2号)	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第58号議案	埼玉県指定特定非営利活動法人を指定する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第59号議案	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第60号議案	児童福祉法施行条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第61号議案	埼玉県自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第62号議案	埼玉県産業技術総合センター条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第63号議案	工事請負契約の締結について(所沢警察署庁舎新築工事)	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第64号議案	訴えの提起について	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第65号議案	訴えの提起について	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第66号議案	埼玉県副知事の選任について	○	○	○	○	○	○	○	同意
第67号議案	埼玉県副知事の選任について	○	○	○	○	○	○	○	同意
第68号議案	埼玉県教育委員会教育長の任命について								継続審査
第69号議案	埼玉県監査委員の選任について								同意
第70号議案	埼玉県監査委員の選任について								同意

注) 1 各会派議員の議案に係る賛否については、採決を行う本会議に先立って開かれる議会運営委員会で確認しています。この表は、議会運営委員会で確認した内容を議案ごとに示したものです。

議員提出議案（意見書・決議）に対する各会派の態度

賛成 × 反対

議案番号	件名	各会派の態度						採決結果	
		共産党	自民党	民主・無所属	県民	公明党	改革		無所属金子（勝）
議第1号議案	北朝鮮による弾道ミサイル発射に抗議し、制裁措置の厳格な履行等を求める決議	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議第2号議案	埼玉県防災航空隊の緊急運航業務に関する条例の一部を改正する条例	×	○	×	×	○	○	○	原案可決
議第3号議案	埼玉県農林水産業振興条例	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議第4号議案	埼玉県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	○	×	○	○	○	○	×	否決
議第5号議案	ライドシェアの推進について慎重な検討を求める意見書	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議第6号議案	無料公衆無線LAN(Wi-Fi)環境の整備促進を求める意見書	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議第7号議案	政治分野における女性の活躍促進を求める意見書	○	○	○	×	○	○	○	原案可決

注) 1 各会派議員の議案に係る賛否については、採決を行う本会議に先立って開かれる議会運営委員会で確認しています。この表は、議会運営委員会で確認した内容を議案ごとに示したものです。

20 声明・談話

記者発表

2017年3月27日

日本共産党埼玉県議会議員団

団長 柳下 礼子

2月定例会を振り返って

2月定例会には、平成29年度埼玉県一般会計予算など、当初予算案をはじめとした知事提出議案が70件提出され、1件が継続審査となりました。党県議団は10件に反対しました。また、県防災ヘリコプターの救助有料化にかかわる条例案など議員提出議案が7件提出され1件に反対しました。

一般会計、病院事業会計当初予算への反対理由

「平成29年度埼玉県一般会計予算」については、おもに ハッ場ダム13億890万円、思川開発3,030万円など、治水上も利水上も必要ない大型ダム事業の負担金が計上されている 乳幼児医療費助成制度など県単独3福祉医療費助成制度について、財政力の豊かな自治体への補助率を低くしていること 農林部職員について、5年間で26人削減されている上に、来年度も研究補助員4人を減らしたことなどから認めませんでした。

また「平成29年度埼玉県病院事業会計予算」などについては、県立病院の時間外診療料金を導入するもので、とくに県立小児医療センターでは来年度から、8,640円が徴収されます。このような制度は公立病院になじまず、保護者の料金支払い能力で子どもが差別されるべきではありません。

「平成29年度埼玉県流域下水道事業会計予算」については南部、中川、古利根、荒川上流の各流域下水道の負担金引き上げが、関係市町村の下水道料金の値上げにつながることから反対しました。

埼玉県5か年計画に共産党修正案を提出

「埼玉県5か年計画」の策定について、党県議団は知事提出の原案と、自民党から提出され5か年特別委員会で可決された修正案に反対しました。また党県議団として修正案を特別委員会に提出しました。

原案については、党県議団は 高齢者福祉について、これまで目標としてきた特別養護老人ホームの待機者解消などの基盤整備目標をとりさげ、75歳から79歳の要介護認定率を施策指標としたこと、 中小企業への支援として、経営革新計画の承認件数を施策指標としていますが、この10年間減少続けている県制度融資の件数を指標とすべきであること、 農業支援の施策指標が、農業法人数や担い手への農地集積とされていること、 安定水利権100%獲得、つまりハッ場ダム推進を最上位計画の施策指標としていること、 競争教育を過熱させる全国学力学習状況調査の平均正答率を初めて施策指標としたこと、などから修正案を提出し反対しました。5か年計画全体をつらぬいているのは、国言いなりの姿勢です。安倍政権のもと、大企業優先・農業切り捨てに突き進む国政に抗して

防波堤とならなければ、持続的発展は望むべくもありません。

また、自民党提出の修正案については、安定水利権獲得を一年前倒しとしていることや、太陽光発電や温暖化などの文言が削除されていることから反対しました。

党提出の修正案は特別委員会で否決され、本会議で「埼玉県5か年計画」原案と自民党提出の修正案は賛成多数で可決されました。

防災ヘリの有料化は認められない

自民党提出の「埼玉県防災航空隊の緊急運行業務に関する条例の一部を改正する条例は、県防災ヘリコプターが山岳遭難者を救助した場合に、遭難者から手数料を徴収するものです。党県議団は、本県での山岳遭難は「道迷い」が非常に多く、案内板や標識の設置、山道の整備こそが求められており、有料化で無謀な登山は抑止できない、マリンスポーツや町中でも危険は潜んでおり、山だけ、また埼玉県だけ有料化するのには、法の下での平等に反する、どこで事故を起こしたか、どちらで救助したかで取り扱いが違ってくることは現場に混乱をもたらす、小鹿野町議会をはじめ地元から反対の声があがっている、防災航空隊員の士気を低下させかねない、などの理由から反対しました。同条例案は民進、県民、共産以外の賛成で可決成立しました。

知事から提案された埼玉県教育長の同意案件について

3月27日閉会日の議会運営委員会で自民党より、2014年の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」改正の際の参議院附帯決議の「(新教育長の)任命同意に際し(略)議会においては所信聴取等、丁寧な対応を行うこと」との文言を理由に、これまで、質疑や委員会付託を省略してきた先例を改め「正規の手続きを踏むべきだ」との提案がありました。本会議質疑後、採決の結果、委員会付託の上継続審査とされました。党県議団は、同意案件は、本会議での質疑にとどめるべきで、委員会付託し、その人物の詳細まで審議する必要はないとして、委員会付託・継続審査に反対しました。

この結果、少なくとも6月定例会まで教育長が不在となります。

以上

県政資料・第134号

日本共産党埼玉県議会議員団の主張と活動

2017年2月定例県議会

住 所 〒330-9301
さいたま市浦和区高砂3-15-1 埼玉県庁内
県庁代表 048(824)2111 (内線6023)
直通電話 048(824)3413
F A X 048(825)1048
ホームページ：<http://jcp-saitama-pref.jp/>
Mail：jcp-sai@apricot.ocn.ne.jp

